

# 新宿区次世代育成支援計画

平成22年度～平成26年度

新宿区次世代育成支援計画  
平成22年度～平成26年度



平成22(2010)年3月  
新宿区

平成22(2010)年3月

新宿区



## はじめに



次代を担う子どもたちが健やかに育つ

「子育てしやすいまち」をめざして

子どもと子育て家庭を社会全体で応援し「新宿区を子育てしやすいと実感できるまちにした」という思いをこめ、平成16年度に「新宿区次世代育成支援計画～子育てみんなで応援宣言」（平成17年度～平成21年度）を策定し、新宿区の次世代育成支援施策を推進してきました。

この成果を検証し、次の計画に生かすため、平成20年度に「次世代育成支援に関する調査」を実施し、幅広い年齢にわたる区民の皆様のご意見を伺いました。その結果、新宿区を「子育てしやすいまち」と思う方の割合が、5年前の調査と比べ大きく増加し、計画の目標値を上回りました。私は、これを、区のこれまでの次世代育成支援への取組みの成果のあらわれとして大変嬉しく思うと共に、手を携えて取り組んでいただいた多くの皆様のご協力に心から感謝しております。

このたび、現行の計画期間が満了することから、今後5年間の取組みに向けて「新宿区次世代育成支援計画（平成22年度～平成26年度）」を策定しました。

この計画では、新たなビジョンとして「ワーク・ライフ・バランスが実現するまち」を掲げ、性別や年齢に関わらず、だれもが自分らしい生き方を選択でき、仕事と子育て・地域活動等とのバランスが図れる社会づくりを重要な課題としました。

また、「遊び」・「文化・芸術」・「食」を、子どもの生きる力と豊かな心を育てるために大切な要素ととらえ、「心とからだの栄養素」というサブタイトルをつけました。

あわせて、区の喫緊の課題である保育園待機児童の解消をはじめ、就学前教育の充実、乳幼児親子や就学児の居場所づくり、相談しやすい環境の整備、子育てバリアフリーの推進など、すべての子どもと子育て家庭への支援の充実を図り、子育てや子どもの育ちを支える地域や社会環境の整備を推進してまいります。

妊娠期から青年期までのライフステージを見通した総合的な次世代育成支援施策を推進することにより、今まで以上に、新宿区が「子育てしやすいまち」になるよう、子育て中の方だけでなく、未来を築いていくだれもが安心して子どもを生み育てられる社会をめざしてまいります。この計画を着実に推進していくためには、区民の皆様をはじめ、地域団体・事業者など、さまざまな方々との協働が欠かせません。今後ともよろしく願いいたします。

この計画は、調査の段階から本計画の策定まで、新宿区次世代育成協議会で協議を重ねたほか、地域説明会等において、区民の皆様の声聞きながら策定を進めてまいりました。調査にご協力いただいた皆様、貴重なご意見・ご提案をいただいた新宿区次世代育成協議会ならびに区民の皆様、そして、ご協力をいただきました全ての関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成22年3月

新宿区長 中山 弘子



# 新宿区次世代育成支援計画 (平成22年度～平成26年度) 目次

## I 計画の基本的な考え方

1 目的	1
2 計画の位置づけ及び計画期間	2
3 新宿区次世代育成支援計画に基づくこれまでの実績	3
4 新宿区の子どもと家庭をとりまく状況と課題	4
(1) 新宿区の現状	4
(2) 新宿区的主要な課題と方向	22
5 基本目標	25
6 施策目標	26
7 施策の体系	27

## II 現状と課題・取組みの方向

### II-1 目標ごとの現状と課題・取組みの方向

目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます	32
目標2 健やかな子育てを応援します	50
目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします	58
目標4 安心できる子育て環境をつくります	85
目標5 ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを推進します	98

### II-2 新宿区の次世代育成支援を着実に推進していくために

新宿区の次世代育成支援を着実に推進していくために	107
--------------------------	-----

## III 資料編

1 次世代育成支援事業一覧	108
2 新宿区次世代育成支援計画（平成22年度～平成26年度）策定体制	136
3 新宿区次世代育成支援計画（平成22年度～平成26年度）策定経過	137
4 地域説明会等実施状況	138
5 新宿区次世代育成協議会条例	139
6 新宿区次世代育成協議会の構成	141
7 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱	143
8 新宿区次世代育成支援推進本部の構成	146



# I 計画の基本的な考え方

- 1 目的
- 2 計画の位置づけ及び計画期間
- 3 新宿区次世代育成支援計画に基づくこれまでの実績
- 4 新宿区の子どもと家庭をとりまく状況と課題
  - (1) 新宿区の現状
  - (2) 新宿区的主要課題と方向
- 5 基本目標
- 6 施策目標
- 7 施策の体系





# 1 目的

この計画は、少子社会に的確に対応するため、妊娠期から乳幼児期、青年期までを見通した総合的な次世代育成支援について、新宿区がめざす方向性と施策について発信し、区民のみなさんと共に取り組み、実現していくことを目的として策定しています。

新宿区がめざすものは、次代を担う子どもたちが健やかに育つ「子育てしやすいまち」の実現です。

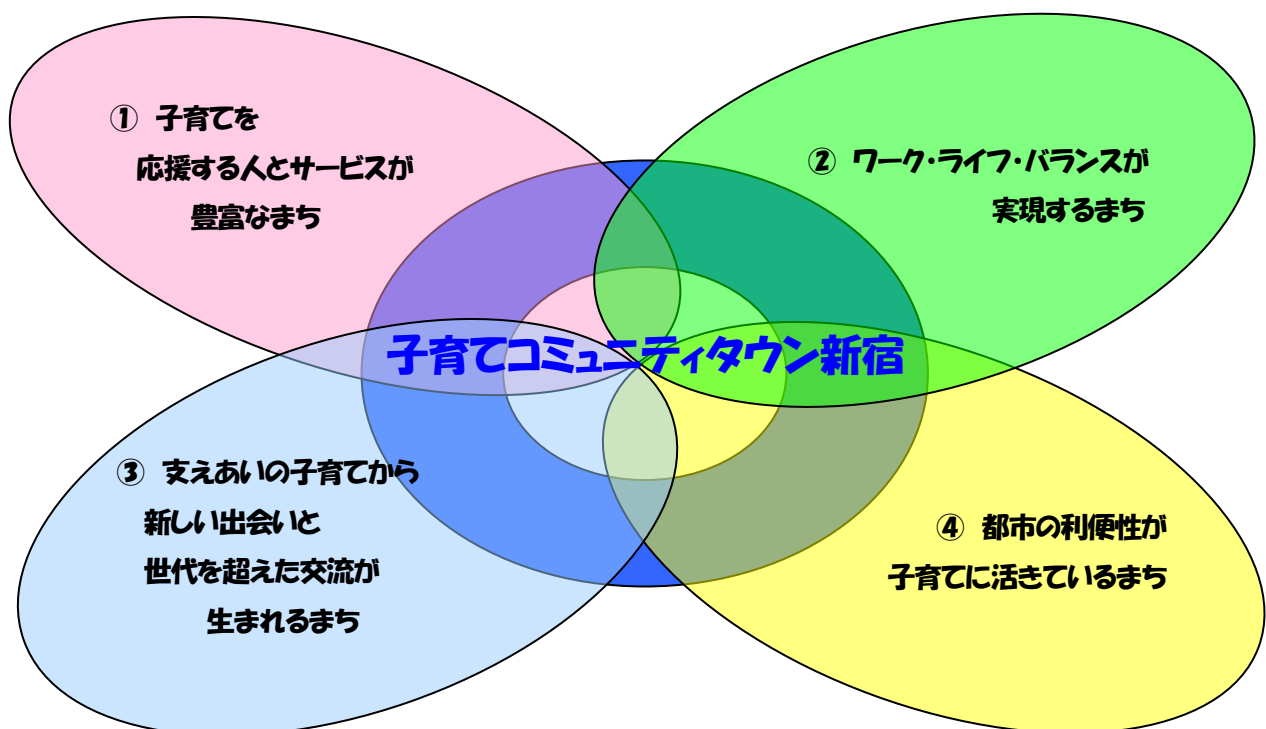
その総合ビジョンとして、「子育てコミュニティタウン新宿」を前計画に引き続き掲げ、その具体的なビジョンとして、以下の4つのビジョンをまとめました。

## 【総合ビジョン】

『子育てコミュニティタウン新宿』

## 【具体的な4つのビジョン】

- ① 子育てを応援する人とサービスが豊富なまち
- ② ワーク・ライフ・バランスが実現するまち
- ③ 支えあいの子育てから新しい出会いと世代を超えた交流が生まれるまち
- ④ 都市の利便性が子育てに活かしているまち

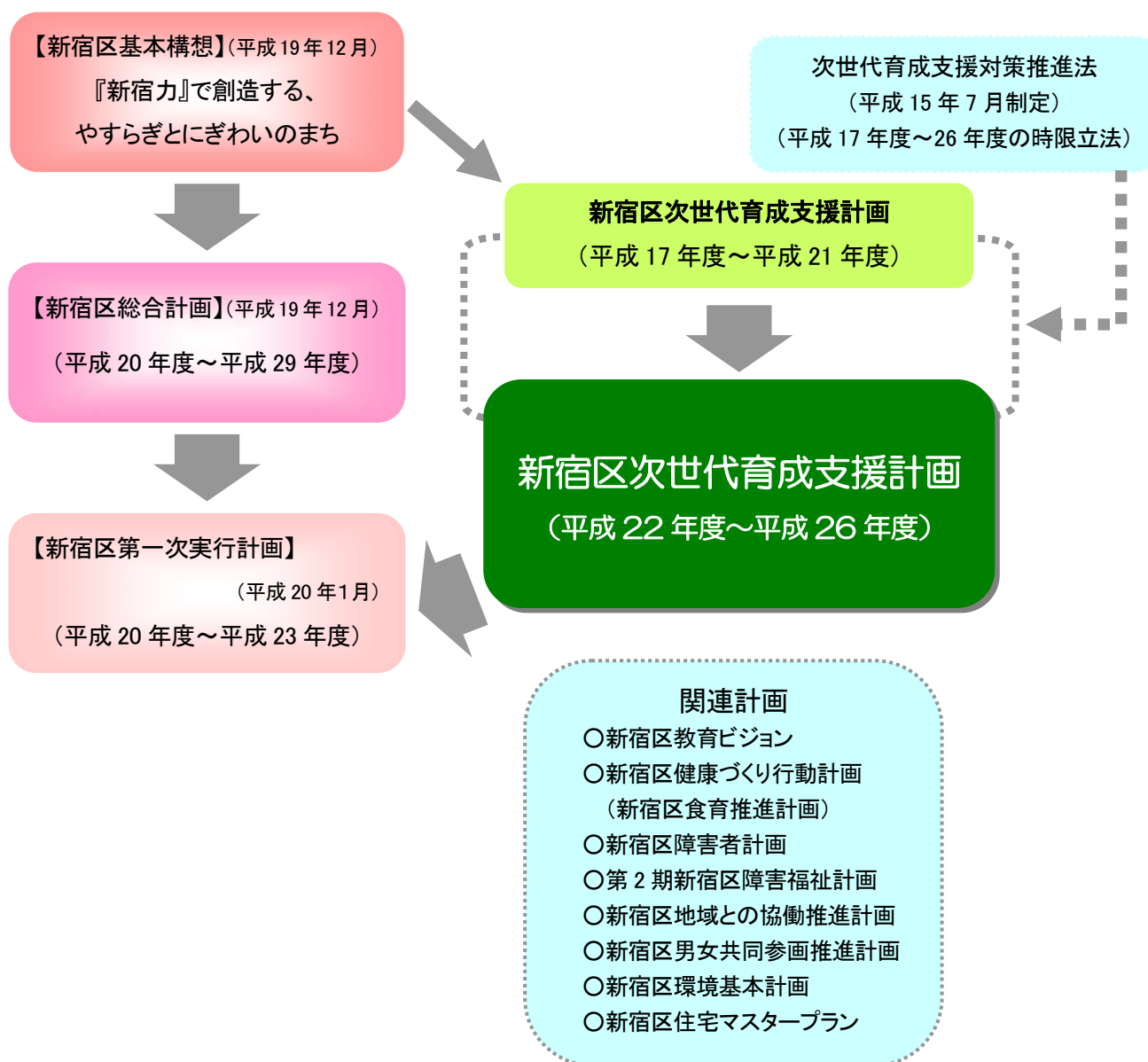


## 2 計画の位置づけ及び計画期間

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画に該当する計画であるとともに、「新宿区総合計画」のまちづくりの基本目標Ⅱ「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち」の実現を目指した分野別計画です。

今回の計画は、平成16年度に策定した「新宿区次世代育成支援計画」（平成17年度～平成21年度）にひき続く計画として策定し、平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）を計画期間としています。

なお、この計画は、児童福祉法第56条の8に基づく市町村保育計画、母子及び寡婦福祉法第12条に基づくひとり親家庭への自立支援策に関する母子家庭及び寡婦自立促進計画、国が示した母子保健や国民の健康に関する「健やか親子21」及び「健康日本21」が示すビジョンを踏まえた母子保健計画を包含するものです。



### 3 新宿区次世代育成支援計画に基づくこれまでの実績

区では、「新宿区次世代育成支援計画」（平成 17 年度～平成 21 年度）に基づき、誰もが安心して子どもを生み、育てることのできる「子育てしやすいまち」の実現に向けて、様々な施策を実施してきました。また、「新宿区次世代育成協議会」（区民、地域団体、学識経験者、事業主等により構成）、「新宿区次世代育成支援推進本部」（庁内組織）を設置し、次世代育成支援に関する総合的かつ効果的な推進を図るための仕組みを整えました。

#### 【これまでの主な取り組み】

	平成 16 年度	平成 21 年度
<p><b>◆乳幼児親子の居場所を充実させました</b> ○児童館、子ども家庭支援センターなどで、乳幼児親子が専用または優先して集えるスペースを充実しました。</p>	優先スペース 8 か所	優先・専用スペース 15 か所
<p><b>◆一時保育を充実させました</b> ○日中一時的に子どもの保育が必要となった時に預かる「一時保育」を充実させました。</p>	<保育園等空き利用型> 44 か所 <保育園等専用室型> 2 か所	<保育園等空き利用型> 43 か所 <保育園等専用室型> 4 か所 <ひろば型> 2 か所
<p><b>◆保育園の定員拡充を図りました</b> ○待機児童の解消に向けて、公立・私立認可保育園の定員拡充・弾力化及び認証保育所の増設を進めています。</p>	認可保育園定員 3,441 人 (38 か所) 弾力化 94 人 認証保育所定員 166 人 (4 か所)	認可保育園定員 3,617 人 (38 か所) 弾力化 115 人 認証保育所定員 476 人 (13 か所)
<p><b>◆幼稚園・保育園の連携・一元化の推進</b> ○区で最初の認定子ども園となる「四谷子ども園」を平成 19 年度に開設しました。また、愛日幼稚園と中町保育園での連携も実施しています。</p>	—	<子ども園の開設> 1 か所 <幼保の連携> 1 か所
<p><b>◆学童クラブの拡充を図りました</b> ○学校内学童クラブ（区立）の設置による拡充や、民間学童クラブの増設などにより、学童クラブ事業の充実を図りました。</p>	<区立学童クラブ> 21 か所 (定員 905 人) <民間学童クラブ> 1 か所	<区立学童クラブ> 26 か所 (定員 1,180 人) <民間学童クラブ> 3 か所
<p><b>◆学校を拠点とした子どもの居場所づくり</b> ○学校施設を活用した「放課後子どもひろば」の整備を平成 19 年度から開始しました。</p>	—	放課後子どもひろば 18 か所
<p><b>◆子ども家庭支援センターの拡充を図りました</b> ○子どもの虐待の予防、早期発見など、きめ細かな対応を進めるために、子ども家庭支援センターの拡充を図りました。</p>	子ども家庭支援センター 1 か所	子ども家庭支援センター 3 か所
<p><b>◆経済的支援の拡充を図りました</b> ○新宿区児童手当や子ども医療費助成など、経済的な支援策の拡充を図りました。</p>	<新宿区児童手当>平成 18 年度から、区独自の手当として対象を中学 3 年生まで拡充 <子ども医療費助成>平成 19 年 10 月から子どもの医療費助成を中学 3 年生まで拡充 <新宿区父子家庭手当>平成 22 年 1 月から児童扶養手当と同基準の手当を父子家庭にも支給	
<p><b>◆ワーク・ライフ・バランス推進に向けた取り組み</b> ○区内企業において、仕事と生活の調和を図り、働きやすく子育てしやすい環境づくりを推進するための取り組みを進めてきました。</p>	平成 19 年 10 月から「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」を導入するとともに、推進企業に対する融資の優遇措置を実施	

# 4 新宿区の子どもと家庭をとりまく状況と課題

## (1) 新宿区の現状

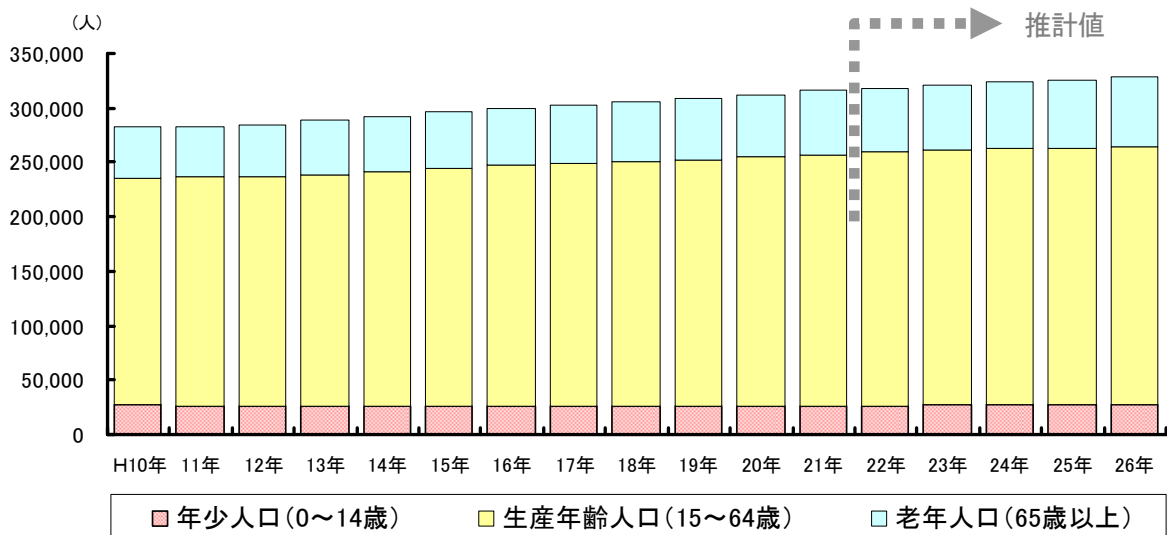
### 1) 総人口、年齢3区分別人口の推移

平成10年からみると、新宿区では総人口が増加しており、平成26年度には約32万人になる見込みです。

年齢別にみると、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の老年人口において、人口は一貫して増加しており、平成26年まで増加が続く見込みです。0～14歳の年少人口は、平成16年より微増傾向が続くと推測されます。

外国人登録者も増加傾向で、平成19年からは総人口の1割を占めています。

【年齢3区分別人口の推移、推計】

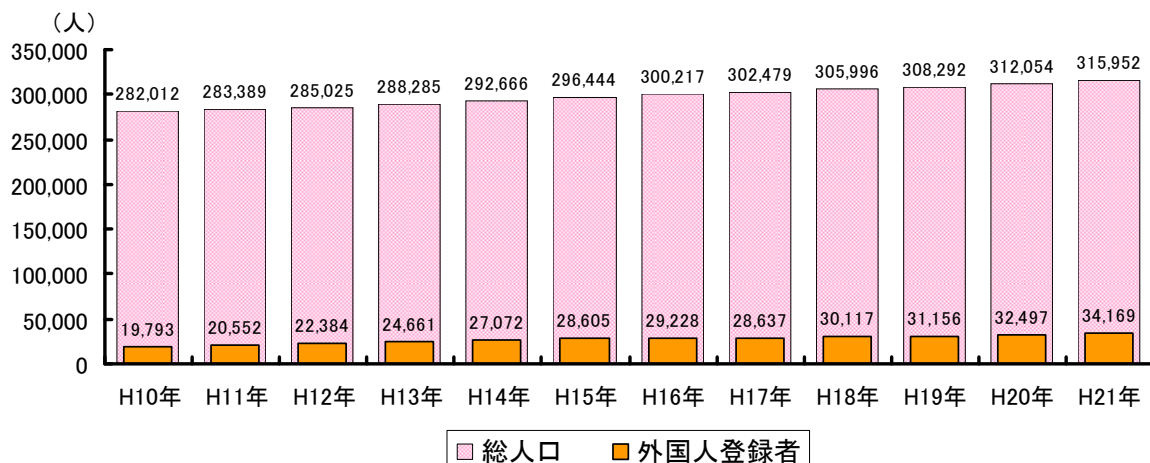


	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
合計	282,012	283,389	285,025	288,285	292,666	296,444	300,217	302,479	305,996	308,292
年少人口 (0～14歳)	26,860	26,485	26,155	25,956	25,947	25,937	25,907	26,008	26,036	26,024
生産年齢人口 (15～64歳)	209,009	209,694	210,605	212,755	215,964	218,373	221,455	222,871	225,210	226,245
老年人口 (65歳以上)	46,143	47,210	48,265	49,574	50,755	52,134	52,855	53,600	54,750	56,023
	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年			
合計	312,054	315,952	318,656	321,181	323,554	325,822	327,988			
年少人口 (0～14歳)	26,310	26,430	26,552	26,752	26,998	27,296	27,486			
生産年齢人口 (15～64歳)	228,546	230,865	232,840	235,118	236,260	236,279	236,777			
老年人口 (65歳以上)	57,198	58,657	59,264	59,311	60,296	62,247	63,725			

出典：住民基本台帳及び外国人登録 各年4月1日

※平成22年～平成26年の人口は住民基本台帳及び外国人登録に基づくコーホート要因法による人口推計結果

### 【総人口に占める外国人登録者数の推移】



※ ( ) は総人口に占める外国人登録者の割合を示す。

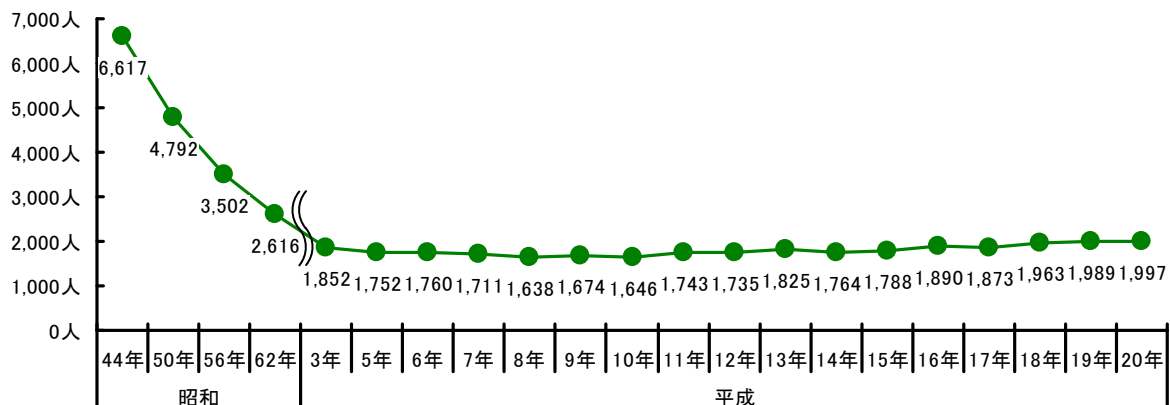
	H10年	H11年	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
総人口 (人)	282,012	283,389	285,025	288,285	292,666	296,444	300,217	302,479	305,996	308,292	312,054	315,952
外国人登録者 (人)	19,793	20,552	22,384	24,661	27,072	28,605	29,228	28,637	30,117	31,156	32,497	34,169
総人口に占める割合	7.0%	7.3%	7.9%	8.6%	9.3%	9.6%	9.7%	9.5%	9.8%	10.1%	10.4%	10.8%

出典：住民基本台帳及び外国人登録 各年4月1日

## 2) 出生数の推移

昭和44年に生まれた子どもの数は6,617人でした。区の出生数はその後減少が続き、平成3年には、2,000人を割りました。平成3年より平成8年にかけて、出生数は減少し続けましたが、平成9年からは微増に転じ、年によって増減はあるものの、平成14年からは微増が続いています。

### 【出生数の推移】

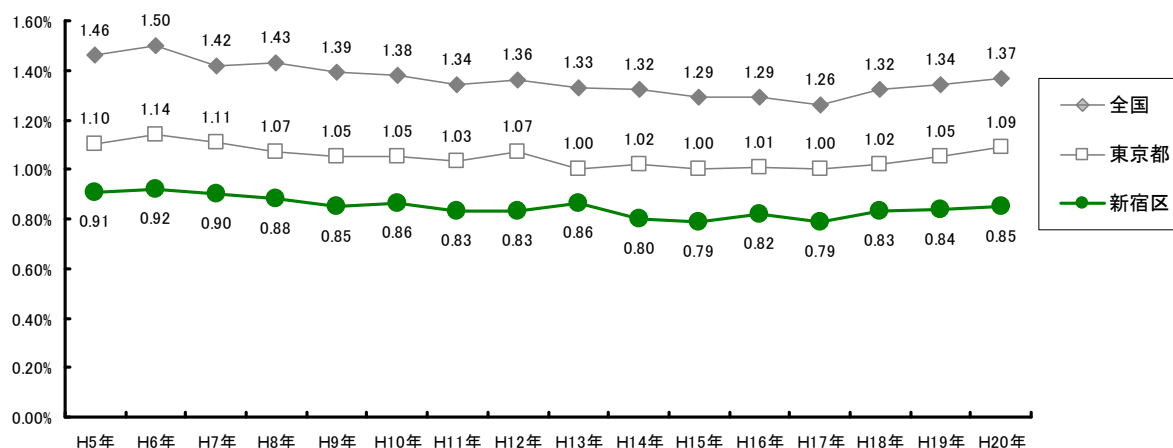


出典：新宿区「新宿区の概況」各年

### 3) 合計特殊出生率

新宿区の合計特殊出生率は、全国の都道府県で最も低い東京都の中でも、さらに低い値で推移しています。平成 15 年、平成 17 年に合計特殊出生率は 0.8 を割りましたが、平成 18 年からは、0.8 以上で推移しています。

【合計特殊出生率の推移】



出典：東京都、新宿区の合計特殊出生率：東京都福祉保健局「人口動態統計」  
 全国の合計特殊出生率：厚生労働省「人口動態統計 年報」

### 4) 子どもの死亡原因

全国の子どもの死亡原因を年齢階級別にみると、1～14 歳までは「不慮の事故」が最も多くなっています。子どもの事故防止が重要です。

【子どもの年齢別死亡原因（全国）】

年齢	死亡総数	第1位		第2位		第3位	
		死因原因	死亡数 (割合)	死因原因	死亡数 (割合)	死因原因	死亡数 (割合)
0歳	2,798 (100%)	先天奇形等	999 (35.7%)	呼吸障害等	379 (13.5%)	乳幼児突然死症候群	153 (5.5%)
1～4歳	949 (100%)	不慮の事故	163 (17.2%)	先天奇形等	160 (16.9%)	悪性新生物	95 (10.0%)
5～9歳	557 (100%)	不慮の事故	128 (23.0%)	悪性新生物	106 (19.0%)	その他の新生物	39 (7.0%)
10～14歳	516 (100%)	不慮の事故	114 (22.1%)	悪性新生物	109 (21.1%)	自殺	58 (11.2%)

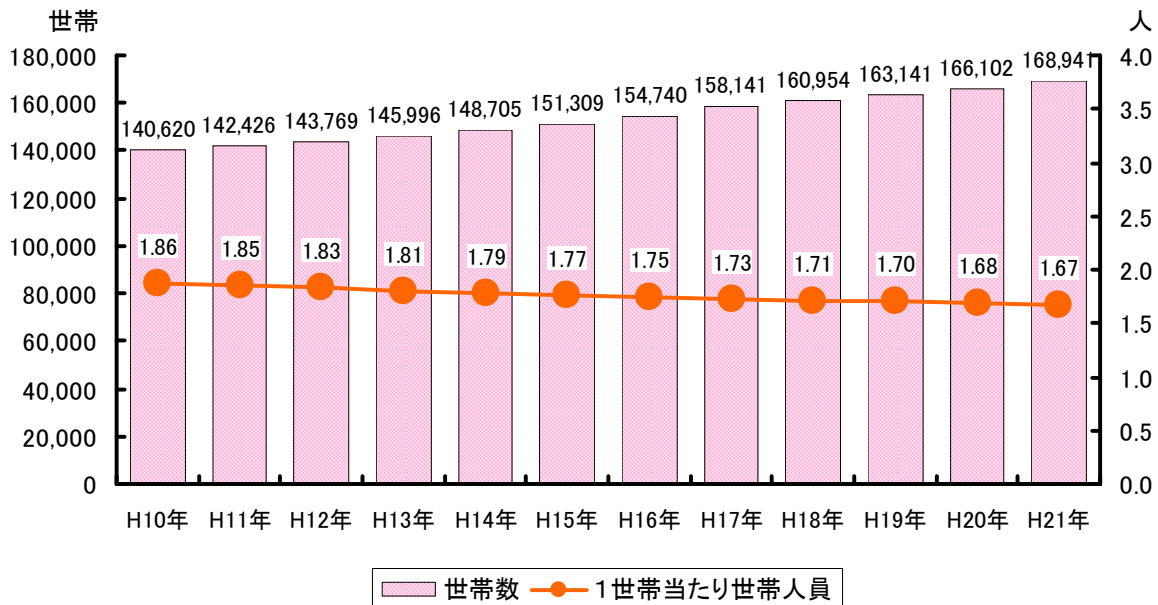
出典：厚生労働省「平成 20 年人口動態統計」

## 5) 世帯数の推移

世帯数は平成10年から一貫して増加し、平成10年から平成21年までの間に約28,000世帯が増え、約1.2倍になっています。一方、1世帯当りの世帯人員は減少が続いています。

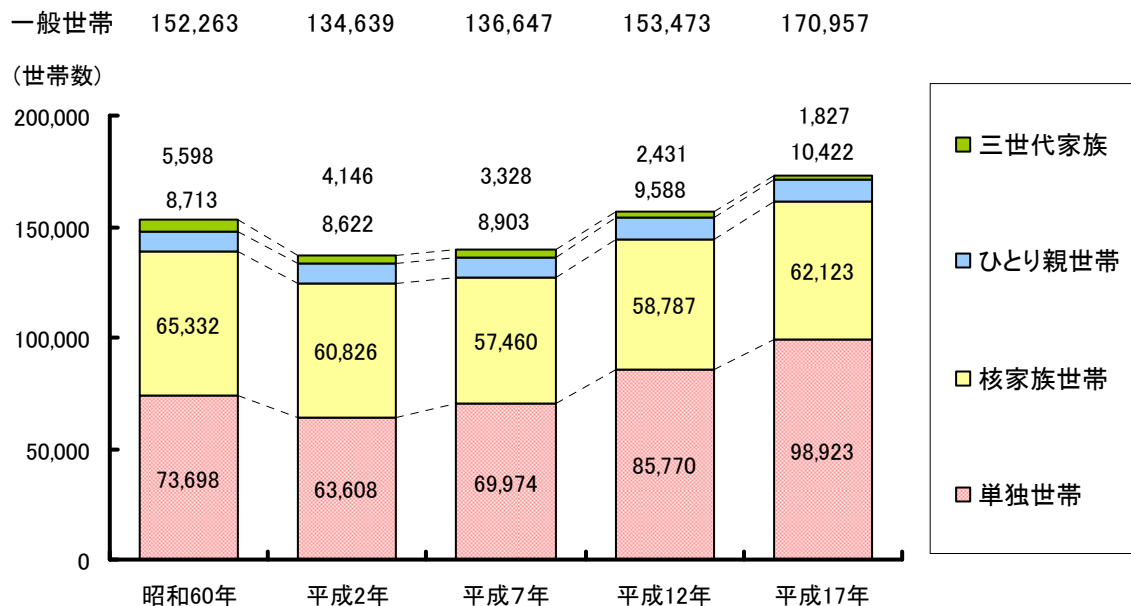
家族類型別にみると、区では単独世帯の割合が高く、平成17年の国勢調査では、区の一般世帯の中の約60%が単独世帯となっています。

【世帯数及び1世帯当たり世帯人員の推移】



出典：住民基本台帳（外国人登録者含む）各年4月1日

【家族類型別世帯数の推移】



※ひとり親世帯とは「男親と子供から成る世帯」と「女親と子供から成る世帯」の合計を指す。

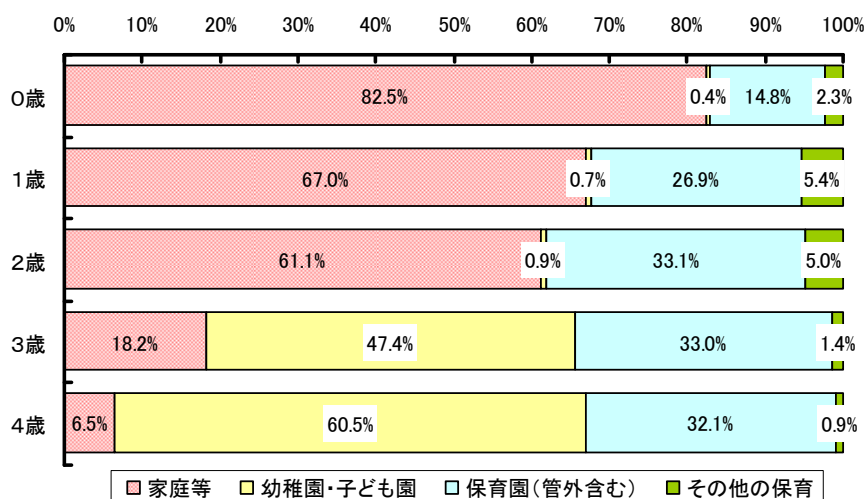
※三世大家族とは「夫婦、子供と両親から成る世帯」と「夫婦、子供と片親から成る世帯」の合計を指す。

出典：総務省「国勢調査」各年

## 6) 乳幼児の保育状況

0歳では8割以上の子どもが自宅で過ごしています。1歳及び2歳では、自宅が約6割、保育園等が約3割です。3歳、4歳では、幼稚園で過ごす子どもが増え、4歳では約6割が幼稚園、3割が保育園等となっており、自宅での保育はわずかとなっています。

【乳幼児の保育状況】



出典：新宿区資料 平成 21 年 4 月

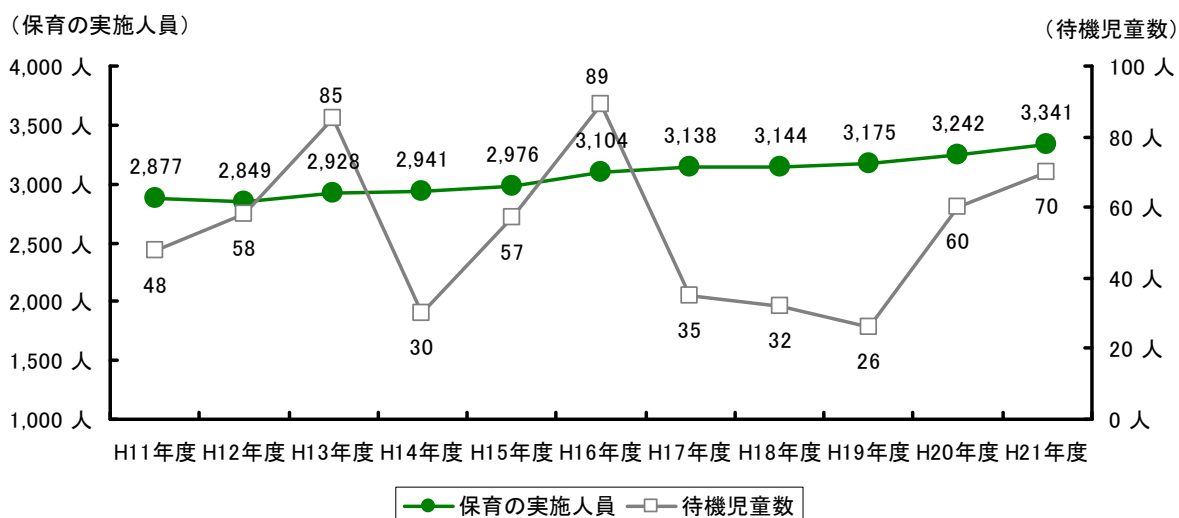
※幼稚園園児数は平成 21 年 5 月 1 日。満 3 歳児、区外幼稚園所在地別園児を含む

## 7) 保育の実施人員、待機児童数の推移

保育の実施人員は一貫して増加していますが、待機児童も毎年度発生している状況です。

個別の保育サービスごとに人員をみると、どのサービスにおいても人員は増加となっています。

【保育の実施人員】（各年度 4 月 1 日現在）



出典：保育の実施人員：新宿区「新宿区の概況」平成 21 年度

待機児童数：新宿区子ども家庭部保育課資料



【各種保育サービスの実施状況】

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
保育園(区立)	2,263 人	2,278 人	2,204 人	2,240 人	2,326 人
保育園(私立)	875 人	866 人	971 人	1,002 人	1,015 人
認証保育所	93 人	92 人	160 人	195 人	230 人
保育室	55 人	48 人	37 人	66 人	71 人
家庭福祉員	8 人	4 人	9 人	6 人	15 人
総数	3,294 人	3,288 人	3,381 人	3,509 人	3,657 人

出典：新宿区「新宿区の概況」平成 21 年度

## 8) 3～5歳児の保育サービスの実施状況

区立、私立を合わせた保育園園児数は、平成 17 年より大幅な増減はありません。一方幼稚園園児数は平成 17 年より減少が続いています。

【3～5歳児の保育サービスの実施状況】

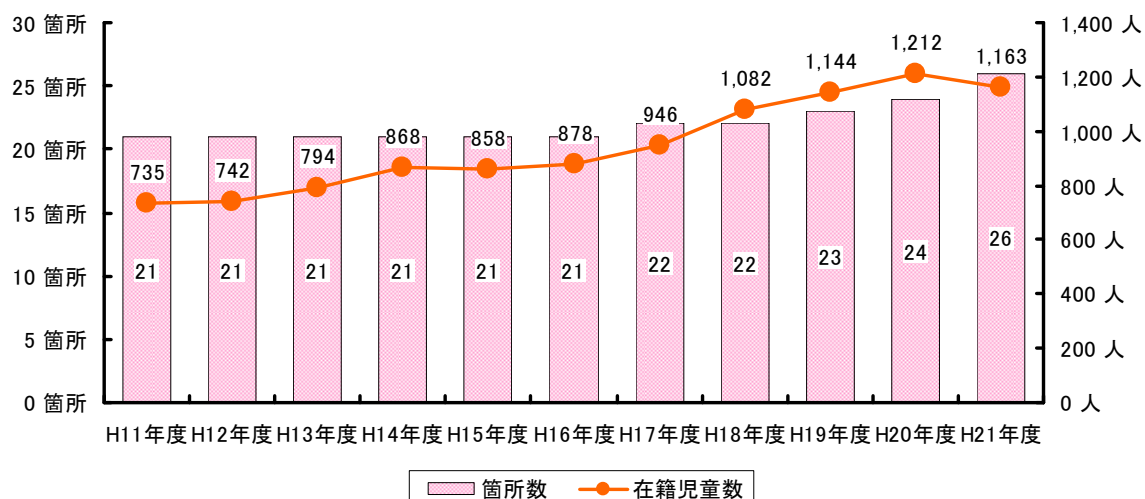
	保育園園児数(人) (3～5歳児合計)			幼稚園園児数(人)			子ども園 園児数(人) (3～5歳合計)
	区立	私立	合計	区立	私立	合計	
平成 17 年	1,322	525	1,847	1,251	1,142	2,393	—
平成 18 年	1,321	509	1,830	1,185	1,127	2,312	—
平成 19 年	1,241	561	1,802	1,093	1,111	2,204	106
平成 20 年	1,244	577	1,821	1,014	1,118	2,132	119
平成 21 年	1,259	567	1,826	985	1,143	2,128	118

※保育園在園児数は各年 4 月 1 日の 3 歳～5 歳児の合計数。幼稚園園児数、子ども園園児数は各年 5 月 1 日。

## 9) 学童クラブ在籍児童数

学童クラブは、平成 17 年度より箇所数が増加となっています。在籍児童数は毎年増加していましたが、平成 21 年度は減少となっています。

【学童クラブ在籍児童数（公立のみ）】

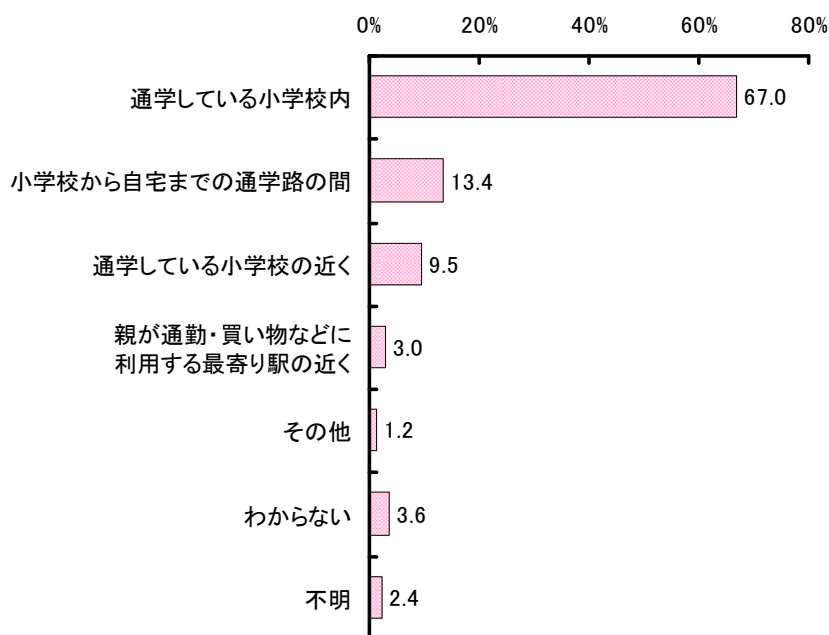


出典：新宿区「新宿区の概況」平成 21 年度

## 10) 放課後に子どもを過ごさせたい場所

子どもが小学生になった時に放課後過ごさせたい場所については、「通学している小学校内」が圧倒的に高く、67.0%となっています。

【小学生の放課後の居場所はどこにあると利用しやすいか（就学前児童の保護者）】



N=920

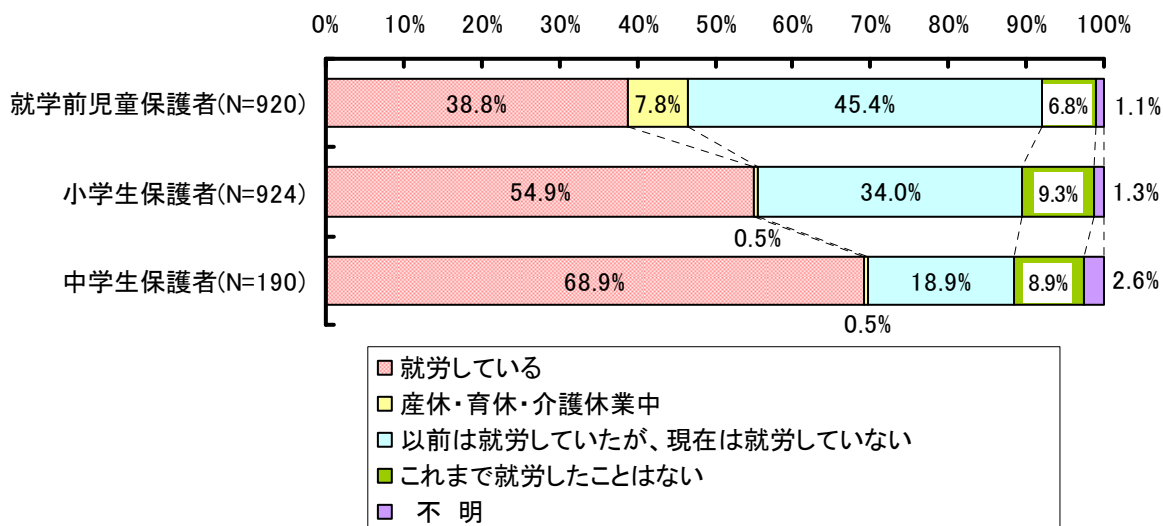
出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査（就学前児童の保護者調査）」平成 20 年度

## 11) 子どもの世話を主にしている人の就労状況

子どもの年齢が上がるにつれ、子どもの世話を主にしている人が「就労している」割合が高くなり、中学生保護者では、約7割が就労しています。

同時に、「以前は就労していたが、現在は就労していない」とする人の割合は、子どもの年齢が上がるにつれ、低くなっています。一方、「これまで就労したことはない」とする人は、子どもの年齢に関わらず、一定割合います。

【子どもの世話を主にしている保護者の就労状況】

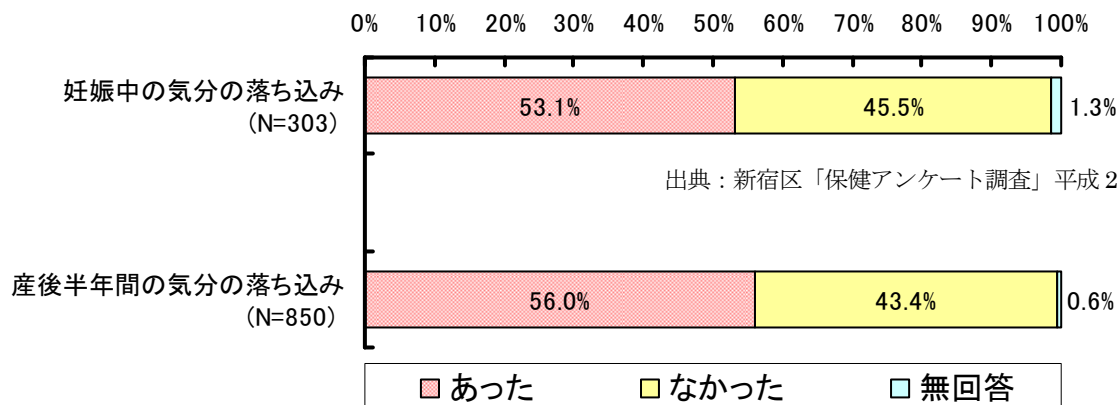


出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査」平成20年度

## 12) 産前・産後の母親の心の健康

妊娠中に気分が落ち込んだことのある人は53.1%、産後半年間に気分が落ち込んだことのある人が56.0%となっており、母親への精神面での支援が重要となっています。

【産前・産後の母親の気分の落ち込みの有無】



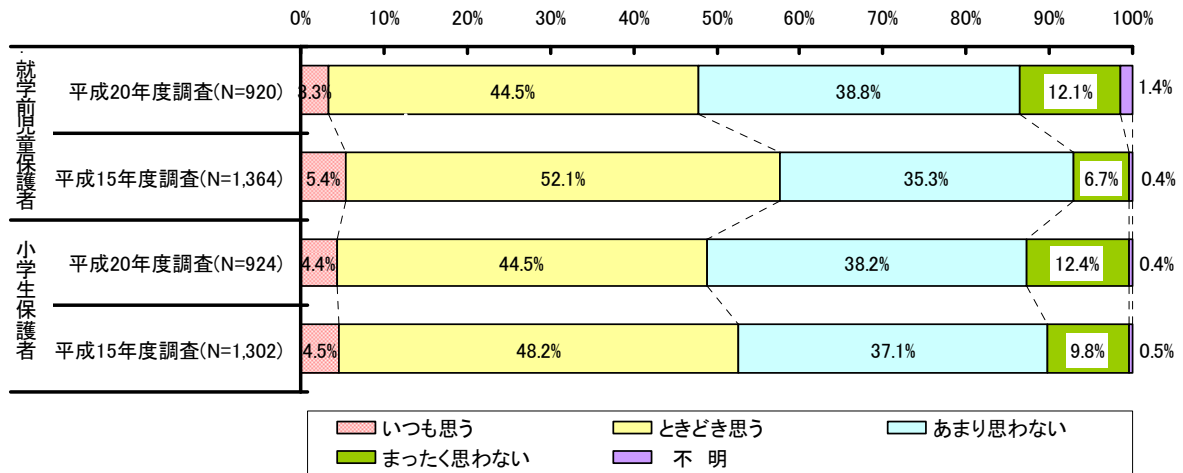
出典：新宿区「保健アンケート調査」平成21年

出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査」平成20年度

### 13) 子育てのつらさ

就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、平成 15 年度調査より、子育てがつらいと「いつも思う」、「ときどき思う」とする人の割合は低くなっています。

【子育てのつらさ】



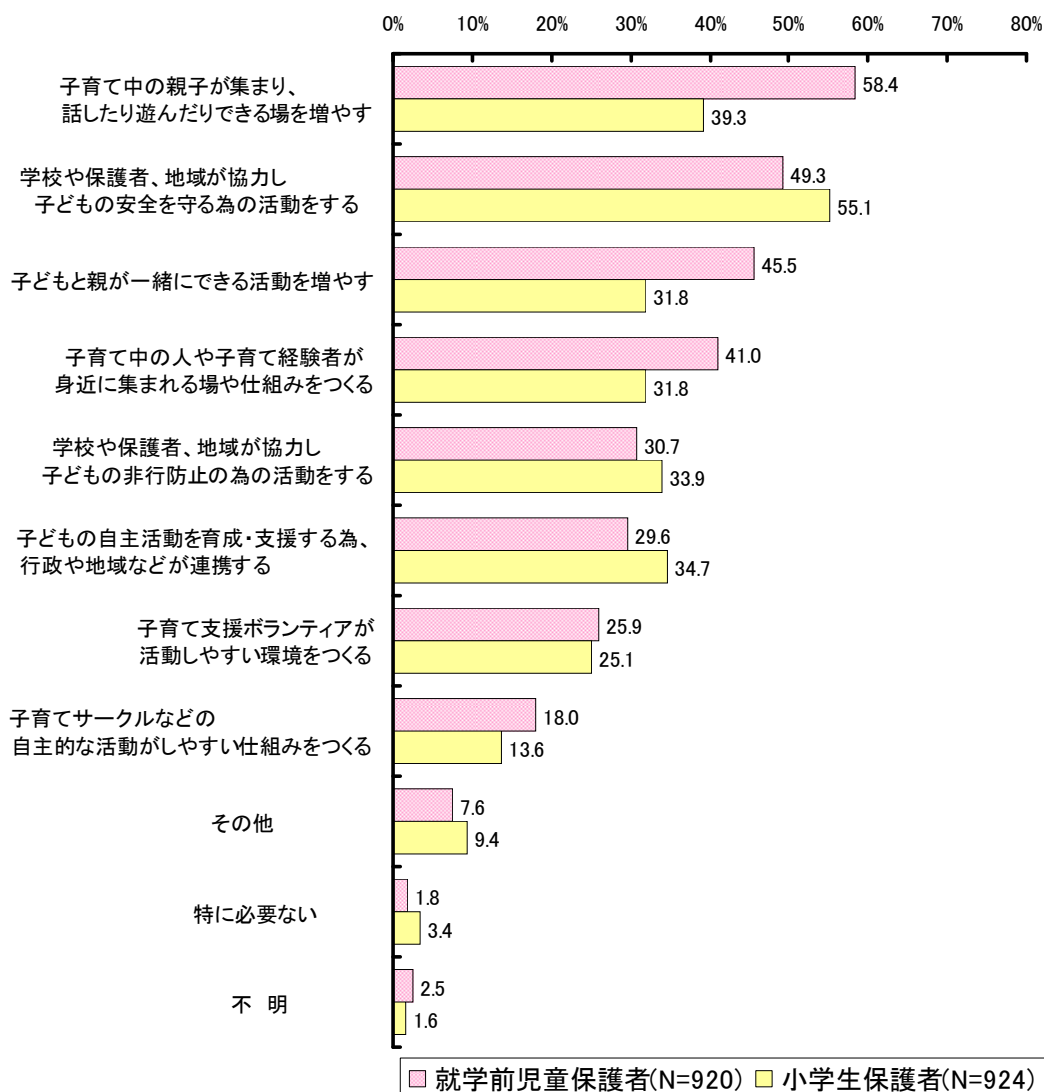
出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査」平成 20 年度

## 14) 地域で求められる子育て支援の取組み

就学前児童の保護者では、「子育て中の親子が集まり、話したり遊んだりできる場を増やす」が 58.4%で、最も割合が高くなっています。次いで「学校や保護者、地域が協力し子どもの安全を守るための活動をする」が 49.3%となっています。

小学生の保護者では、「学校や保護者、地域が協力し子どもの安全を守るための活動をする」が 55.1%で最も割合が高く、次いで「子育て中の親子が集まり、話したり遊んだりできる場を増やす」が 39.3%となっています。

【安心して子育てするために、地域で必要だと思う取組み】



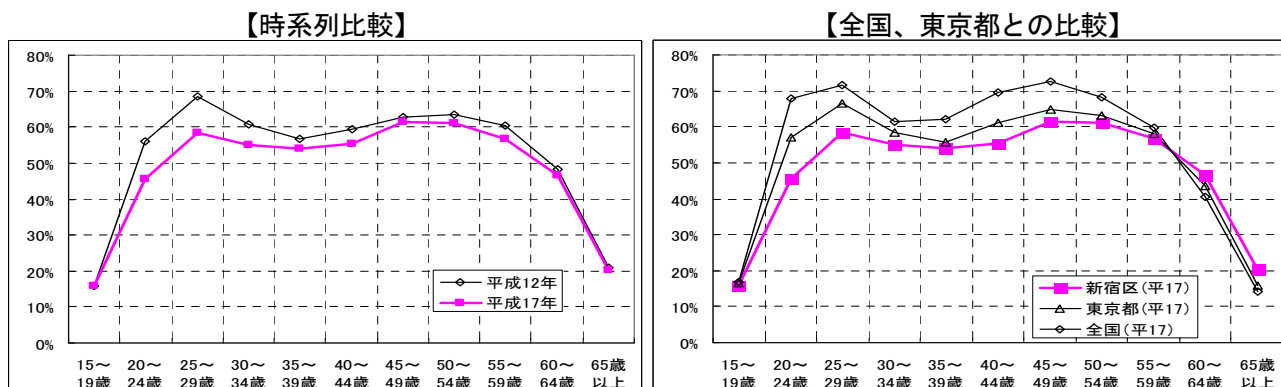
出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査」平成 20 年度

## 15) 労働力率

平成12年と平成17年の区内の女性の労働力率を比較すると、平成17年の労働力率が低くなっています。全国、東京都との比較では、ほぼ全ての年代で低くなっています。

平成12年から平成17年にかけて、特に20歳代、30歳代前半における労働力率の低下がみられます。一方、区の特徴として、子育て世代の女性が離職することによって生じるM字曲線の底が全国、東京都より浅く、台形に近くなっていることがあげられます。

【女性の労働力率比較】



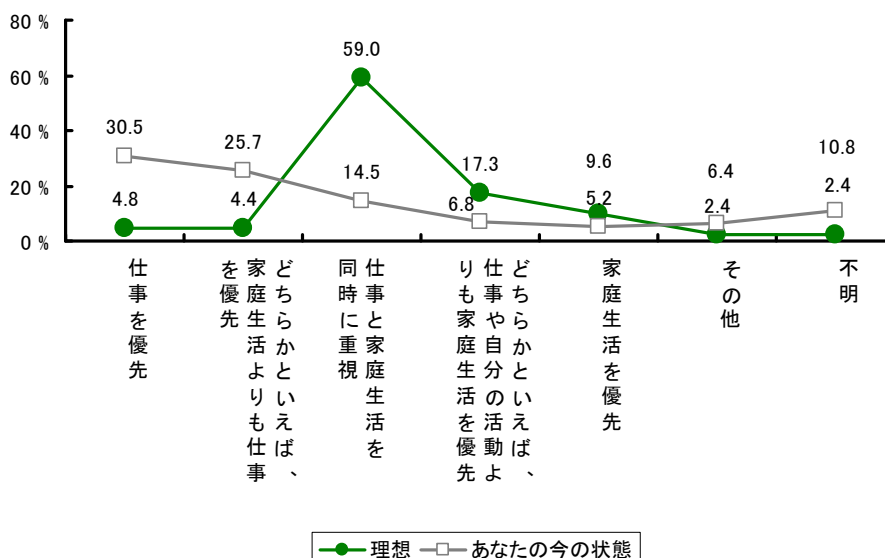
出典：総務省「国勢調査」各年

## 16) 仕事と生活のバランス

仕事と生活の理想と現実についてみると、理想では「仕事と家庭生活を同時に重視」が59.0%で割合が高くなっていますが、現実では14.5%で、理想と現実とに大きく差が開いています。

また理想では「仕事を優先」(4.8%)、「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事を優先」(4.4%)の回答の割合は低くなっていますが、現実では割合が高くなっており、ここでも理想と現実とで開きが生じています。

【仕事と生活のバランスについての考え方】



出典：新宿区「次世代育成支援に関する調査（少子社会に関する調査）」平成20年度

## 地域別の現状

※年齢別人口の割合は住民基本台帳人口の総人口に対する割合  
 ※端数処理の都合上、割合合計が100にならない場合がある

### 四谷地域

《平成21年4月1日の人口》

総人口	35,825	人	(外国人登録者2,807人含む)
住基18歳未満	2,878	人	(8.7%)
住基18~64歳	23,086	人	(69.9%)
住基65歳以上	7,054	人	(21.4%)

※住基=住民基本台帳人口

認可保育園	5	区立小学校	3
認証保育所	—	区立中学校	1
幼稚園	3	学童クラブ	3
保育ママ	1	放課後子どもひろば	2
子ども園	1	子ども家庭支援センター	1
児童館	1	地域子育て支援センター	1



四谷地域には、新宿御苑や明治神宮外苑などの大規模公園があり、四季折々の自然が身近に体感できる場所となっています。旧四谷第四小学校の校舎を活用した「四谷ひろば」には、親子で楽しめる東京おもちゃ美術館や、地域の人達の芸術活動を進めるCCAAアートプラザ、様々な催しが住民によって開催される地域ひろばがあり、施設を利用した多世代交流などが行われています。南元町にある地域子育て支援センター二葉では、おおむね3歳までの子どもと親が気軽に施設を利用でき、子育て相談も開催されています。また、小学校、中学校と町会、地区青少年育成委員会及び地区協議会が協働で実施するあいさつ運動や、ボランティアがペットの散歩の際に腕章をつけて地域を見回る、四谷ワンワン子ども見守り隊が活動しています。

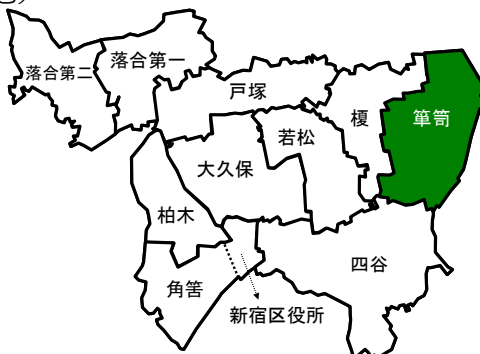
### 筆筈地域

《平成21年4月1日の人口》

総人口	34,665	人	(外国人登録者2,003人含む)
住基18歳未満	3,828	人	(11.7%)
住基18~64歳	23,265	人	(71.2%)
住基65歳以上	5,569	人	(17.1%)

※住基=住民基本台帳人口

認可保育園	3	区立小学校	3
認証保育所	2	区立中学校	2
幼稚園	3	学童クラブ	3
子育てひろば	1	放課後子どもひろば	3
保育ママ	1	子ども家庭支援センター	—
児童館	3		



筆筈地域は神田川と外濠に囲まれた地域で、水とみどりに親しめる空間の整備が進められています。近年高層住宅が建設され、人口、世帯数の増加率が区内で最も高い地域です。北山伏町には、地域の子育て当事者が主体となって運営している子育て応援施設「ゆったりーの」があり、小学校入学前の子どもと親が気軽に立ち寄れる居場所の提供や、子育て支援者・団体活動の支援を行っています。子育てをしている家族が、地域の施設で他の家族と交流し、活動する取り組みが活発な地域です。また、筆筈地区協議会では、「筆筈地区子ども見守り隊」を結成し、協議会のメンバー及び構成団体の人達がエンブレムをかけて、21年6月から一斉パトロールを行っています。

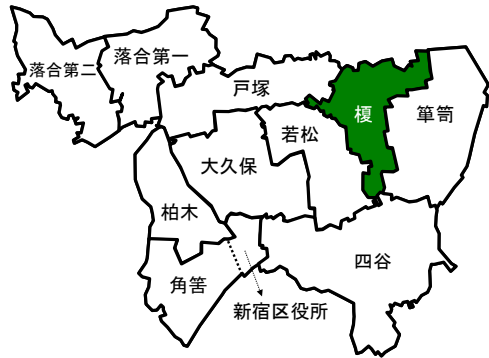
## 榎地域

《平成21年4月1日の人口》

総人口：30,905 人（外国人登録者1,933人含む）  
 住基18歳未満：2,854 人（9.9%）  
 住基18～64歳：20,144 人（69.5%）  
 住基65歳以上：5,974 人（20.6%）

※住基＝住民基本台帳人口

認可保育園	3	区立小学校	4
認証保育所	1	区立中学校	1
幼稚園	4	学童クラブ	4
保育ママ	1	放課後子どもひろば	3
児童館	2	子ども家庭支援センター	1
		地域子育て支援センター	1



榎地域は、明治時代に早稲田大学等の文教施設ができて、学生相手の商店が軒を連ねてにぎわい、夏目漱石、田山花袋等の文学者が在住していました。公園面積が小さく、建築物が密集しているため、区内では最もみどりが少ない地域となっていますが、漱石公園、寺社などの文化資源が数多く点在している地域でもあります。

原町にある地域子育て支援センター原町みゆきでは、保育園の園庭で遊んだり、子育て中の親子を対象としたイベントなどが開催されています。榎地区協議会では、独自に子ども安全スローガンのポスターを作成し、町内に掲示しています。また、子どもから高齢者までを対象とした、簡単な工芸、軽いスポーツ、昔遊びなどを行う「榎ふれあいデー」を協議会委員が毎月開催し、世代間交流を図っています。

## 若松地域

《平成21年4月1日の人口》

総人口：30,906 人（外国人登録者2,476人含む）  
 住基18歳未満：2,942 人（10.3%）  
 住基18～64歳：18,500 人（65.1%）  
 住基65歳以上：6,988 人（24.6%）

※住基＝住民基本台帳人口

認可保育園	5	区立小学校	3
認証保育所	2	区立中学校	1
幼稚園	3	学童クラブ	3
保育ママ	—	放課後子どもひろば	1
児童館	2	子ども家庭支援センター	—



若松地域には、東京23区内で最も標高の高い「箱根山」があります。都立戸山公園や大規模な公共施設の植生などもあり、みどりが多い地域です。明治・大正時代に、坪内逍遙・永井荷風等の文化人が居を構えた地域で、東京都選定歴史的建物の旧小笠原伯爵邸があります。現在は昭和初期の姿のまま、レストランとして利用されています。

戸山公園には、子どものための水遊び場として、平らな円形のプールのじゃぶじゃぶ池が設置しており、乳幼児でも安全に利用することができます。



## 大久保地域

《平成21年4月1日の人口》

総人口：45,024 人（外国人登録者11,426人含む）  
 住基18歳未満：3,715 人（11.1%）  
 住基18～64歳：22,683 人（67.5%）  
 住基65歳以上：7,200 人（21.4%）

※住基＝住民基本台帳人口

認可保育園	5	区立小学校	3
認証保育所	—	区立中学校	2
幼稚園	2	学童クラブ	4
保育ママ	—	放課後子どもひろば	3
児童館	2	子ども家庭支援センター	—



大久保地域は、人口、世帯数が区内で最も多い地域です。また人口の約2割が外国人区民で、その割合も区内で最も高くなっています。戸山公園や早稲田大学があり、みどりが多く、新宿コズミックセンターや新宿スポーツセンター等のスポーツ施設も多くの人々に利用され、にぎわっています。

また、大久保地域には、地域の住民と子ども達がワークショップを通じてアイデアを出し合い、改修された西大久保児童遊園（通称：きりん公園）があり、公園サポーターによる遊びのイベントなどが開催されています。地域の住民が参加する大久保地域見守り隊が、エンブレムをつけて、子どもや高齢者の見守りや、安心・安全パトロールを行っています。

## 戸塚地域

《平成21年4月1日の人口》

総人口：35,990 人（外国人登録者数4,052人含む）  
 住基18歳未満：2,952 人（9.2%）  
 住基18～64歳：21,839 人（68.4%）  
 住基65歳以上：7,147 人（22.4%）

※住基＝住民基本台帳人口

認可保育園	3	区立小学校	4
認証保育所	2	区立中学校	1
幼稚園	4	学童クラブ	4
保育ママ	1	放課後子どもひろば	2
児童館	2	子ども家庭支援センター	—



戸塚地域の中心にある高田馬場駅は、乗降客数が全国トップテンに入ることでも有名ですが、点字ブロック普及のきっかけとなった駅でもあります。福祉関係の施設も多く、駅周辺のバリアフリー化を進めるなど、福祉のまちづくりが進んでいます。戸塚地域では、子どもでも、高齢者でも、障害者でも、誰もが暮らしやすいまちを目指し、地域の安全に特に力を入れています。戸塚地域安全連絡協議会では、PTA や町会・自治会と協力し、地域の交通危険箇所や暗い道などがないか、毎年アンケート調査しています。この結果を基に、改善方法について関係機関と協議するとともに、地域の安全・安心マップ「とまっぷ」にまとめ、地域内の児童・生徒に配布しています。

## 落合第一地域

《平成21年4月1日の人口》

総人口：30,652人（外国人登録者数1,992人含む）  
 住基18歳未満：3,198人（11.2%）  
 住基18～64歳：19,969人（69.7%）  
 住基65歳以上：5,493人（19.2%）

※住基＝住民基本台帳人口

認可保育園	3	区立小学校	3
認証保育所	—	区立中学校	1
幼稚園	3	学童クラブ	2
保育ママ	—	放課後子どもひろば	2
児童館	—	子ども家庭支援センター	1



落合第一地域には、江戸時代には将軍家の狩猟地であったおとめ山があります。西武新宿線の開通と共に宅地化が進みましたが、おとめ山公園や斜面緑地、屋敷林などが保全され、区内の住宅地の中でも、みどり豊かな住宅地が形成されています。

おとめ山公園には、昼食を食べながら憩える広いスペースや池や遊具が整備され、山歩きの気分を味わえる場所となっています。

上落合のせせらぎの里には、ピクニックのできる芝生やアスレチックがあり、水のきれいな浅いせせらぎで水遊びができます。

## 落合第二地域

《平成21年4月1日の人口》

総人口：29,817人（外国人登録者数1,498人含む）  
 住基18歳未満：3,015人（10.6%）  
 住基18～64歳：19,632人（69.3%）  
 住基65歳以上：5,672人（20.0%）

※住基＝住民基本台帳人口

認可保育園	4	区立小学校	3
認証保育所	—	区立中学校	1
幼稚園	5	学童クラブ	3
保育ママ	1	放課後子どもひろば	1
児童館	3	子ども家庭支援センター	—



落合第二地域は、落合第一地域と同様に、西武新宿線の開通、幹線道路の整備に伴い宅地化が進み、住宅地には多くの文化人が居を構え、みどり豊かな閑静な住宅地が形成され、林芙美子記念館などの文化拠点も点在しています。

西落合児童館内の「落合三世代交流サロン」では、地域の人達の協働により様々な事業が行われ、子どもから高齢者まで幅広い年代が交流しています。

また、犬と一緒に利用できる落合公園や、少年野球ができる西落合公園少年野球場などもあり、子どもたちの元気な声が響いています。

## 柏木地域

《平成21年4月1日の人口》

総人口	27,946 人	(外国人登録者数4,812人含む)
住基18歳未満	2,112 人	( 9.1%)
住基18～64歳	16,465 人	(71.2%)
住基65歳以上	4,557 人	(19.7%)

※住基=住民基本台帳人口

認可保育園	5	区立小学校	2
認証保育所	1	区立中学校	1
幼稚園	2	学童クラブ	2
保育ママ	—	放課後子どもひろば	1
児童館	2	子ども家庭支援センター	—



柏木地域は、他の地域に比べて公園面積が小さく、みどりの少ない地域ですが、神田川や神田川沿道の桜並木などの景観資源があり、寺社、祭りなど、歴史や文化の感じられるまちとなっています。現在は、大久保地域に次いで外国籍の住民の多いまちでもあります。

北新宿には、公園づくりのワークショップで、子ども達の希望やアイデアを取り込んで改修したしんかい橋児童遊園があり、公園サポーターが活躍しています。

また、柏木地域の小学生、中学生が中心となったグループが、東京都が開催する東京の文化をダンスで表現する「大江戸舞祭」で賞を取るなど、積極的な活動を行っています。

## 角筈地域・新宿区役所地域（新宿駅周辺地域）

《平成21年4月1日の人口》

総人口	14,222 人	(外国人登録者数1,170人含む)
住基18歳未満	868 人	( 6.7%)
住基18～64歳	10,006 人	(76.7%)
住基65歳以上	2,178 人	(16.7%)

※住基=住民基本台帳人口

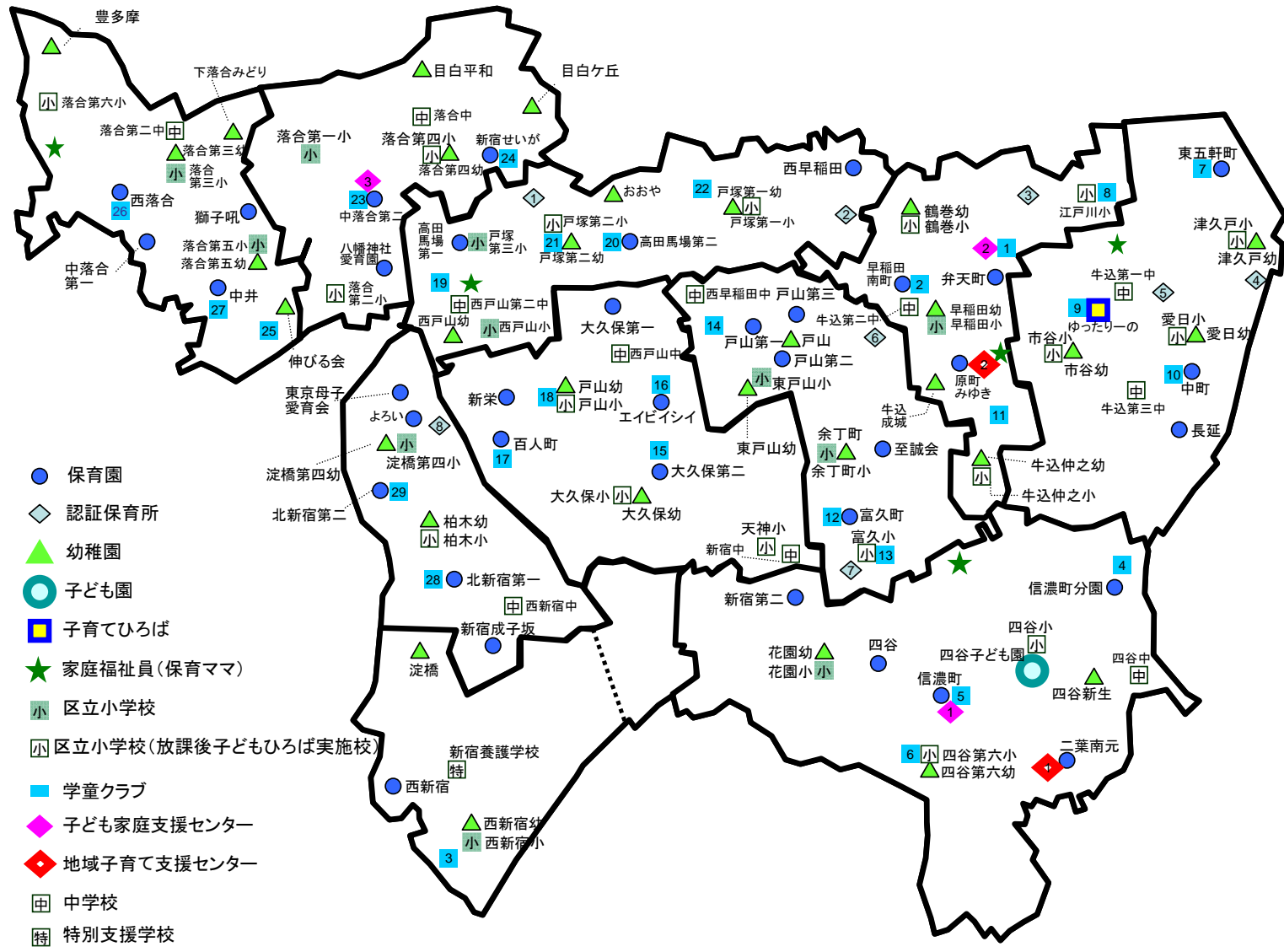
認可保育園	1	区立小学校	1
認証保育所	—	区立中学校	—
幼稚園	2	特別支援学校	1
保育ママ	—	学童クラブ	1
児童館	1	放課後子どもひろば	—
		子ども家庭支援センター	—



角筈地域・新宿区役所地域（新宿駅周辺地域）は、乗降客数日本一を誇る新宿駅を抱える地域です。歌舞伎町や新宿通りの百貨店を中心とする繁華街も含め、新宿駅東口の一帯は日本有数の業務商業地となっています。新宿駅西口は都庁を始め、超高層のオフィスビルが林立する新都心として発展しています。

住民の数は区内で最も少ない地域ですが、文化施設や古くからの住宅街があります。新宿中央公園のちびっこ広場には、子ども専用のジャブジャブ池があり、夏は多くの子どもたちでにぎわっています。

# 新宿区の子育て支援施設等（平成 21 年 4 月現在）



## 学童クラブ一覧（凡例：■）

1	榎町子ども家庭支援センター・学童クラブ	16	エイビイシイ風の子クラブ
2	早稲田南町児童館・学童クラブ	17	百人町児童館・学童クラブ
3	西新宿児童館・学童クラブ	18	戸山小学校内学童クラブ
4	本塩町児童館・学童クラブ	19	高田馬場第一児童館・学童クラブ
5	信濃町子ども家庭支援センター・学童クラブ	20	高田馬場第二児童館・学童クラブ
6	四谷第六小学校内学童クラブ	21	高田馬場第二学童クラブ分室
7	東五軒町児童館・学童クラブ	22	早稲田フロンティアキッズクラブ
8	東五軒町学童クラブ分室	23	中落合子ども家庭支援センター・学童クラブ
9	北山伏児童館・学童クラブ	24	新宿せいが学童クラブ
10	中町児童館・学童クラブ	25	上落合児童館・学童クラブ
11	薬王寺児童館・学童クラブ	26	西落合児童館・学童クラブ
12	富久町児童館・学童クラブ	27	中井児童館・学童クラブ
13	富久小学校内学童クラブ	28	北新宿第一児童館・学童クラブ
14	戸山児童館・学童クラブ	29	北新宿第二児童館・学童クラブ
15	大久保児童館・学童クラブ		

## 認証保育所一覧（凡例：◇）

◇1	キッズプラザアスク高田馬場園
◇2	ポピンズナーサリー早稲田
◇3	マミーズハンド神楽坂
◇4	キッズプラザアスク飯田橋園
◇5	キッズプラザアスク神楽坂園
◇6	ケンパ若松河田
◇7	エデュケアセンター新宿
◇8	北新宿雲母保育園

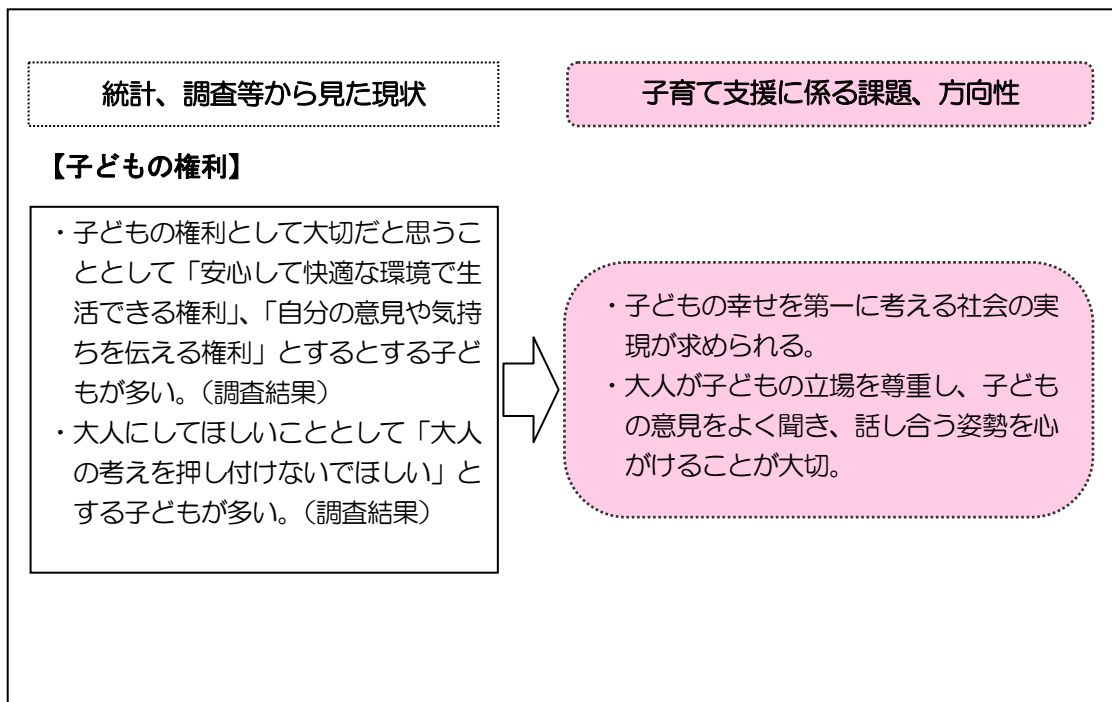
## 子ども家庭支援センター一覧（凡例：◆）

◆1	信濃町子ども家庭支援センター
◆2	榎町子ども家庭支援センター
◆3	中落合子ども家庭支援センター

## 地域子育て支援センター一覧（凡例：◇）

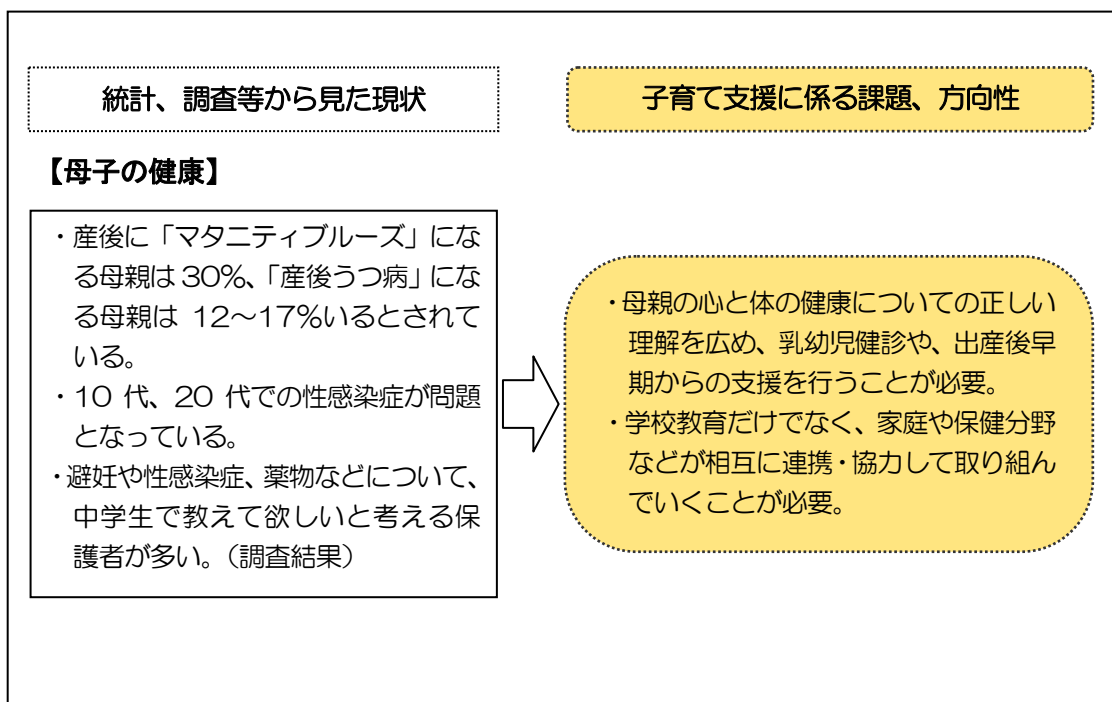
◇1	地域子育て支援センター二葉
◇2	地域子育て支援センター原町みゆき

## (2) 新宿区の主な課題と方向



### 目標 1

子どもの生きる力と豊かな心を育てます



### 目標 2

健やかな子育てを応援します

## 統計、調査等から見た現状

## 子育て支援に係る課題、方向性

### 【保育サービスの量の確保】

- ・0歳児、1～2歳児の数は平成18年より増加傾向。
- ・子育て世代にあたる女性の就業は、他の世代と比べ、あまり落ち込んでいない。
- ・就労を希望する就学前児童の保護者は約7割。(調査結果)
- ・保育の実施人員は各年増加しているが、待機児童数も増加。

- ・保育園を中心とした保育サービスの量の拡大が求められる。
- ・民間サービスの活用も含む、保育に欠ける子どもの保育環境の整備が急がれる。

### 【保育サービスの質の確保・多様な保育サービスの充実】

- ・保育サービスの民営化の拡大
- ・就労形態が多様化し、延長保育や病児・病後児保育などを希望する保護者が増加している。(調査結果)

- ・保育サービスに関わる人材、施設等のサービスの質を担保する仕組みが必要。
- ・多様な保育ニーズに応じた、保育サービスの整備が求められる。

### 【就学児の放課後の居場所】

- ・子どもの安全の確保が強く求められている。
- ・子どもの放課後の居場所として、「通学している小学校内」を希望する保護者が多い。(調査結果)
- ・学童クラブ、放課後子どもひろばを利用したいとする親は約5割。(調査結果)
- ・子どもの世話を主にしている保護者が就労している小学生の家庭は約4割。(調査結果)

- ・子どもの健全な育成に必要な遊び場の確保が必要。
- ・安全に過ごせる放課後の子どもの居場所が求められる。
- ・保護者が、安心して子どもを預けられる、学童クラブの量および質の確保が必要。

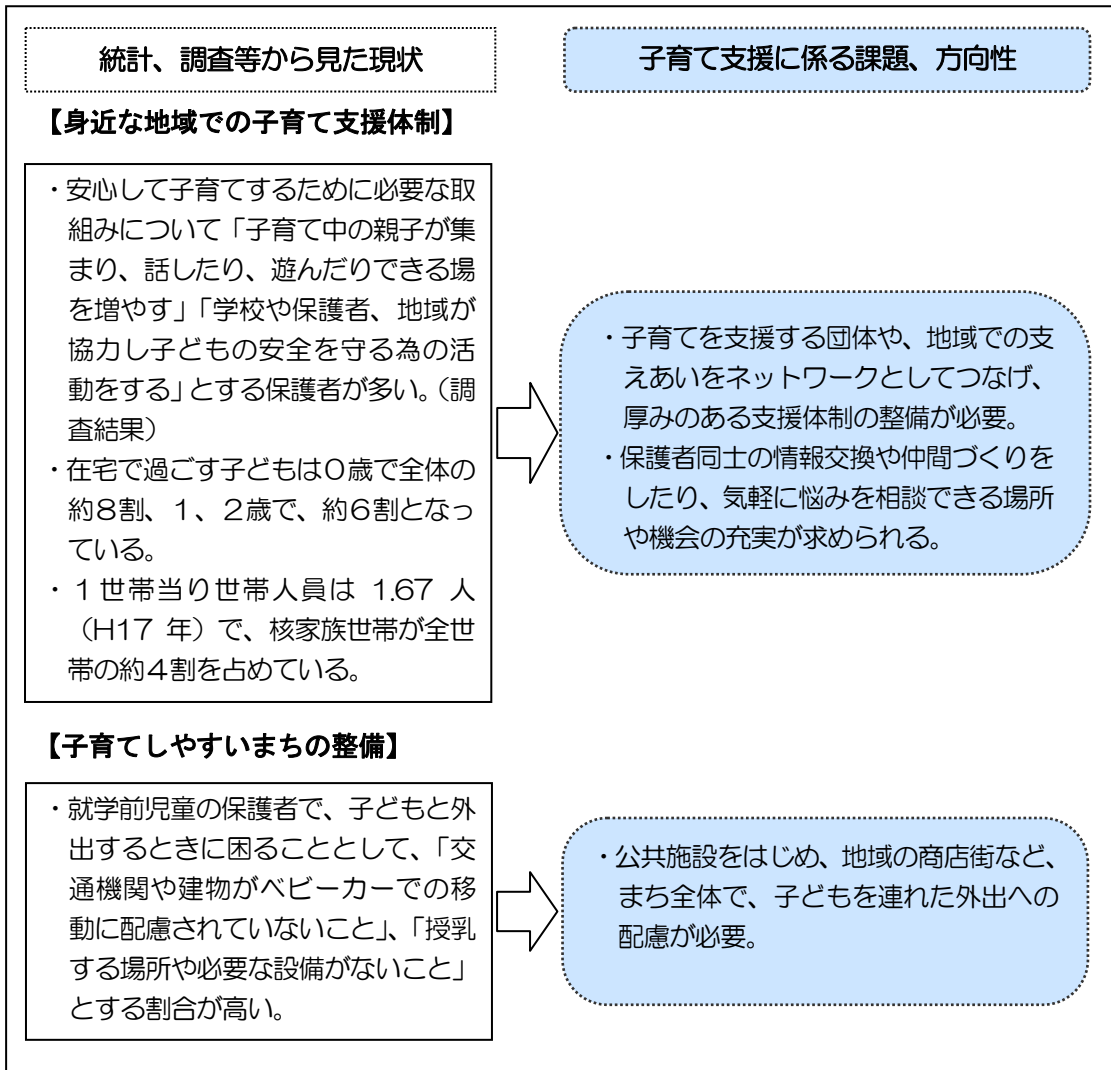
### 【特別な支援を必要とする子どもと家庭】

- ・身体障害者手帳所持者は、18歳未満人口の0.45%であり、愛の手帳所持者は0.8%となっている。
- ・ひとり親世帯が全世帯に占める割合が増加している。
- ・外国人区民が人口の約1割を占めており、言語やコミュニケーションで困難を感じている家庭や子どもがいる。
- ・子ども家庭支援センターでの子どもに対する虐待相談の件数が増えている。

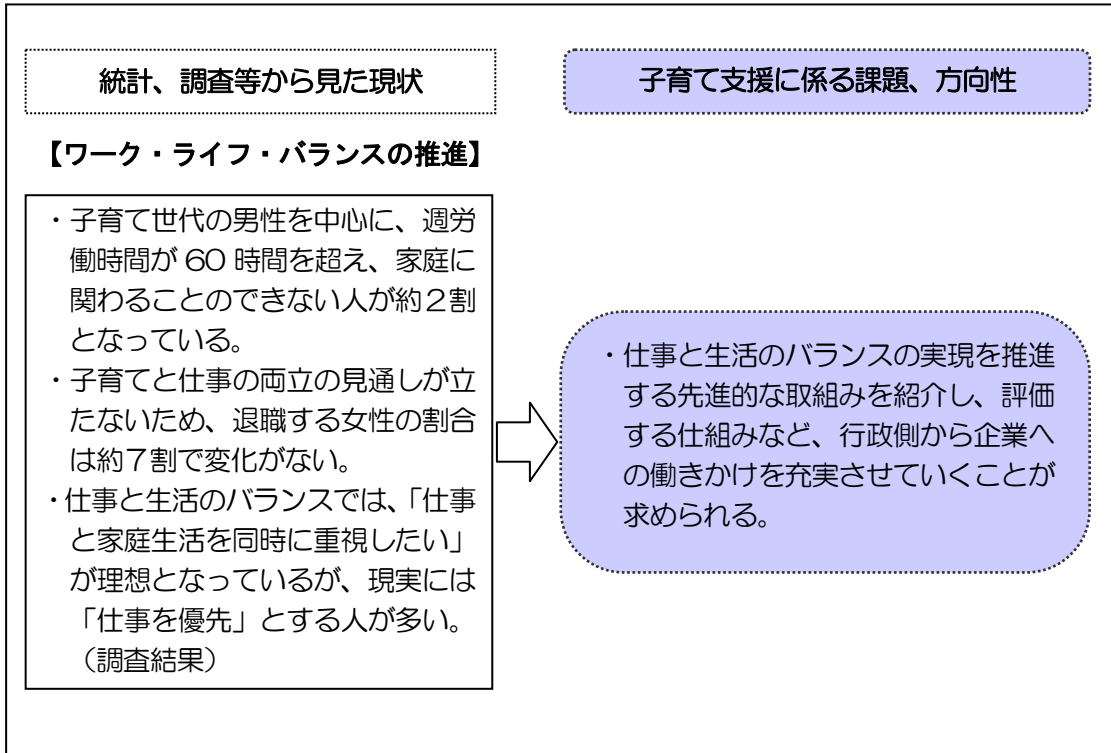
- ・障害のある子どもの状況に応じて、地域で生活を送るための支援体制の整備が求められる。
- ・母子家庭・父子家庭に関わらず、ひとり親世帯の自立支援や生活の質の向上への支援の充実が必要。
- ・外国人区民に対する日本語の習得支援や学習支援、学校、地域とのコミュニケーションの支援を充実させることが必要。
- ・子どもへの虐待が起こる前に、身近な地域からの支援が届く仕組みの整備が急がれる。

## 目標3

きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします



目標4  
安心できる子育て環境をつくります



目標5  
ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境をつくります





## 5 基本目標

この計画では、「子育てしやすいまち」を実現することにより、新宿区で子どもを生み育てたい人が増えていくことを目指します。

### ◆数値目標

- 前計画では、「子育てしやすいと思う人」の割合を増やすことを数値目標として掲げました。
- 平成 20 年度新宿区次世代育成支援に関する調査では、新宿区が「子育てしやすいまちだと思う」人の割合が、就学前児童保護者で 35.9%、小学生保護者で 35.0%となりました。これは前計画の目標値（就学前児童保護者 32%、小学生保護者 21%）を上回り、目標を達成することができました。
- 本計画の最終年度である平成 26 年度には、「子育てしやすいまち」と思う人の割合を、就学前児童保護者・小学生保護者とも、平成 20 年度調査結果の 25%増にすることを数値目標とします。

### 平成 26 年度の数値目標

区分	平成 20 年度調査結果	平成 26 年度目標
就学前児童保護者	35.9%	 45%
小学生保護者	35.0%	 45%

### 【数値目標の説明】

#### 【平成 15 年度調査結果と平成 20 年度調査結果の比較】

区分	平成 15 年度調査結果	平成 20 年度調査結果
就学前児童保護者	24.7%	35.9%
小学生保護者	16.6%	35.0%

○就学前児童保護者調査では、平成 15 年度と平成 20 年度を比較すると、約 1.5 倍の伸び率（約 50%増）となりました。

○この伸び率の約半分（25%）を、本計画の伸び率の目標とします。

## 6 施策目標

### 【4つの基本的な視点】

施策目標を設定するにあたり、以下の基本的な視点を重視します。

- ① 子どもの権利を大切にし、子どもの幸せを第一に考える視点
- ② 家庭の多様なあり方を尊重する視点
- ③ 子育てを社会全体で支援する視点
- ④ サービスの質の向上と、効果的な提供をめざす視点

### 【5つの施策目標】

#### 目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

子ども時代は、人として成長していく土台を築くかけがえのない時期です。次世代の親となり未来の担い手となる子どもたちの権利を尊重し、自立して生きていくために必要な豊かな知性・感性・考える力・体力づくりや生活力が育つよう、教育環境や育成環境の充実を図っていきます。

#### 目標2 健やかな子育てを応援します

健やかに子どもを産み育てられるよう、妊娠・出産・子育て初期の母親と家族を支援するサービスを充実させます。また、乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子どもの成長にあわせて、心身ともに健やかな成長を促すための支援を充実させていきます。

#### 目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

すべての子育て家庭が、心にゆとりを持って子育てができるよう、多様な子育てニーズに対応できるサービスの充実を図り、子育て支援サービスを必要としている人が、気軽に利用できるサービスを実現していきます。また、保育園の待機児童解消対策を推進するとともに、特別保育や学童クラブの充実を図ります。

#### 目標4 安心できる子育て環境をつくれます

子どもの成長と子育て家庭を支援する地域の力を育み、家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる取り組みや多世代による交流活動などを通じて、子育てを社会全体で支えあえる環境づくりを進めていきます。また、子育てバリアフリーの推進や様々な情報を提供する体制の充実、関係機関が連携し子どもたちを犯罪や事故から守る活動の推進、環境問題への取り組みや居住環境の整備などにより、子育てしやすいまちの実現をめざします。

#### 目標5 ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを推進します

安心して子どもを産むことができ、子育てしやすい社会を実現するためには、社会全体で子育てを支援するしくみづくりと、働き方の見直しによる仕事と生活の調和が必要です。子育て家庭、事業主、労働者、地域住民への働きかけを行い、すべての人がワーク・ライフ・バランスを享受することにより、多様な生き方を実現できる環境づくりを推進します。

## 7 施策の体系

### 目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

- 1 すべての子どもが大切にされる社会のために
- 2 子どもの生きる力を育てるために
- 3 子どもが心身ともに豊かに育つために
  - ① 心とからだの栄養素 「遊び」
  - ② 心とからだの栄養素 「文化・芸術」
  - ③ 心とからだの栄養素 「食」

### 目標2 健やかな子育てを応援します

- 1 安心な妊娠・出産からはじめる子育て
- 2 子どもの健やかな成長のために
  - ① 乳幼児の健やかな発達支援
  - ② 学童期から思春期までの健康づくり

### 目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

- 1 子育て支援サービスの総合的な展開
  - ① 子育て支援サービスの充実
  - ② 経済的な支援
- 2 都市型保育サービスの充実
  - ① 保育園待機児童の解消
  - ② 多様な保育サービスの充実
  - ③ 学童クラブの充実
- 3 特に配慮が必要な子どもと家庭のために
  - ① 障害児等と家庭
  - ② ひとり親家庭
  - ③ 外国人家庭
  - ④ 虐待予防及び被虐待児と家庭

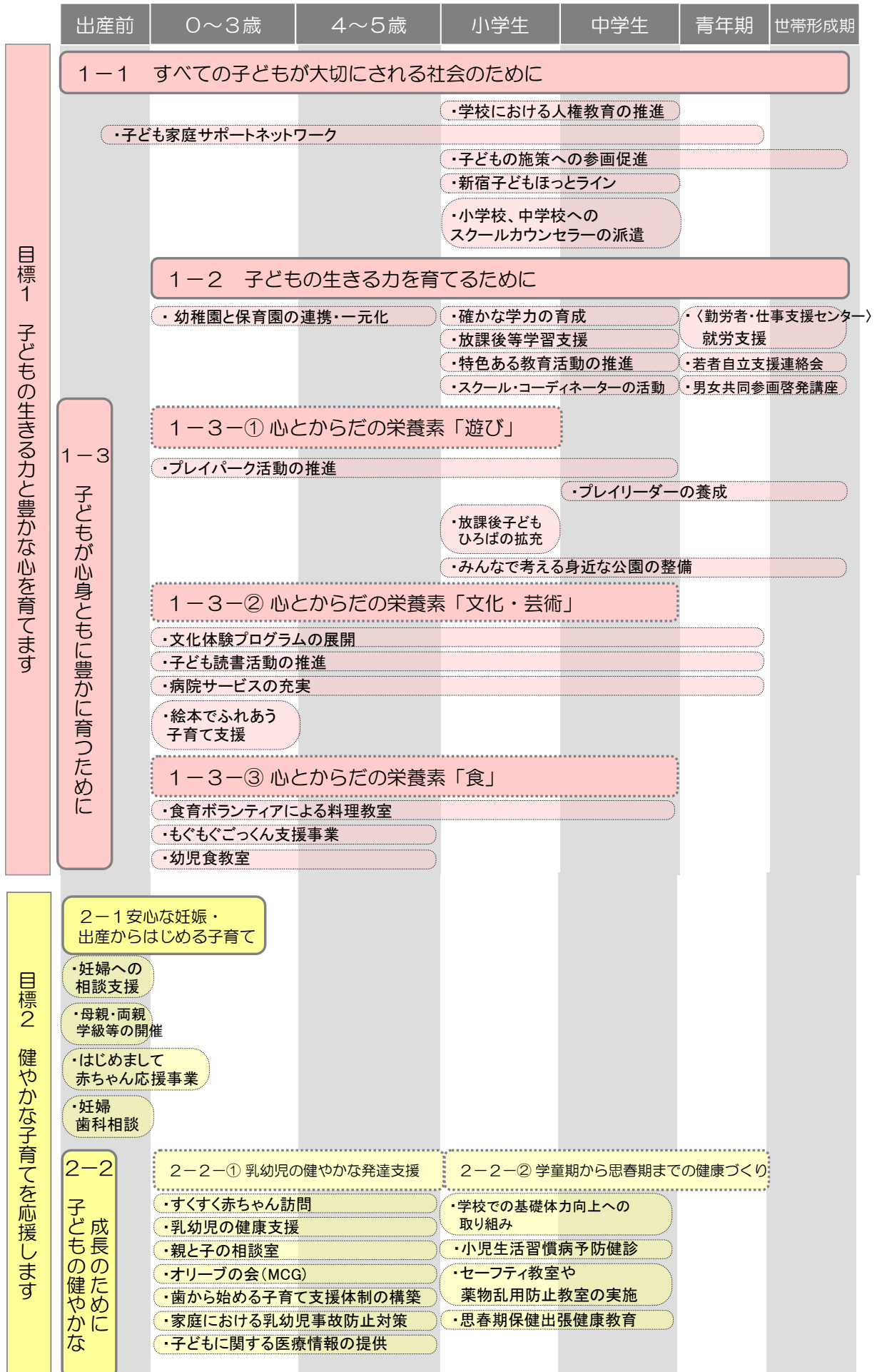
### 目標4 安心できる子育て環境をつくります

- 1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり
- 2 子どもの笑顔があふれるまちづくり
- 3 役立つ情報を届けるしくみづくり
- 4 もっと安全で安心なまちづくり
- 5 未来の子どもたちへの環境づくり

### 目標5 ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを推進します

- 1 仕事と子育てが調和できる取組みの推進
- 2 男女がともに自分らしく生きるために

# ライフステージを見通した次世代育成支援



	出産前	0～3歳	4～5歳	小学生	中学生	青年期	世帯形成期	
目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします	3-1 子育て支援サービスの総合的な展開	3-1-① 子育て支援サービスの充実						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>一時保育の充実</li> <li>子ども家庭支援センターの拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>乳幼児親子の居場所づくり</li> <li>旧東戸山中学校の活用</li> <li>ひろば型一時保育の充実</li> </ul> </li> </ul>						
		3-1-② 経済的な支援						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども手当(15歳まで)</li> <li>育成手当(18歳まで)</li> <li>障害手当(20歳未満)</li> <li>児童扶養手当(18歳まで)</li> <li>新宿区父子家庭手当(18歳まで)</li> <li>特別児童扶養手当(20歳未満)</li> <li>子ども医療費助成(15歳まで)</li> <li>ひとり親家庭医療費助成(18歳まで)</li> <li>私立幼稚園保護者の負担軽減</li> <li>第3子目以降の保育料無料化</li> <li>就学援助(小・中学生)</li> </ul>						
		3-2 都市型保育サービスの充実	3-2-① 保育園待機児童の解消					
			<ul style="list-style-type: none"> <li>認可保育所等の整備</li> <li>認証保育所への支援</li> </ul>					
			3-2-② 多様な保育サービスの充実					
			<ul style="list-style-type: none"> <li>特別保育サービスの充実</li> <li>保育室</li> <li>家庭福祉員制度(保育ママ)</li> <li>3-2-③ 学童クラブの充実</li> <li>学童クラブの充実</li> </ul>					
		3-3 特に配慮が必要な子どもと家庭のために	3-3-① 障害児等と家庭					
			<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども発達センター</li> <li>障害児等タイムケア事業</li> <li>〈教育センター〉巡回指導・相談体制の構築</li> <li>〈保育園〉障害児への対応</li> <li>情緒障害等通級指導学級の設置</li> <li>〈学童クラブ〉障害児への対応</li> </ul>					
3-3-② ひとり親家庭								
<ul style="list-style-type: none"> <li>自立支援促進事業(ひとり親家庭福祉)(20歳未満)</li> <li>母子家庭高等技能訓練促進事業(20歳未満)</li> <li>ひとり親家庭への家事援助者雇用費助成</li> </ul>								
3-3-③ 外国人家庭								
<ul style="list-style-type: none"> <li>外国語版生活情報紙の発行</li> <li>日本語学習への支援</li> <li>日本語サポート指導</li> <li>保育園児等への日本語サポート</li> </ul>								
3-3-④ 虐待予防及び被虐待児と家庭								
<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭サポートネットワーク【再掲】</li> <li>子ども家庭支援センターの拡充【再掲】</li> </ul>								

	出産前	0～3歳	4～5歳	小学生	中学生	青年期	世帯形成期
目標4 安心して子育て環境をつくりまします	4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり						
	・地域の教育力との連携						
	・北山伏子育て支援協働事業(ゆったりーの)						
	・家庭の教育力向上支援						
	・落合三世代交流事業						
						・地域学校協力体制の整備 (スクールスタッフ・学校ボランティア)	
	4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり						
	・区有施設における子育てバリアフリーの推進						
	・まちの子育てバリアフリーの推進						
	・交通バリアフリーの整備促進						
	・ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進						
	・水辺とまちの散歩道整備						
	・清潔できれいなトイレづくり						
	4-3 役立つ情報を届けるしくみづくり						
	・新宿区地域ポータルサイトの開設						
	・キッズホームページの開設						
	4-4 もっと安全で安心なまちづくり						
	・子ども安全ボランティア活動の推進						
	・緊急避難場所「ピーポ110ばんのいえ」						
・みんなで進める交通安全							
・安全で安心して暮らせるまちづくりの推進							
4-5 未来の子どもたちへの環境づくり							
・環境学習情報センターの運営							
・環境学習・環境教育の推進							
・アユが喜ぶ川づくり(神田川河川公園の整備)							
・地球温暖化対策の推進							
・子育てファミリー世帯居住支援(転居助成)							
目標5 実現できる環境づくりを推進します ワーク・ライフ・バランスが	5-1 仕事と子育てが調和できる取組みの推進						
	・ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発						
	・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度						
	・ワーク・ライフ・バランス企業応援資金						
	5-2 男女がともに自分らしく生きるために						
	・父親の育児参加の促進						
・男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業							
					・小学校高学年 向け啓発誌の配布		

## Ⅱ 現状と課題・取組みの方向

### Ⅱ-1 目標ごとの現状と課題・取組みの方向

- 目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます
- 目標2 健やかな子育てを応援します
- 目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします
- 目標4 安心できる子育て環境をつくります
- 目標5 ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを推進します

### Ⅱ-2 新宿区の次世代育成支援を着実に推進していくために

新宿区の次世代育成支援を着実に推進していくために





## Ⅱ－１ 目標ごとの現状と課題・取組みの方向

この章は、下記のように構成しています。

### 目 標

施策の体系にて示した「目標」ごとに、「現状と課題」、「取組みの方向」を整理しています。

### 現状と課題

当該施策について、施策の背景、国等の動向、関連調査結果を踏まえながら、「現状と課題」について述べています。

### 取組みの方向

「現状と課題」にて示した課題に対する「取組みの方向」について記載しています。

### 主な事業

目標実現に向けて、施策を進めていくための主な事業を記載しています。

事業名	現況	26年度目標

※主な事業については、「事業名」、「現況（または平成20年度実績）」、「26年度目標」を記載しています。

※「26年度目標」欄で、実行計画事業等で平成23年度までの目標がある場合は、〈23年度目標〉として記載しています。

※次世代育成支援関連の全事業については「Ⅲ 資料編」に掲載しています。

# 目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

## 1 すべての子どもが大切にされる社会のために

### 現状と課題

#### 子どもが大切にされるということ

日本が1994年に批准した「子どもの権利条約」では、次の4つの子どもの権利を守ることが定められています。

- 1 生きる権利** …防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。
- 2 育つ権利** …教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。
- 3 守られる権利** …あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。
- 4 参加する権利** …自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

(※「子どもの権利条約」日本ユニセフ協会抄訳)

本計画では、こうした子どもの基本的な権利を大切に捉え、子どもの目線から子どもの幸せを考え、子どもが幸せに生きることのできる社会の実現を目指しています。

子どもは大人と同じく社会の一員であり、そして、人として尊ばれる存在です。すべての子どもが真の意味で大切にされ、誰もが健やかに育つよう努めることが大人たちの責任です。

区の調査<sup>\*1</sup>で、青少年に対して「子どもの権利として大切だと思うこと」について尋ねたところ、「安心して快適な環境で生活できる権利」、「自分の意見や気持ちを伝える権利」、「必要な教育を受ける権利」という回答が上位となりました。こうしたことを子どもたちが実感できるような取り組みを継続していくことが必要です。

<sup>\*1</sup> 区の調査…「新宿区次世代育成支援に関する調査(平成20年度実施)」をいう。調査は①就学前児童保護者 ②小学生保護者 ③中学生保護者 ④中学生本人 ⑤青少年(15歳~17歳) ⑥少子社会調査(18歳~34歳)の6種類を実施した。(本文中の「区の調査」はこの調査を指す。)

## 子どもの権利や自己決定に関する意識

区の調査で、今回対象としたすべての調査に共通する設問として、子どもの権利の侵害である「子どもの虐待やいじめなどを解決するために大切と思うこと」の度合いについて尋ねたところ、「大人が日常生活の中で、子どもの意見をよく聞くよう心がけること」と、「命の大切さについて親子で話し合うこと」を「かなり大切だと思う」との回答がすべての調査で上位となりました。このことから、自己も他者も大切に作る人間を育てるためには、身近な大人の姿勢が大切であることがわかります。

また、同調査で、中学生本人に「親や周囲の人の意見でなく、自分で決めたい」と思うことと、実際に自分で決めている状況を聞いたところ、自分で決めたいと思っていることの上位である「服や髪型等のファッション」、「つきあう友だち」、「見たいテレビ」のうち、「つきあう友だち」は実際の状況とギャップがあまりなく、「ファッション」や「見たいテレビ」ではギャップがあり、思春期の子どもたちと親の思いのずれが見てとれました。

ギャップがあることが悪いということではなく、子どもたちが自分に関心のあることは可能な限り自分で決めたいという気持ちを、大人がどのように受け止め、自立への芽を伸ばしていくかが大切です。

区では、区長と小・中学生との意見交換を行う「小・中学生フォーラム」を実施し、子どもたちに自分のことだけでなく、広く社会にも関心を持ってもらうとともに、自分の出した意見が区政に反映されるという体験を通して、新宿というまちへの愛着やまちづくりへの参画意欲を高めてもらう取り組みを進めています。

## すべての子どもが健やかに育つ社会基盤づくり

経済状況の悪化や就労構造の変化による非正規労働のひろがりや家族形態の多様化等によるひとり親家庭の増加などの社会状況を背景に、家庭の経済状況の違いによる子どもの養育環境の差が社会問題として取り上げられています。そして、それが、子どもの将来設計や夢を実現させる力に影響を与え、世代を超えて継承されていく場合もあることが指摘されています。

子どもの幸せの実現を第一に考える視点に立てば、子どもの基本的な成長に関わる支援および将来にわたっての財産となる教育の分野において、国の果たす役割は重要です。

区としても、家庭の経済的な困難さ等により、保護者が子育てに向ける心のゆとりを持ってない場合などには、子どもが育つ家庭が果たす役割としての基本的な生活習慣の確立や健康の保持、将来像を描くためのロールモデルづくり、社会におけるコミュニケーション力の育成などにおいて、個別の家庭状況に応じた細やかな支援を行う必要があります。

## 取組みの方向

### ◆人権教育の推進と啓発事業の充実

- ・学校・幼稚園・保育園・児童館・保健センターなど、教育・福祉・保健の各分野において、子ども自身と保護者が人権についての理解を深めることにより、子どもが自分を大切にし、大切にされる意識が根付くよう、引き続き取り組みを推進します。
- ・子どもの虐待・子どもの性の商品化・子どもへの性犯罪等の防止のためには、社会全体の人権意識の向上が不可欠です。このため、人権啓発事業において「子どもの権利の視点」を重視して取り組んでいきます。

### ◆相談とネットワークの充実

- ・子どもの権利の侵害に対して、子ども自身や保護者が気軽に相談できるしくみの強化を図るとともに、子ども家庭支援センター・子ども発達センター・教育委員会を中心とした子どもに関わる関係機関が、効果的に連携して問題の解決を図るための取り組みを進めていきます。

### ◆子ども自身が取り組める身近な課題や地域からの参画促進

- ・子ども自身が区の施策等に参画する機会や、子どもの参画意欲を高める取り組みを増やしていきます。

### ◆子どもが健やかに育つための支援の充実

- ・家庭の状況により、健やかに育つための学習や生活環境が十分でない子どもに対する支援の充実を進めます。



## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p><b>◆学校における人権教育の推進</b></p> <p>新宿区教育委員会で作成した「人権教育推進委員会だより」や東京都教育委員会が作成した「人権教育プログラム」を活用し、人権への正しい理解を深める取組みを行う。</p>	<p>○区立学校全校で実施</p> <p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の人権教育研修会の参加率 93%</li> <li>・道徳事業地区公開事業への地域・保護者参加数 4,105人</li> </ul>	<p>○区立学校全校で継続して実施していきます。</p>
<p><b>◆子ども家庭サポートネットワーク<sup>※1</sup></b></p> <p>福祉、保健、教育等の子ども家庭関係組織のより効果的な連携を図るため、「子ども家庭サポートネットワーク」を設置、運営している。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもサポートネットワーク代表者会議：2回</li> <li>・虐待防止等部会：部会2回、研修会2回</li> <li>・発達支援部会：部会2回、研修会1回</li> <li>・サポートチーム会議（3部会合計）67回</li> </ul>	<p>○子ども家庭サポートネットワークが、より有効に機能するしくみを整備していきます。</p>
<p><b>◆新宿子どもほっとライン</b></p> <p>いじめ相談専用電話を開設し、専門相談員が、児童・生徒や保護者からの相談を行う。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談 178件</li> <li>・手紙相談 41件</li> </ul>	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p><b>◆小・中学校へのスクールカウンセラーの派遣</b></p> <p>学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善のため、教育センターのスクールカウンセラーを派遣する。</p>	<p>○区立学校全校で実施（週1～2回）</p>	<p>○区立学校全校で継続して実施していきます。</p>
<p><b>◆子どもの施策への参画促進</b></p>	<p>○小・中学生フォーラムを毎年度開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21年度：小学校2校、中学校1校で開催</li> </ul> <p>○公園づくりワークショップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・20年度：年4回実施</li> </ul>	<p>○フォーラムやワークショップの手法を用い、施策等への参画の機会や意欲を高めていきます。</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

※1 子ども家庭サポートネットワーク

- 新宿区内の福祉、保健、教育、その他子どもと子育て家庭に対する支援に関する機関や団体、児童福祉関係者等により構成され、子どもやその保護者、妊婦への適切な支援を行うために必要な連携を図るためのネットワーク
- 新宿区次世代育成支援計画（平成17年度）に基づき設置され、児童福祉法上の「要保護児童対策地域協議会」として位置づけられている。

## 2 子どもの生きる力を育てるために

### 現状と課題

子どもは、生まれ育っていく過程で、家庭や学校、地域社会においていろいろな人々とふれあい、様々な体験や活動を積み重ねて、多くのことを学んでいきます。子どもたちが、次代を担う大人へと成長していくためには、子どもの生きる力を育てることが大切です。子どもの生きる力とは、自分で課題を見つけたり、自ら学び考えることのできる資質や能力、豊かな人間性、文化を大切にする心、たくましく生きるための健康や体力等です。

しかし、今、子どもたちを取り巻く社会環境は常にめまぐるしく変化し、子どもたちの成長に少なからず影響を与えています。このような状況のもと、大人たちが手を携え、子どもが自ら育つ力を最大限に活かし、子どもの成長を見守るとともに、生きる力を育てる環境を整備していくことが求められています。

### 次代を担う子どもたちをはぐくむ質の高い学校教育の推進

都市化、少子化の進展など、教育を取り巻く環境が大きく変わり、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、規範意識の希薄化など多くの面で課題が指摘されています。国は教育基本法の改正と、学校教育法などの教育三法の改正を行いました。また、平成20年3月に告示された学習指導要領では、次代を担う子どもたちに必要な力は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスがとれた、「生きる力」であることが示されています。

区はこれまで、児童・生徒一人ひとりの個性や可能性を伸ばすきめ細かな指導を徹底し、確かな学力の育成を図るとともに、国際化や情報化などの社会の変化に対応するため、外国語活動の充実や情報通信技術を活用した教育活動を行ってきました。また、子どもたちが、人間性豊かな自立した社会人として成長できるよう、心の教育の充実を図るとともに、体験的活動や学校の教育活動全体を通じたキャリア教育を推進しています。さらに、地域の実態等を踏まえた適切な学校経営を行うため、学校評価や学校評議員制度の充実を図り、地域に開かれた学校づくりを進めるなど、魅力ある教育環境づくりを推進してきました。

今後は、平成21年3月に策定した「新宿区教育ビジョン」に基づき、子どもの学力や学習状況、心身の状況を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現するとともに、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくための家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現していく必要があります。

### 就学前教育の充実

「新宿区教育ビジョン」における課題のひとつとして「就学前教育の充実」が挙げられ、「長時間保育や就学前保育・教育の質の充実など保護者ニーズの多様化に対応するために、幼稚園や保育園といった枠組みを越えた新たな仕組みが求められています」と述べられています。

現在4、5歳児の大半は、保育園、幼稚園等に在籍しています。制度的には、学校教育法に基づく「幼稚園」と児童福祉法に基づく「保育所」に分かれています。平成18年10月に「就学前の

子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、都道府県の認定による保育と教育を一体的に行う「認定こども園」の制度が誕生しました。認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の類型があり、保育園、幼稚園という枠組みは残したまま、幼保が制度的に一元化したわけではありませんが、就学前の保育・教育を一体的に提供する施設としての役割を担っています。

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前の保育・教育は、その後の子どもの「生きる力」の基礎となります。平成20年の幼稚園教育要領と保育所保育指針の改訂等により両者の保育・教育内容の差異はほとんどなくなり、施設にかかわらず就学前の保育・教育を充実し、子どものよりよい育ちのための環境づくりが重要となってきています。また、保育園、幼稚園の保育者が、卒園した子どもたちの入学後の様子を参観するとともに、小学校との合同会議を行うなど、子どもの実態や指導のあり方の相互理解を深める取り組みも行っています。今後は、保育園、幼稚園、子ども園等の施設が、今まで以上に交流、連携して保育・教育の充実を図るとともに、小学校以降へ結びつけていく必要があります。

## 思春期や若者への支援

子どもは、親あるいは親に代わり世話をする大人がいなければ生命を維持することが困難な幼少期から、徐々に家庭以外の社会や人の中に入り、知識や社会性を身につけながら自立に向かって成長していきます。親は、小学生くらいまでは子どもの生活の大半を把握することができますが、思春期を迎える頃になると、子どもが親には見せない子ども自身の世界を広げていくため、子どもの生活や内面が見えにくくなってきます。そのような時は、少し距離を置いて見守ることも大切ですが、子どもが問題行動を起こしたときなどは、どのように対処してよいか、どこに相談すればよいかなど、一人あるいは家族内だけで悩んでしまう場合も多いようです。

子育ては、生まれた子どもが成長し、精神的にも経済的にも自立し、次の世代を形成していく営みの中の一時期です。大学等の進学率が50%<sup>\*1</sup>を超え、また青少年に対する区の調査で、今後の進路について91.2%が進学すると答えているなど、就学期間が長くなっているわが国の現状では、子育て中と捉えるべき期間も伸びています。

そのような中で、社会の影響や若者自身が持つ課題等により、若者の引きこもりや非就業の問題が生じています。区では、平成18年度に「若者の自立支援ネットワーク」を創設し、区内で若者の引きこもり相談や居場所作り、自立支援の活動をしている団体等の情報交換の場をつくるなどの取り組みを進めています。

さらに、次世代の育成という視点を世帯形成期まで広げると、晩婚化・非婚化が進んでいる状況があります。その要因はさまざまですが、非正規雇用の拡大などによる若者の経済的基盤の不安定化、男女の出会いの機会の減少、結婚に対する期待や価値観の変化、コミュニケーション能力の低下などが指摘されています。恋愛や結婚の選択が自由な社会となり、「結婚しないことを選択する人」がいる一方で、「結婚したいができない人」が増えているという現状もあります。

国や東京都の平均値と比較して未婚率が高い新宿区において、このような人たちが、気軽に出会い、集える環境づくりや、対人関係能力を高めるための支援など、区が公共として担う役割を踏ま

<sup>\*1</sup> 大学等の進学率…平成20年度学校基本調査速報によると、大学等進学率（現役）は52.9%で過去最高となった。

えつつ、今後取り組む施策についても検討していく必要があります。

## 取組みの方向

### ◆確かな学力をはぐくむ学校教育の充実

- ・国や東京都の学力等に関する各種調査の結果などを参考に、子どもの学力の状況を的確に把握し、基礎学力が十分に身につけていない子どもへのきめ細かな学習支援を行うとともに、伸びる子どもにより発展的な学習を支援し、一人ひとりの子どもの学力を高めていきます。
- ・変化の激しい時代に求められる思考力・判断力・表現力等を養うとともに、異なる文化との共存や国際協力の必要性や科学技術系の人材育成が求められていることから、外国語教育や理数教育の充実を図ります。

### ◆子どもの豊かな人間性と自立をはぐくむ教育の充実

- ・人とのかかわりなどを通して、思いやりや互いの命を大切にすることを学ぶ教育を推進するとともに、子どもたちが社会の一員であることの認識を深めるため、地域や保護者と連携した道徳教育の充実、職場体験など社会性をはぐくむ学びの機会を充実します。
- ・調べ学習をはじめとする言語活動を重視した指導を行うとともに、教育活動全体を通して、体験的な活動や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子ども一人ひとりの実践的な態度・能力を育成します。

### ◆思春期への支援の充実

- ・(仮称)子ども総合センターの中に、中高生専用スペースを設け、子どもたち自らが利用のためのルールづくりを行う取り組みなどを展開していきます。また、引き続き、各子ども家庭支援センター内の中高生専用スペースの充実を図っていきます。

### ◆就学前教育の充実

- ・「新宿区教育ビジョン」では、就学前の子どもに対する保育・教育の機会を充実するとともに、保護者が個々のニーズに応じて施設の選択ができる社会づくりや、幼稚園と保育園の交流、研修等を継続的に進め、互いの保育内容の充実を図ることなどが取り組みの方向性として掲げられています。
- ・これらのことを具体化していくために、今後は、地域バランスを考慮した子ども園の展開に加え、これまで区で進めてきた「幼保連携型」の「子ども園」だけでなく、保育所型、区独自型など多様なスタイルの「子ども園」の導入も検討していきます。また、区立の「保育園」「幼稚園」「子ども園」の3歳から5歳児のクラスでは、共通の幼児教育プログラムに基づいた保育・教育が実施できるよう、区独自の就学前プログラムを検討していきます。

### ◆新宿区勤労者・仕事支援センターにおける就労支援

- ・平成21年度に設立した「新宿区勤労者・仕事支援センター」では、就労意欲があっても就労に結びついていない障害者、高齢者、若年非就業者等に対して、多様な就労機会の提供やコーディネートを行っています。また、平成23年度に旧東戸山中学校跡地に移転する際には、若者の自立支援活動をしている団体の活動の場として若年者就労支援室を設置していきます。

### ◆晩婚化・非婚化が進む社会における若者への支援

- ・それぞれの人が、その人らしく生きるための選択肢のひとつとして、結婚を考える人への支援策のあり方とその方策について検討を進めます。



## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p><b>◆確かな学力の育成</b></p> <p>少人数学習指導の充実や「小1プロブレム<sup>※1</sup>」など学校運営の様々な課題に対応するため、確かな学力推進員（区費講師）を全校配置する。</p> <p>また、授業改善推進員（退職校長）を派遣し、新規採用教員等への指導を行い、教員の授業力の向上を図る。</p> <p style="text-align: right;">（※実行計画事業）</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・確かな学力推進員の配置：51人</li> <li>・授業改善推進員の派遣：6人</li> </ul>	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p><b>◆放課後等学習支援</b></p> <p>授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題のある児童・生徒に対し、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導を実施するため、複数の学習支援員を配置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習支援員による放課後等学習</li> <li>小学校 29校 週1日 1時間</li> <li>中学校 11校 週4日 1時間</li> <li>（※小学校は22年度から、中学校は21年度から実施）</li> </ul>	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p><b>◆特色ある教育活動の推進</b></p> <p>「特色ある学校づくりのための教育活動計画」や各校の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施する。</p> <p style="text-align: right;">（※実行計画事業）</p>	<p>○「特色ある学校づくりのための教育活動計画」により、各校の独自性の強化を図る。</p> <p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校の教育方針等の保護者への周知度 73.4%</li> </ul>	<p>○特色ある教育活動を継続して実施していきます。</p> <p>&lt;23年度目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各学校の教育方針等の保護者への周知度 75.0%</li> </ul>
<p><b>◆スクール・コーディネーターの活動</b></p> <p>スクール・コーディネーターが週1回程度、配置校を訪問し、小・中学校と地域と家庭との連携を図り、児童・生徒の学習活動を支援する。</p>	<p>○配置校：小学校27校／29校、中学校全校</p>	<p>○小・中学校全校に配置します。</p>
<p><b>◆幼稚園と保育園の連携・一元化</b></p> <p>0歳から小学校就学前までの子どもに対し、その成長と発達を見据えた一貫した保育と幼児教育を実施するとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、幼稚園と保育園を一元化した子ども園を計画的に整備する。</p> <p style="text-align: right;">（※実行計画事業）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○四谷子ども園の開設（19年4月）</li> <li>○愛日幼稚園、中町保育園の4・5歳児合同保育の実施</li> </ul>	<p>○多様なスタイルの子ども園の導入を検討していきます。</p> <p>&lt;23年度目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区立3園で実施していきます。</li> <li>・四谷子ども園</li> <li>・あいじつ子ども園</li> <li>・（仮称）西新宿子ども園</li> </ul>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

※1 小1プロブレム…小学校に入学したばかりの小学校1年生が、集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。これまで1か月程度で落ち着くとされていたが、これが継続するようになり、就学前の幼児教育が注目されだした。

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援 (※実行計画事業)</p>	<p>○障害者や若年非就労者等を対象とした就労に関する総合相談窓口の運営等</p>	<p>&lt;23年度目標&gt; ○ひきこもりセーフティネットモデル事業<sup>※1</sup>を継続して実施していきます。 ○若者就労支援室(旧東戸山中学校の活用)を整備していきます。 ○コミュニティショップ<sup>※2</sup>及びサテライトオフィス<sup>※3</sup>の設置(計8か所) ジョブサポーター<sup>※4</sup>の登録数の増(計60人)</p>
<p>◆若者自立支援連絡会 NPO等と協働し、働くことに意欲がもてない若者や家族からの相談・自立のための生活訓練等の支援を行うことを検討する。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt; ・若者自立支援連絡会の開催: 年2回</p>	<p>○若者自立支援連絡会の開催: 年4回</p>
<p>◆男女共同参画啓発講座 誰もがいきいきと自分らしく生きるため、男女共同参画啓発講座を通じて若者の生き方を支援していく。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt; ・エンパワーメント講座 ・性と生の講座</p>	<p>○若者のニーズや課題をとらえた講座内容となるよう、社会状況に応じて実施していきます。</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

※1 ひきこもりセーフティネットモデル事業…不登校経験者や高校中退者などが、進学や就職をせず、社会とのつながりを失うことにより、ひきこもり等の状態になることを防ぐため、関係機関、地域団体が連携したネットワークを「セーフティネット」として構築し、適切な支援を継続的に講じるしくみ。

※2 コミュニティショップ…地域団体、商店街と連携し、コミュニティショップ「ふらっと新宿」を運営し、障害者、若年非就業者等の就労支援を行う。

※3 サテライトオフィス…若年非就業者等を対象に、身近な就労の場を提供するとともに、在宅就労に関する相談を行う。

※4 ジョブサポーター…障害者・若年非就業者等のスキルアップや就労を支援する有償ボランティア

## 3 子どもが心身ともに豊かに育つために

### ① 心とからだの栄養素「遊び」

#### 現状と課題

子どもは、遊びの中で主体的に友だちや対象となるものに関わり、自分以外の人やものに対する好奇心が育まれ、人と関わる力が形成されます。また、からだを使った遊びを十分にすることにより、心身ともにバランスのとれた成長が促されます。

このように、子どもの成長にとって重要な遊びを保障するための場づくりや人材の育成は、次世代育成支援の大きな柱です。

#### 屋外の貴重な遊び場としての公園

区立遊び場を含む区内の公園は 191 か所あり、区の総面積の 6.49%、1人あたりの公園面積は 3.79 m<sup>2</sup>です（平成 21 年 4 月 1 日現在）。国民公園である新宿御苑や、都立戸山公園、区立新宿中央公園など大規模公園もありますが、区立公園の 6 割以上は面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の小さな公園となっており、子どもたちがのびのび遊べる場としては十分とはいえない状況にあります。

しかし、公園の整備・改修にあたっては、地域でワークショップを行って、子どもを含めた区民のみなさんとともに、作り上げる手法もとりながら使いやすい公園づくりをめざしています。

また、公園サポーター、プレイパーク活動など、区民のみなさんによる公園を守る活動や子どもの育成を目指す活動も展開されるなど、公園の活性化が進んでいます。

#### 児童館等の充実

区には、子どもの健全育成と乳幼児を持つ家庭への子育て支援を行うための拠点として、18 か所の児童館と、児童館機能も併せ持つ子ども家庭支援センター（3 か所）があります（平成 21 年 4 月現在）。児童館を利用する子どものほとんどは幼児や小学生ですが、中高生も利用しています。しかし、児童館の広さなど施設上の制約もあり、中高生が過ごしづらい現状があります。そこで、子ども家庭支援センターには、中高生専用スペースを設け、中高生の居場所づくりを進めています。

児童館は、子どもをめぐる社会環境や家庭状況の変化に伴い、子どもの遊びの場所にとどまらず、子育て支援や地域との交流の場としての役割がますます重要になっています。このため、専門的な子育て支援の知識を備え、関係機関とのコーディネートができる職員の育成・配置により、育児不安に悩む家庭への支援、関係機関との連携、地域での健全育成など、地域に根ざした子育て支援事業のひとつとして充実させていく必要があります。

また、平成 21 年度は、新たな取組みとして 2 か所の児童館に指定管理者制度を導入しました。民間ならではのアイデア、柔軟な人員配置など民間活力を生かした運営を行っています。

## 放課後子どもひろばと児童館の連携

「放課後子どもひろば<sup>※1</sup>」は、学校施設を活用して、子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士の交流ができる安全な遊びと学びの場として、平成19年度から整備を始めました。平成23年度までにすべての区立小学校での実施を目指しています。

放課後子どもひろばと児童館は、自由な子どもの居場所としての共通点が多く、さまざまな連携を行っています。1学期に1回程度実施する各放課後子どもひろば連絡会に児童館職員が参加することにより、子どもの居場所や指導方法についての情報の共有を図っています。また、児童館での取り組みを放課後子どもひろばでも活かすことにより、子どもたちにさまざまな体験の機会を増やすとともに、放課後子どもひろばのスタッフと児童館職員が子どもの集団遊びや、子ども一人ひとりの特徴に応じた支援方法について情報交換することでお互いのスキルアップを目指しています。さらに、より良い居場所としていくために、児童館職員と放課後子どもひろばのスタッフが、児童健全育成に関する知識と経験を共有しながら連携していくことが課題です。

### 取組みの方向

#### ◆魅力ある公園の整備

・「(仮称)魅力ある身近な公園づくり基本計画」を策定し、今後の公園整備、運営の指針とします。また、公園の適地(公園の機能向上に資する用地や、公園の少ない地域における用地など)があれば取得を検討するほか、公園ごとの役割分担を明確にしながら地域住民と協働して計画案を作成し、整備を進めます。

#### ◆既存の公園の再生と活性化

・区立おとめ山公園を拡張することにより、「区民ふれあいの森」として整備し、区民がみどりとふれあえる機会を創出していきます。  
・子どもたちや親子が安心して遊べる公園の実現をめざし、広く区民の意見を聞きながら、引き続き既存の公園の再生を図っていきます。

#### ◆遊びのリーダーの育成

・子どもたちが公園でいきいきと遊ぶことができるよう、プレイパーク活動の推進やプレイリーダーの育成支援を行っています。

#### ◆特色ある児童館運営

・地域特性や利用実態を考慮し、利用者や地域の意見を反映した運営を進め、地域の子どもの健全育成や子育て支援拠点としていきます。

#### ◆放課後子どもひろばの充実

・児童館や学童クラブとの連携による内容の充実を図ります。  
・地域ボランティアの活用や、PTAなどの地域団体の事業と連携していきます。

<sup>※1</sup> 放課後子どもひろば…小学校において、放課後に子どもが集い、自主的に活動する自由な遊びと学びの場。21年度までに18校で実施し、23年度には全小学校で実施予定。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
◆みんなで考える身近な公園の整備 (※実行計画事業)	○17～20 年度末整備済公園:4 園(計8園)	<23年度目標量> ○21～23年度整備公園:3園(計11園)
◆プレイパーク活動の推進 区内の公園でプレイパーク活動を行うボランティア・NPO 団体との協働により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進する。	○プレイパーク活動支援:4地区 ○啓発活動支援:1団体	○充実を図ります。 プレイパーク活動ボランティア・団体等との連携を密にしながら、子どもの遊びのニーズに沿った充実を図ります。
◆プレイリーダーの養成 地域の遊びの活性化のため、プレイリーダーを養成する。	○専任プレイリーダー4人、 スタッフ42人	○充実を図ります。 活動中のプレイリーダー・スタッフのノウハウを伝えながら新たな担い手を養成し、地域の遊びの充実を図ります。
◆児童館における指定管理者制度の活用 (※実行計画事業)	○指定管理者制度の導入:2館	<23年度目標量> ○6館に導入
◆放課後子どもひろばの拡充 (※実行計画事業)	○小学校18校で実施	<23年度目標量> ○小学校全校で実施

\*実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。



## 3 子どもが心身ともに豊かに育つために

### ② 心とからだの栄養素「文化・芸術」

#### 現状と課題

#### 子どもの文化芸術活動の推進

新宿区は、新宿文化センター、区民ホールやオペラシティ等のホールや美術館、能楽堂などの文化施設が豊富であるため、多くの文化芸術にふれる機会に恵まれています。

文化芸術とのふれあいは、子どもの創造性や感受性・共感する力を育む上で、とても重要です。

区では、これまで文化体験プログラムの実施、保育園、幼稚園や学校、児童館等での文化芸術とのふれあいの機会の創出など様々な機会を捉え取り組んできました。また、「新宿区における文化芸術振興に関する協定」に基づき、社団法人日本芸能実演家団体協議会が、小学校跡地を活用してオープンした芸能花伝舎でも、子ども向け体験イベント等を実施しています。

また、区は、基本構想及び総合計画において、「文化芸術創造のまち 新宿」を掲げ、その実現を目指すための指針となる文化芸術振興基本条例を、平成22年3月に制定しました。

条例制定にあたり、公募区民、文化芸術団体・学校・企業の代表、学識経験者などからなる懇談会を設置し、幅広く検討を行いました。

その懇談会において、文化芸術が子どもの成長に対して大きな力を持つこと、また、文化芸術は一過性のものでなく、次の世代へ継承していくものであることから、次代の文化芸術の担い手である子どもたちが様々な文化芸術を鑑賞し体験することは、文化芸術を振興していく上で大きな意味を持つことを確認し、「文化芸術を通して子どもの生きる力と豊かな心を育む」ことに関する規定を、条例に盛り込むことを提言しています。

条例制定後は、その理念・内容を活かし、子どもたちが文化芸術にふれる機会をさらに充実させていくことが必要です。

#### 子どもの読書活動の推進

子どもの活字離れが広がっています。読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めるうえで欠くことのできないものであり、子どもの読書環境を計画的に整備していくことが求められています。区では、平成19年度に、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭や地域、学校、保育園、幼稚園などと連携して、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

今後は、乳幼児期から本に親しむ環境づくりのため、読書に対する保護者の関心をさらに高めるための取り組みを充実させることが求められます。

また、平成18年度に開設した「こども図書館」が中心となり、地域図書館、学校、保育園、幼稚園、児童館、保健センター、地域の団体等と連携しながら、身近なところで、読書に親しめる環境づくりを進めています。

さらに、小学生・中学生・高校生の不読者率<sup>\*1</sup>ここ数年間ほぼ横ばいという結果が出ていること

<sup>\*1</sup> 不読者率…1か月間に漫画や雑誌を除いて1冊も本を読まない児童・生徒の割合

や、男女とも学年が進むにつれて不読者率が増加していく傾向にあることから、区立小・中学校と区立図書館との連携を一層深め、子どもの読書活動や学校図書館の利用を促進する必要があります。

## 取組みの方向

### ◆文化芸術振興基本条例に基づく取組みの推進

- ・平成22年3月に制定した文化芸術振興基本条例に基づき、「子どもの生きる力と豊かな心を育む」ことを、文化芸術振興の取組みの方向性の柱の1つにおいて、様々な文化芸術を体験できる環境の下で、子どもが成長できるよう、取組みを進めていきます。

### ◆「新宿区子ども読書活動推進計画」の着実な推進

- ・「こども図書館」を中心に、保健センターでの読み聞かせ、読書塾や親力向上のための講演会などを実施し、早い時期から保護者に読書やお話の世界の素晴らしさを実感してもらいながら、本好きな親子を増やしていきます。また、学校や保育園、幼稚園、児童館など、子どもが学校生活・日常生活の中で本に親しめる環境づくりの一層の充実を図っていきます。
- ・公立及び私立の保育園、幼稚園、児童館、子ども園、区立学校と連携し、身近な読書環境を整備するとともに、子どもが進んで学校図書館を利用し、活用していけるように、学校保護者や地域の図書館ボランティア等による協力や図書館司書の区立小・中学校への派遣などにより、学校図書館運営の充実を図っていきます。



## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p><b>◆文化体験プログラムの展開</b></p> <p>子どもたちが気軽に文化芸術に触れることができる各種事業を実施する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募率（応募者数/定員数）が100%を超えるプログラムが全体に占める割合53.3%</li> </ul>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○応募率（応募者数/定員数）が100%を超えるプログラムが全体に占める割合80%</li> </ul>
<p><b>◆子ども読書活動の推進</b></p> <p>「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが、自主的に読書活動を行うことができるように、読書に関する親力の向上講座や読書塾の開設、学校図書館への司書派遣など、読書環境を整備する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども読書活動推進会議の開催：年3回</li> <li>・区立図書館を利用した子どもの人数：102,065人</li> </ul>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○区立図書館を利用した子ども：115,000人（対18年度比18%増）</li> </ul>
<p><b>◆病院サービスの充実</b></p> <p>区内4病院に長期入院している子どもたちが図書館サービスを受けられるよう、病院への配本サービスを実施する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>○区内4病院と提携し、2か月に一度、配本サービス（150冊）を実施</p>	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p><b>◆絵本でふれあう子育て支援</b></p> <p>保健センターで実施している乳幼児健診（3～4か月健診と3歳時健診）の際に、読み聞かせと絵本の配付（3歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センターで実施している3～4か月健診時の読み聞かせへの参加者の割合：66%</li> </ul>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健センターで実施している3～4か月健診時の読み聞かせへの参加者の割合70%</li> </ul>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。



## 3 子どもが心身ともに豊かに育つために

### ③ 心とからだの栄養素「食」

#### 現状と課題

区では、平成17年に施行された食育基本法を受けて、平成20年に「新宿区食育推進計画」を策定しました。その中で食育は、心とからだの健康づくりや、人間性の形成など、人を育む上で大きな役割を果たすものとしています。

「食」は、生涯にわたっていきいきと暮らす上で欠くことのできない大切なものです。区は、子どもたちの健やかな心身の成長のために、家族全員、さらに地域全体で食育に積極的に取り組むことを目指しています。

#### 健やかな食習慣の確立

乳幼児期の食生活は、心身の発育・発達や健康状態に大きな影響を与えるとともに、その後の生涯にわたる生活習慣の基盤になるため、乳幼児期から健康的な生活習慣を身につけていくことが大切です。しかし、近年の親世代のライフスタイルの多様化などの影響により、生活リズムの乱れ、食の欧米化に代表される栄養バランスの偏りなど、子どもをとりまく「食」は、さまざまな問題が指摘されています。

また、少子化・核家族化などにより、子どもの食に関する知識の伝承がなされなくなっており、離乳食から幼児食への移行期では、子どもの食事で困ったことがある、食べ方に不安があるなど、食に関する保護者の悩みも多い現状があります。

乳幼児期は、個々の子どもの成長や発達、身体状況に合わせた食事内容やよく噛んで食べる習慣を身につける大切な時期でもあるため、一人ひとりの子どもが「食べる力」を育むための総合的な支援が必要です。

#### 食を大切に作る心・豊かな心をめざす

家庭での食生活は、子どもの「食べる力」を育むうえでの基本であり、食事は体の成長の糧であるだけでなく、家族の触れ合いの場としても大切です。しかし、「平成20年度新宿区立学校における食育アンケート」では、子どもがふだん家で誰と食事をするかについて、「家族で」と答えた子どもの割合は80.2%ですが、日常的に「子どもだけで食事をする」が6.9%、「一人で食事をする」が8.4%となっています。

また、自分で料理を作ることは、様々な食材に触れ、何がどのように作られているかを知ることになり、「食」への興味関心と「食」を大切に作る心、感謝の気持ちを育むために役立ちます。家庭だけでなく、保育園、幼稚園、学校、児童館等、地域全体が連携を図り、子どもの年代に応じた食事づくり（将来の食の自立）に向けた支援をしていくことが求められています。

## 取組みの方向

### ◆心身をつくる食生活のスタート支援

- ・生後6～7か月児を対象とした離乳食講習会の内容を生後12か月までに拡大します。
- ・幼児食への移行期である1歳から1歳6か月児を対象とした幼児食講習会を新たに開始します。

### ◆食材に触れたり、料理を作る体験活動の推進

- ・食育ボランティアによる食育講座の開催回数を増やし、料理を体験できる場を広げます。
- ・保育園に生ごみ処理機を設置して堆肥をつくり、園庭で野菜を栽培し収穫祭をしたり、芋ほり遠足をするなどの体験活動を実施していきます。
- ・区立学校・幼稚園等において、食の重要性について理解を図り、適切な食習慣が身につくよう、各学校に配置されている食育推進リーダーの活用や、栄養士による子どもや保護者に向けた指導、家庭との協力を行うなどの食育を充実していきます。

### ◆食を楽しむ機会の充実と啓発の推進

- ・保育園・子ども園では年中行事にあわせ行事食等を取り入れるなど、食を楽しむ環境づくりに取り組んでいきます。
- ・学校では、各校の特色を生かし、リクエスト給食やバイキング給食、ランチルーム給食などを行い、食を楽しむ機会の充実を図っていきます。
- ・保健センターでは、「食」をテーマとしたイベントを行うなど、子どもや保護者を含む区民が食に関心を持ち、学ぶ機会の充実を図っていきます。

※〔取組みの方向〕の表中「◆心身をつくる食生活のスタート支援」及び49ページの〔主な事業〕の表中「◆もぐもぐごっくん支援事業」・「◆幼児食教室」は、「母子保健計画」に該当するものです。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p><b>◆もぐもぐごっくん支援事業</b></p> <p>保健センターにおいて、「お口の機能（飲み込み・噛み方・歯並び等）」講習会の開催や、個別相談を実施する。</p> <p style="text-align: right;">(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「お口の機能」講習会:86人</li> <li>・個別相談:89人</li> </ul>	<p>○講習会及び個別相談を充実していきます。</p> <p>&lt;23年度目標&gt;</p> <p>○講習会参加者数:480人</p>
<p><b>◆幼児食教室</b></p> <p>1歳児を対象に、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と調理実演・試食を行う。</p>	<p>○22年度新規事業</p>	<p>○参加者数:320人</p>
<p><b>◆食育ボランティアによる料理教室</b></p> <p>食育ボランティアによる料理教室を様々な場所で開催し、基本的な「食」に関する知識の普及を行う。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館での食育事業:10回</li> </ul>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <p>○児童館等での食育事業:21回</p>
<p><b>◆食育まつり</b></p> <p>広く「食」への関心を持ってもらうために区民参加型のイベントを行う。また、「食育の推進」事業である「メニューコンクール」と連動させるなど、「食」について楽しみながら学び、自ら考える機会とする。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食育まつりの開催:1回</li> <li>来場者数1,400人</li> <li>・メニューコンクール</li> <li>応募作品142作品</li> </ul>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <p>○食育まつりの開催:1回</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

## 目標2 健やかな子育てを応援します

### 1 安心な妊娠・出産からはじめる子育て

#### 現状と課題

#### 妊娠期からの支援の大切さ

妊娠期は、胎児の成長とともに、妊婦の全身状態を大きく変化させ、心身に大きな負担がかかった状態となります。その変化に応じた体調管理とともに、胎児が健やかに育つためには、妊婦が十分な栄養、休息、睡眠をとり心身ともに健康であることが非常に大切です。心身ともに安定した状態での妊娠・出産が、健やかな赤ちゃんを誕生させ、またその後の子育てにおける育児不安・困難感に伴うトラブル等を未然に防ぐことにつながります。

平成21年度におこなった「新宿区保健アンケート」では、妊娠中に気分が落ち込んだことがある妊婦が53.1%いました。また、「気分が落ち込んだ時に回復に役立ったこと」で一番多かったのは「夫やパートナーが話をきいてくれること」(41.6%)でした。

昨今の少子化、核家族化の進行により、育児における父親(夫やパートナー)の役割はさらに重要になってきました。夫やパートナーが妊婦の心身の状況を理解し、子どもが生まれる前から父親となる新しい役割の準備をしていくことが、妊婦に夫やパートナーから支援されている安心感をもたらすことにつながります。

また、10代の妊娠や高齢初産、妊娠届けが22週以降と遅い方などが、安全な出産を迎える上でリスクが高いことが知られています。そのために、これらの方の中で特に支援が必要な妊婦には、安全な出産を迎えることができるようにその方の状況に応じた支援を行っていくことが必要です。

保健センターでは、安全な出産と育児不安の解消を目指し、妊婦対象の母親学級だけでなく、夫やパートナーと参加できる両親学級や、妊婦が乳児に触れ、子育て中の母親と情報交換できるグループ活動(はじめまして赤ちゃん応援事業)などを開催しています。また、妊娠届出等より把握できることから、安全・安心な出産にむけての妊婦への支援にも取り組んでいます。

妊娠中は身体的な変化や生活習慣の変化により、虫歯や歯周病が発症しやすくなるなど、口の中も影響を受けやすくなります。また、産後は子育てなどにより歯科受診が難しい場合もあります。妊娠・出産により口の中の疾患が重症化するのを予防するため、妊娠安定期の積極的な歯科健診や、産後の継続した歯科受診への支援が必要です。

安全で安心な出産をし、安心して子育てに臨めるよう、妊婦の心の健康対策も含めて、妊娠期からの支援のより一層の充実が課題です。

※「目標2 健やかな子育てを応援します」の項は、「母子保健計画」に該当するものです。

## 取組みの方向

### ◆安心して出産を迎える支援の充実

- ・母親学級・両親学級等で、地域での仲間づくりや父親に育児参加、協力の重要性を伝えていきます。
- ・働く妊婦の方へ参加しやすい学級を開催します。
- ・妊婦が赤ちゃんと触れ合える場を充実させていきます。

### ◆特に支援を必要とする妊婦への支援の充実

- ・10代の妊娠、22週以降の遅い妊娠届、多胎妊娠、高齢初産などへの支援を行っていきます。

### ◆妊産婦の歯と口の健康支援の充実

- ・妊娠中に歯科健診を受けられるように支援を行っていきます。
- ・産婦の歯科疾患予防のために家庭でできる自己管理の技術支援を充実します。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標※
<b>◆妊婦への相談支援</b> 母子健康手帳交付時に、妊娠届や妊婦への質問票を活用し、ハイリスク妊婦（10代及び40歳以上の妊娠、22週以降の妊娠届等）や、生活習慣やこころの健康に支援を要する妊婦を把握し、適切な支援を実施する。	○21年度より事業開始	○要支援者への働きかけ100% ○支援実施率 60%
<b>◆母親・両親学級等の開催</b> 母親・父親になる人に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりのため実施している。	<20年度実績> ・母親学級：35回 延1,196人 ・両親学級：12回 延449人	○母親学級・両親学級参加者数の増加を図ります。
<b>◆はじめまして赤ちゃん応援事業</b> 妊婦と、生後3か月位の乳児とその母親との育児体験教室を開催し、妊婦と赤ちゃんのふれあいの場を提供するとともに、乳児期初期の育児に取り組む母親への支援を行う。	<20年度実績> ・実施回数：48回 ・参加人数：941人 内訳 妊婦 136人 産後の母親 772人 その他 33人	○妊婦参加数の増加を図ります。
<b>◆妊婦歯科相談</b> 妊娠中に歯科健康診査を実施し、歯科疾患の早期発見・早期治療及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔の健康の維持・増進を図る。	○22年度新規事業	○かかりつけ歯科医を持つ者の増加を図ります。

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

## 2 子どもの健やかな成長のために

### ① 乳幼児の健やかな発達支援

#### 現状と課題

##### 産後の母親のこころの健康

産後はホルモンバランスの変化などから、マタニティーブルーズや産後うつ病を発症することもあり、心の健康支援が一層必要になる時期です。また、これらは育児不安や虐待につながることもあり、子どもの健やかな成長を妨げる原因にもなります。

区の調査で、就学前児童保護者に「産後半年間に気分が落ち込んだことの有無」について尋ねたところ、「ある」と回答した母親は56.0%いました。妊娠期に引き続き、出産後早い時期から育児環境を整え、母親が精神的に安定した状態で育児に取り組めるような支援が必要です。

##### 子どもの成長・発達に応じた健診・相談等の充実

子どもの成長に応じて行っている乳幼児健診は、健やかな成長・発達を確認するとともに、子どもの疾病や障害の早期発見・早期治療につながるだけでなく、保護者が抱える育児不安の解消といった子育て支援の場でもあります。

発育・発達に応じた情報提供や育児不安を軽減するための育児相談等の実施により、すべての子育て家庭が安心して子育てできるように引き続き支援していくことが必要です。

##### 病気や事故防止及び医療に関する情報提供の充実

乳幼児期は急な発熱や感染症などで医療機関にかかる頻度が高く、また、健やかな成長発達には、この時期の適切な健康管理や健康習慣の獲得が不可欠です。そのためには、日頃の家庭での取り組みとともにかかりつけ医等による健康管理や感染症予防対策が欠かせない時期です。一方で、小児科医の不足や疲弊が問題視されてもいます。小児の疾病と健康管理や治療について区民の理解を深めるとともに、保護者が必要としている医療情報の提供や、適切な小児医療機関の利用を促すための働きかけが必要です。

また、全国的にみて不慮の事故死は幼児・学童期の死亡原因の第一位となっているため、不慮の事故を防止するための取り組みも引き続き重要です。

## 取組みの方向

### ◆母親のこころの健康支援

・妊娠期に引き続き、出産後早期から支援が必要な母親に対しては適切なサービスを提供していきます。

### ◆子どもの成長・発達に応じた相談等の充実

・健康診査や相談事業を実施し、疾病や障害を早期発見するとともに、個々に応じたきめ細やかなサービスを提供していきます。

### ◆病気や事故防止及び医療に関する情報提供の充実

・子どもの病気や起こりやすい事故の防止及び子どもの医療に関する情報について、講演会の開催などにより、情報提供の充実を図ります。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<b>◆すくすく赤ちゃん訪問</b> 生後4か月以内の乳児のいるすべての家庭を助産師・保健師等が訪問し、乳児の発育、健康状態等の確認をしながら、家族の健康や子育ての相談支援を行う。	<20年度実績> ・訪問件数：1,412件 ・訪問率：66%	○訪問率 100%
<b>◆乳幼児健康診査と育児相談</b> 保健センター及び医療機関において、3～4か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児・3歳児を対象に、健診と保健・栄養・歯科相談等を行う。また、保健センター及び児童館等で保健専門職が育児に関する相談を実施する。	<20年度実績> ・乳幼児健診受診率 3～4か月児 90.2% 6か月児 82.1% 9か月児 77.8% 1歳6か月児 79.3% 3歳児 80.9% ・育児相談実施回数：97回 相談人数：1,051人	○乳幼児：受診率の維持を図ります。 ○育児相談：相談人数の増加を図ります。
<b>◆母親の心の健康支援</b> 乳幼児の健診等の機会を利用し、母親のこころのアンケート調査票等で、支援の必要な母親を把握し、個別相談やグループ支援を継続的にを行い、心の健康を支援している。	<20年度実績> ・こころのアンケート調査による個別相談数：241人 ・親と子の相談室：12回 相談人数：44人 ・オリーブの会：12回 参加延人数：93人	○継続して実施していきます。

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆<b>歯から始める子育て支援体制の構築</b></p> <p>子どもと子育て中の保護者の歯科保健を支えるため、区内歯科医療機関従事者や保育士等の子育て支援専門職をデンタルサポーターとして養成する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デンタルサポーター研修会の開催: 2回/年</li> <li>・冊子「歯から始める子育て支援」の作成: 500部</li> <li>・デンタルサポーター(歯科医療機関)の登録(183名)</li> </ul>	<p>○幼児のう歯を減少させます。</p>
<p>◆<b>家庭における乳幼児事故防止対策</b></p> <p>乳幼児の不慮の事故を防ぐため、母子保健事業実施時に事故防止の普及啓発を行う。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児事故防止講演会: 5回、延143人</li> <li>・離乳食講習会時のミニ講座: 40回、延746人</li> <li>・事故予防のリーフレット作成</li> </ul>	<p>○様々な機会を通じて普及啓発を行います。</p>
<p>◆<b>子どもに関する医療情報の提供</b></p> <p>家庭において安心して子どもの健康を守れるよう、子どもによくある症状や病気の対処方法や医療機関情報などについて情報提供をすともにも、学習の機会を設ける。</p>	<p>○22年度新規事業</p>	<p>○子どもの医療情報ハンドブックの作成・配布</p> <p>○シンポジウムの開催: 1回</p> <p>○講演会・講習会の開催: 4回</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。





## 2 子どもの健やかな成長のために

### ② 学童期から思春期までの健康づくり

#### 現状と課題

##### 健やかな体づくりの推進

学童期から思春期にかけては、基礎的な体力や健康習慣が確立されるなど、生涯を通しての健康の礎となる重要な時期であり、健やかな体づくりが欠かせません。しかしながら、日常生活や遊びの中で体を動かす機会が減少していることなどから、子どもたちの体力の低下を招いていると考えられています。体力テストでは、新宿区の子どもは、多くの種目で全国平均を下回るなど、体力の低下傾向が見られます。また、子どもたち全体の体力の低下とともに、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向についての指摘もあります。

また近年、10代の望まぬ妊娠・人工妊娠中絶や、若年者のHIV感染症を含む性感染症が問題となっています。思春期の性感染症予防や避妊等の性に関する教育や正しい知識の普及啓発を積極的に行うことが必要です。また、喫煙、薬物や飲酒などの害についても早めの教育が必要です。さらに、不規則な食習慣や過剰なダイエットなど子どもの食生活に関する問題も指摘されています。

性感染症や薬物・アルコール等の問題については、区の調査によると、中学生保護者の9割が学校での教育を希望していますが、これら子どもの健康に関わる問題は、学校教育だけでなく、家庭や保健分野などが相互に連携・協力して取り組んでいくことが必要です。

##### こころの健康

学童期はもちろんのこと、特に思春期は、身体の著しい発達に比べ精神的・社会的に未熟であり、様々なこころの問題が生じやすい時期といえます。身体と同様に、学童期や思春期のこころの健康が、本人自身の問題にとどまらず、将来、次世代を生き育てる親になった時の立場にも影響を及ぼすといわれています。

平成18年に内閣府が行った「低年齢少年の生活と意識に関する調査」では、悩みや心配がないと答えた中学生が29.1%と、平成7年度調査の43.7%に比べ約15ポイント減少しており、子どもたちの悩みや心配が増加している状況が伺えます。

また、心身症や不登校、ひきこもりをはじめとしたこころの問題も深刻化してきています。

心の揺らぎや悩みを乗り越え、子どもたちがこころの健康を増進して行けるよう、見守り支援する取り組みが重要です。

## 取組みの方向

### ◆体力づくりと生活習慣病予防推進

- ・区立学校における体育の授業や部活動の指導を強化できるよう、学生ボランティア、スクールスタッフ、区内体育協会の指導者や新宿未来創造財団の指導者バンク登録者を活用します。また、区立小学校では、PTAを中心とした生活習慣改善の取組みと連携した効果的な基礎体力づくりの推進や、体力テストを全区立中学校が実施するなど、体力向上に取り組みます。
- ・子どもたちに適切な食生活や運動の習慣を身につけさせるため、区立学校において予防健診を実施し、小児生活習慣病を早期に発見し、栄養指導・運動指導等の対策を講じます。

### ◆たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防の推進

- ・各学校では、健康教育の充実を図り、発達段階に応じて喫煙・飲酒・薬物乱用や感染症と、健康との関連について具体的に指導し、自らの健康を適切に管理し、改善していく思考力・判断力などの資質や能力を育成していきます。
- ・小・中・高校生を対象として、保健センターや保健所が区内学校と連携しながら、性感染症予防、たばこ・薬物・アルコール問題や生命の大切さについての啓発を進めていきます。

### ◆こころの健康支援

- ・学校におけるスクールカウンセラーの配置や、教育センターでの相談などにより、思春期のこころの問題、不安や悩みを乗り越えていくための相談を推進していきます。
- ・各学校では、心の発達、心と体の関係、不安や悩みへの対処などについての保健教育の充実を図っていきます。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標※
<p><b>◆学校での基礎体力向上への取り組み</b></p> <p>子どもの心や体の健やかな成長を図るため、家庭・地域・学校が連携し、基礎体力の向上、生活習慣改善や心の健康保持の取り組みを充実する。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体カテストの実施 中学校8校（一部の項目、一部の学年での実施を含む）</li> <li>・PTAを中心とした生活習慣改善の取り組みと連携した効果的な基礎体力づくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの体力の維持・向上を図ります。</li> <li>○家庭との連携による基礎体力向上の取り組みを実施していきます。</li> </ul>
<p><b>◆小児生活習慣病予防健診</b></p> <p>子どもたちに適切な食生活や運動の習慣を身につけさせるため、予防健診を実施し、小児生活習慣病を早期に発見し、栄養指導・運動指導等の対策を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小児生活習慣病予防健診（※平成21年度から）小学4年、中学1年の希望者を対象に実施</li> <li>○栄養指導・運動指導の実施</li> </ul>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小児生活習慣病予防健診及び指導を充実していきます。</li> </ul>
<p><b>◆セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施</b></p> <p>警察や薬剤師などの専門家を外部講師としたセーフティ教室や薬物乱用防止教室を実施する。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施 小・中学校で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○継続して実施していきます</li> </ul>
<p><b>◆小・中学校へのスクールカウンセラーの派遣【再掲】</b></p> <p>学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善のため、教育センターのスクールカウンセラーを派遣する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区立学校全校で実施 (週1~2回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区立学校全校で継続して実施していきます。</li> </ul>
<p><b>◆思春期保健出張健康教育</b></p> <p>学校や施設からの要望に応じ、保健所や保健センターの専門職がたばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・命の大切さなど学童期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施する。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生へのAIDS・性感染症予防の知識についての健康教育 授業：2回 89人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校との連携による健康教育の充実を図ります。</li> </ul>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

# 目標3 きめこまやかなサービスで すべての子育て家庭を サポートします

## 1 子育て支援サービスの総合的な展開

### ① 子育て支援サービスの充実

#### 現状と課題

#### 子育て支援サービスの充実と子育てに対する意識の現状

子育てを社会全体で支援していく視点から、すべての子育て家庭を対象として、乳幼児親子の居場所づくり（子育てひろば）や子育て相談、一時保育、子どもショートステイなどの施策を充実してきました。また、支援が必要な家庭ほど情報やサービスへのアクセスが十分でなく、支援に結びついていないという現状をふまえ、育児支援家庭訪問やすすく赤ちゃん訪問などアウトリーチ型のサービスも拡充してきました。

就学前児童保護者を対象とした区の調査で、「子育てが楽しい」と感じる人の割合が平成15年度の同様の調査と比較して、38.6%から50.4%に増加し、「子育てがいつもつらいと思う」人の割合は5.4%から3.3%に減少しました。しかし、依然として3.3%の人が「いつもつらい」と感じているという事実をしっかり受け止め、支援の方策を工夫する努力を続ける必要があります。

#### わかりやすい相談環境の整備と相談事業の専門性の向上

区の調査で、子育てに関する相談について、「相談時に困ったこと」があるか質問したところ、「専門性のある相談を期待していたが、納得のいく答えが得られなかった」が、就学前児童保護者では11.5%、小学生保護者では8.1%、「気軽に相談できる場所がわからなかった」が、就学前児童保護者11.3%、小学生保護者7.3%と、両者とも第1位、第2位となっており、相談事業には、気軽さと専門性が求められていることが伺われます。

子ども家庭支援センター<sup>\*1</sup>や保健センター、児童館、教育センターなど区の行っている相談は多種多様ですが、そのすべてにおいて気軽さと高い専門性を兼ね備えることは難しいのが現状です。従って、子育て関連の利用施設、相談機関などを地域にバランスよく配置し、気軽にどこでも相談できる環境をさらに充実させつつ、受けた相談のうち専門知識が必要なケースについては、適切な

<sup>\*1</sup> 子ども家庭支援センター…0歳から18歳未満の子どもとその保護者が利用できる施設で、平成21年4月現在、中落合・榎町・信濃町子ども家庭支援センターの3か所がある。子どもと家庭に関する総合的な支援機関で、子育てや家庭に関する相談や、子育て支援に関する事業のほか、乳幼児から中学・高校生までが遊べるスペースがある。

機関につながられることが求められています。また、同時に、気軽に相談できる相手である保育園・児童館職員の専門性の向上も図っていく必要があります。それとともに、地域において親同士がそれぞれの子育ての経験を活かし、気軽に相談し合える環境をさらに整備することも大切です。

また、区では、子ども家庭支援センターで18歳までの子どもを対象とした子ども総合相談を実施していますが、思春期の子どもの相談窓口としての周知が進んでおらず、思春期の親からの相談は多いとは言えません。また、学校ではスクールカウンセラーが思春期の心の問題に対応しています。教育センターでは教育相談を行っていますが、中学校卒業以降の区が提供する相談の機会は十分でない現状があり、今後の課題となっています。

## 相談からコーディネートへ

---

子育て支援サービスのメニューを充実させ、情報発信についても、ホームページや子育て情報誌の充実などを図ってきましたが、名称や利用要件が様々であったり、サービスの種類や内容、窓口などの周知が十分ではなく、利用につながらないという状況はいまだにあります。

利用する人が、様々な窓口で個別に問い合わせをしなくても、その人にあった子育て支援サービスを組み合わせ、コーディネートすることが求められています。

また、コーディネートできる子育て支援サービス従事者の人材育成も課題です。

## より機能するネットワークへ

---

区では、平成17年度に、児童福祉法に基づく「要保護児童対策地域協議会」として、区の機関だけでなく児童相談所や家庭裁判所、民生児童委員等、関連機関も構成員とする「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」を設置しました。

このネットワークの特徴は、虐待だけでなく、不登校や発達支援の問題にも対応するため、「虐待防止等部会」「子ども学校サポート部会」「発達支援部会」の3つの部会を設け、互いが連携しながら課題のある子どもと家庭への支援を行っていることです。しかし、実際の活動は虐待対応が主になっており、今後は、各部会の目的の明確化や部会の再構成などについて検討し、より機能を発揮できるネットワークとしていく必要があります。

## 取組みの方向

### ◆一時保育の拡大

- ・在宅で子育てをする保護者の育児不安や負担を軽減するための事業としてニーズが高いため、今後も、保育園・子ども園・子ども家庭支援センターでの実施の拡大を検討していきます。

### ◆乳幼児親子の居場所の充実

- ・子ども家庭支援センターや子ども園等でのつどいのへやの拡充など、引き続き、乳幼児親子の居場所づくりを進めていきます。

### ◆相談しやすい環境の整備と相談事業の専門性の向上

- ・様々な区の機関が行っている相談事業について、主な対象、内容を分かりやすく伝える方策を検討するとともに、名称についても整理していきます。
- ・相談事業やコーディネートできる人材を確保するため、職員研修や区民対象の講座の充実を図ります。

### ◆子育て支援の資源のさらなる総合化・ネットワーク化

- ・（仮称）子ども総合センターを中心に、区全体の子育て支援事業の総合化及びNPO等をはじめとした民間団体との連携も強化していきます。また、子育て支援に関わる人たちの人材育成に努めていきます。

### ◆子ども家庭サポートネットワークの充実

- ・このネットワークをさらに発展させ、より有効に機能させるために、学識経験者等による専門的かつ客観的な視点での評価の導入を検討していきます。また、各部会の目的の検証や、部会の再構成の検討をしていきます。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆一時保育の充実</p> <p>保育施設や子育て支援施設等において、一時的に乳幼児を保育することにより、在宅で子育てしている家庭の保育ニーズに応える。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;実施箇所&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園等：空き利用型 43 か所、専用室型 4 か所</li> <li>・ひろば型 2 か所</li> </ul>	<p>○専用室型やひろば型一時保育の充実を図ります。</p> <p>&lt;23年度目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園等：空き利用型 40 か所、専用室型 8 か所</li> <li>・ひろば型 3 か所</li> </ul>
<p>◆子ども家庭支援センターの拡充</p> <p>乳幼児や中高生等の居場所を整備するとともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、要保護児童支援の仕組みの充実を図る。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>○設置：3 か所</p>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <p>○4 か所</p> <p>(仮称)子ども総合センターの建設にあたり、子ども家庭支援センターを新たに 1 か所設置します。</p>
<p>◆乳幼児親子の居場所づくり</p> <p>児童館・子ども家庭支援センター・子ども園等で、乳幼児親子が優先して集えるスペースを整備する。</p>	<p>○乳幼児親子の優先・専用スペース：15 か所</p>	<p>○子ども家庭支援センター等の整備に伴い居場所の充実を図ります。</p>
<p>◆子育て支援コーディネート体制の充実</p> <p>児童福祉・ソーシャルワーク・子育て支援・地域福祉等に関する講座の受講や自主研究を通じて、区職員のコーディネート能力の向上を図る。</p>	<p>○22年度新規事業</p>	<p>○子ども家庭支援センター・児童館職員のうち、外部研修受講者を 25 名以上にする。</p>
<p>◆旧東戸山中学校の活用</p> <p>旧東戸山中学校の敷地に「(仮称)子ども総合センター」を建設し、「子ども家庭支援センター」、「学童クラブ」、「子ども発達センター」、「障害児タイムケア」、「地域開放施設」等の総合的な子育て支援施設の他、「農業体験の場」、「多目的運動ひろば」等を整備する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>○21年度：建設工事開始</p>	<p>○23年4月開設</p> <p>総合的な子育て支援施設としての中核的役割を担います。</p>

\*実行計画事業等 23 年度目標がある場合は<23 年度目標>として記載しています。

# 「新宿ここ・から広場」を 知っていますか？

## 「新宿ここ・から広場」とは？

東戸山中学校跡地の活用にあたり、敷地全体について親しみを持ってもらうため愛称を公募し、「利用される方々の心（こころ）と体（からだ）が元気になってほしい！」さらに「この場所（ここから）から成長・仲間づくり・自己実現等をスタートしてほしい」との願いを込め、「新宿ここ・から広場」と命名しました。

敷地内には乳幼児から高齢者まで幅広い対象の方が利用する複数の施設の建設が進んでいます。

その施設のひとつとして、「(仮称)子ども総合センター」を開設します。乳幼児から18歳未満の子どもと、その保護者を対象とし、区の子育て支援施策の中核を担う施設となります。



【平成23年度開設】

## 「(仮称)子ども総合センター」とは？

新宿区には、乳幼児親子の居場所づくりや小学生の遊び場の提供などを目的とした、子ども家庭支援センターや児童館があります。また、小学校低学年を対象とする放課後の生活の場の提供を目的とした、学童クラブ事業も実施しています。さらに、発達に不安のあるお子さんへの療育支援や保護者の方への相談支援は子ども発達センターが行っています。これまでそれぞれの施設で、互いに連携しあいながら子育て支援サービスを行ってきました。

「(仮称)子ども総合センター」は、これらの機能がひとつになり、総合的に機能することにより、多様なサービスの提供や調整を行い、子育ての総合的な支援を実現します。子どもと保護者が安心して集い、遊び、仲間の輪がここから広がっていきます。さらに、気軽さと専門性を兼ね備えた子育て相談の窓口であると共に、支援が必要なときには、各ご家庭にあった情報とサービスの提供や具体的な支援へとつなげられる施設をめざします。

また、各地域の子ども家庭支援センターや児童館などの子育て支援施設等とも連携し、区の子育て支援体制の強化を図っていきます。

## さらに！

施設内では、障害を持ったお子さんの日中活動支援の場として、タイムケア事業も実施します。

また、広い敷地を有効活用のびのびと遊べる「多目的運動広場」や、畑や田んぼを整備した「農業体験の場」も整えていきます。



# 1 子育て支援サービスの総合的な展開

## ② 経済的な支援

### 現状と課題

#### 経済的負担感の緩和への取り組み

区の調査で、「子どもを育てやすい社会に必要なこと」について尋ねたところ、就学前児童・小学生・中学生の保護者、19歳から34歳の区民いずれも、「児童手当や税金・教育費の軽減など経済的援助」が第1位となっています。この傾向は、平成15年度の区の調査及び国や民間の調査でも同様の状況です。また、子育て世代の経済的負担感の緩和については、国においてもその重要性を認識し、高校の授業料の実質無償化や子育て家庭への新たな手当について議論されており、実行性のある施策及びその財源の確保が課題となっています。

区でも、その重要性を認識し、国手当を上回る中学生までの児童手当の支給や子ども医療費助成、保育園・認証保育所や私立幼稚園の保育料の負担軽減などを実施してきました。

しかし、一方で保育園の待機児童解消や学校教育の充実など、子育ての基盤整備についても、さらに充実を図る必要のある分野も多くあります。これらの施策も着実に実行していくため、財源の配分等について十分な検討を行う必要があります。

#### 受益と負担のバランス

区の実施する事業は、事業の性格等により、国・東京都・区・利用者の負担の割合は異なりますが、この中で国・東京都・区の負担は税金による国民全体の負担です。このように国民全体が一定の負担をしていることから、保育等の選択的なサービスについては、利用する人と利用していない人の公平感を保つためにも、利用する人が、サービス内容とその人の能力に応じた負担をする仕組みが必要であり、受益と負担のバランスについてさらに十分議論する必要があります。

### 取組みの方向

#### ◆子育てに対する経済的負担感緩和のための施策の充実

- ・経済的負担感の解消に必要な施策については、国や東京都との役割分担、子育て支援に関する基盤整備とのバランス等を考慮しつつ、財源の確保に努めながら充実を図っていきます。また、国や東京都で実施すべきと考えるものについては、それぞれに要望し、特に国には、地方の財源負担が生じることのないよう要望していきます。

#### ◆受益と負担のバランスの検討

- ・家庭の負担能力や事業の性格に応じた受益と負担のバランスについて検討していきます。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<b>◆子ども手当</b> 次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもを対象に手当を支給する。平成22年4月施行予定。	<20年度実績> ○児童手当 ・受給者数：9,546人 ○新宿区児童手当 ・受給者数：1,621人 ※平成22年4月の子ども手当の施行に伴い、新宿区児童手当は停止予定	—
<b>◆児童育成手当（育成手当・障害手当）</b> （ひとり親、障害のある保護者・障害のある子どもの保護者への支援）	<20年度実績> ・受給者数 ①育成手当：1,979人 ②障害手当：123人	—
<b>◆児童扶養手当</b> （一定所得範囲内の母子家庭への支援） 児童扶養手当法の改正により、平成22年8月から、父子家庭の父にも対象が拡大される予定。	<20年度実績> ・受給者数：1,458人	—
<b>◆新宿区父子家庭手当</b> 母子家庭のみが対象となっている児童扶養手当と同基準の手当を父子家庭にも支給し、当該家庭の生活の安定と児童の健全育成を図る。 児童扶養手当法の改正後、新宿区父子家庭手当は廃止予定。	○平成22年1月事業開始	—
<b>◆特別児童扶養手当</b> （重度の障害のある子どもの保護者への支援）	<20年度実績> ・受給者数：142人	—
<b>◆子ども医療費助成</b> （15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成）	<20年度実績> ・受給者数：26,288人	—
<b>◆ひとり親家庭医療費助成</b> （ひとり親家庭への支援）	<20年度実績> ・受給者数：1,892人	—
<b>◆就学援助</b> （経済的理由で就学困難な小・中学生の保護者への支援）	<20年度実績> ・受給者数 小学校 1,629人 中学校 874人	—
<b>◆私立幼稚園保護者の負担軽減</b> （※実行計画事業） （一定所得範囲内の私立幼稚園保護者への支援）	<20年度実績> ・受給者数：1,204人	—
<b>◆第3子目以降の保育料無料化</b> ※幼稚園を除く	・21年4月から実施	—

※経済的な支援に関する事業については目標値の設定を行っていません。

## 2 都市型保育サービスの充実

### ① 保育園待機児童の解消

#### 現状と課題

#### 子どもが生まれても安心して働ける環境づくり

ライフスタイルや働き方の多様化が進む中で、結婚・出産というライフステージに立つ女性のうち、子どもが小さいうちはゆっくり子育てしたいと思う人がいる反面、それまでの仕事を継続していくことを希望する人も増えています。男女がともに、家庭でも社会的にも責任を果たしていく社会になりつつある中で、子どもが生まれても安心して働き続けられる環境づくりは、次世代育成支援の大きな柱です。

区における労働力率を国勢調査からみると、子育て世代の女性が離職することによって生じるM字曲線<sup>\*1</sup>の底が、全国、東京都より浅く、台形に近くなっており、出産・育児期においても就業を継続している女性が多いことがうかがわれます。

この理由としては、新宿区が都心部に位置し、職住接近が可能な環境であることや保育サービスが充実していること等が考えられます。しかし、一方で、核家族化や近隣関係の希薄化が進んでいる地域特性から、長時間保育や子どもが病気のときでも預けられるサービスの必要性などが高くなっています。また、土地利用率の高さや不動産価格の高さなど、都心部であることによる保育施設確保の難しさもあります。

#### 待機児童解消対策の更なる推進

区は、待機児童解消に向け、認可保育園の定員拡大、認証保育所の増設などに積極的に取り組んできました。しかし、待機児童数は、平成15年4月の89名から平成19年4月には26名まで減少したものの、平成20年4月には60名と増加に転じ、平成21年4月には70名となりました。

待機児童の増加は、女性の就業率の増加だけでなく、都心への人口流入に伴う乳幼児人口の増加、経済状況の悪化に伴う就業の必要の高まりなど、様々な要因が考えられます。また、平成20年度及び21年度の待機児童のうち、「0歳児から2歳児」が全体の90%を超えている現状があり、これは育児休業制度が普及した結果、子どもが1歳前後に保育園へ入園を希望する育児休業明け世帯が増加していることが主な要因と考えられます。

こうした現状をふまえ、区では平成21年2月に「待機児童解消緊急対策部会」を設置し、待機児童解消に向け、区の様々な資源を活用した総合的かつ効果的な取り組みを進めています。

今後の待機児童解消対策には、保育園、子ども園や幼稚園といった親の就労状況によらずに、区として子どもに必要な施設を用意することが課題となっています。既存の関連施設を最大限有効に活用し、保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりを進めることが必要です。

※「目標3-2-① 保育園待機児童の解消」の項は、「市町村保育計画」に該当するものです。

\*1 M字曲線…P14「15）労働力率」の項を参照

## 取組みの方向

### ◆待機児童解消対策の着実な推進

- ・認可保育園については、老朽化した区立保育園を民間の運営主体の活力により、私立保育園に建替えることで定員の拡大を図ってきました。今後は区有地や区有施設の有効活用も視野に入れ、全庁的に対策を強化していきます。また、定員の弾力化については、今後も継続していきます。
- ・都市型の保育需要に応えるために東京都が独自事業として創設した認証保育所については、既存の認可保育園では対応が難しい、様々な就労形態やライフスタイルにあった保育需要に応じていくために、今後も民間事業者の活用を図り、増設も含めて支援していきます。

### ◆保育の質の確保

- ・区では、保育現場の課題に応じた研修を計画的に実施してきました。今後も、子どもの保育や保護者への支援に必要な知識・技能の向上を図り、保育に関わる人材育成を進めていきます。
- ・私立保育園や認証保育所の事業者を募る際には、職員の人材育成についても重視し、また、運営を開始した後にも、事業者の質の維持・向上を図るため、区が支援していきます。
- ・区内の保育施設を対象とした、利用者評価、事業者評価、第三者評価等を引き続き実施し、サービスの質の向上を図っていきます。

### ◆大規模開発等における保育施設設置の協力要請

- ・区は、事業者等が一定規模以上の住宅設置を伴う大規模開発計画等に対して、保育施設のスペースを確保することを必要に応じて協力要請していきます。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p><b>◆認可保育所等の整備</b></p> <p>保育所待機児童の解消に向けた整備を機動的に進めるとともに、地域の保育需要（長時間保育、病児・病後児保育、一時保育等）に応じていく。老朽化した区立保育園2園を私立の認可保育園に建替えるほか、区有財産の有効活用により新たな私立認可保育園を開設する。また、区立保育所等の改修を行う。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立認可保育園 11 園</li> <li>・認可保育園定員 3,514 人</li> </ul>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○私立認可保育園 3 園開設 (計 14 園)</li> <li>○認可保育園定員 約3,800 人</li> </ul>
<p><b>◆認証保育所への支援</b></p> <p>民間事業者等が区内に認証保育所を設置する場合、開設準備経費を補助するとともに、区民が認証保育所を利用した場合、運営費を補助する。また、認証保育所を利用する区民の保育料負担を軽減するため、保育料の一部を助成する。認証保育所を増設することで、既存の認可保育園では対応が難しい、様々な就労形態やライフスタイルにあった保育需要に応える。(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認証保育所 8 か所</li> </ul>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○認証保育所 20 か所</li> </ul>
<p><b>◆各種研修の充実</b></p> <p>理論・実技・障害児等保育に関わる専門研修をとおし、専門職としての知識を高める。さらに、テーマや職種別OJT研修や相談事務等に対応するスキルを身につけ、保育の質の向上を図る。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理論研修 9 回</li> <li>・実技研修 2 回</li> <li>・障害児研修 5 回</li> <li>・幼・保合同研修 10 回</li> <li>・その他 13 回</li> </ul>	<p>○研修内容の充実</p> <p>保育現場の課題に応じて、保育技術等に加え、ソーシャルワーク的な保育スキルを高められる研修内容としていきます。</p>
<p><b>◆保育園・母子生活支援施設におけるサービス評価の実施</b></p> <p>利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図る。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価（保育園） 公立保育所 6 か所 私立保育所 4 か所 認証保育所 3 か所</li> </ul>	<p>○第三者評価（保育園） (3~4年に一度実施) 公立保育所 6 か所 私立保育所 5 か所 認証保育所 5 か所</p>

※実行計画事業等 23 年度目標がある場合は<23 年度目標>として記載しています。

## 2 都市型保育サービスの充実

### ② 多様な保育サービスの充実

#### 現状と課題

#### 多様化する保育ニーズ

##### 1 延長保育等の拡充

都市化の進行や社会の成熟化に伴うライフスタイルや就労形態の変化により、保育ニーズも多様化しており、柔軟性のあるサービス提供が求められています。

区では、多様なニーズに応えるため、延長保育、0歳児保育・産休明け保育、休日保育などを行っています。これらの保育サービスについて、実施園の拡大や利用しやすい工夫などが求められています。

##### 2 病児・病後児保育への対応

区では、保育園等を利用している子どもが、病気の回復期にあって集団保育が困難な時期に、専用室で保育する病後児保育を実施しています。しかし、病気の急性期にある子どもの保育は実施していません。

子どもが病気のときは、保護者が仕事を休むことができる環境づくりが第一ですが、どうしても仕事を休めない場合や、保育園からの急なお迎えの要請などに対応できる病児保育のニーズにも応えていくことが課題です。

#### 取組みの方向

##### ◆多様な保育サービスの充実

- ・延長保育等の拡充については、多様な保育ニーズに対応できるよう、延長保育実施園の拡大、0歳児保育・産休明け保育の拡大、休日保育等の充実を図ります。
- ・病児・病後児保育事業を区内1か所で実施し、既存の病後児保育事業と連携することによって、保護者の利便性を図っていきます。
- ・ファミリーサポート事業において、提供会員が病児・病後児の預かりをできるしくみを検討し、保護者の就労支援を図っていきます。

※「目標 3-2-② 多様な保育サービスの充実」の項は、「市町村保育計画」に該当するものです。

## 主な事業

事業名		現況	26年度目標*
◆特別保育サービスの充実		<20年度実績>	
延長保育	1時間延長	17か所	28か所
	2時間延長	3か所	4か所
	4時間延長	3か所	3か所
	5時間以上延長	1か所	1か所
休日保育		2か所	3か所
年末保育		3か所	3か所
産休・育休明け入所予約事業 年度途中で産後休暇・育児休業明けで復職を予定している保護者の方に対し、保育園の入所予約を受け付ける事業		8か所	13か所
病後児保育		2か所	5か所 (うち1か所病児保育)
◆認証保育所 (※実行計画事業)		8か所	20か所
◆保育室		4か所	認証保育所等への移行を促進
◆家庭福祉員制度 (保育ママ)		5人	6人

※実行計画事業等 23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

## 2 都市型保育サービスの充実

### ③ 学童クラブの充実

#### 現状と課題

#### 学童クラブの現状

区学童クラブの登録児童数は、ここ数年増加傾向にありましたが、平成21年度は前年度と比較して49人の減少となりました。これは、区立小学校内で平成19年度より開始した放課後子どもひろばの影響が考えられます。しかし、保護者の多様な就労状況に対応し、子どもの健全育成のための生活の場を保障していくには、今後も学童クラブ事業を充実させていく必要があります。

特に、保育園の延長保育の利用が進んでいる中で、学童クラブ事業の延長利用についても、保護者の就労形態に合わせた柔軟な対応が求められています。

区ではその対応として、平成16年度より学童クラブの業務委託化を進めています。現在9学童クラブ（平成21年4月時点）で民間事業者に業務を委託し、利用時間の延長を行っています。その他、延長利用を含め、多様なサービスを提供している3か所の民間学童クラブにも事業運営補助をしています。

また、平成17年度から小学校内でも学童クラブを開設しています。現在5つの小学校内に開設し、登録児童数も毎年増えており、既存の大規模学童クラブの解消も図られつつあります。

#### 学童クラブの今後のあり方

小学校内で実施する学童クラブについては、登下館における心配がないかわりに、学童クラブ児童が、他の子どもと遊ぶ機会が減ってしまうことが懸念されています。

今後、平成23年度までに区立の全小学校で開始される放課後子どもひろばと連携をとりながら、子ども同士の交流を持てるような運営をしていきます。

また、利用時間については、現在業務委託している学童クラブにおける延長利用の実績が増加しており、今後も拡充する必要があります。

一方で、学童クラブ事業の委託化がここ数年多くの自治体で進められており、従事職員の質の確保が課題となっています。学童クラブは家庭に代わる保護機能を備えており、保護者が安心して子どもを学童クラブに預けられるかどうかは、従事職員の力量に負うところが大きいと言えます。

これらの状況を鑑みながら、学童クラブの需要増加や延長利用に対応できるよう、順次業務委託化を進めていきます。



## 取組みの方向

### ◆学童クラブサービスの質の充実

- ・民間事業者への業務委託により、スタッフの継続性やそれに伴う質の確保が課題となっているため、問題点の検証を行うとともに、直営学童クラブを含め研修等を定期的実施するなどして、サービスの質の充実に図っていきます。

### ◆時間延長の拡充

- ・保護者の多様な就労形態への対応と、安全安心な児童の放課後の居場所確保の観点から、民間事業者への業務委託により、随時、利用時間延長の要望に対応していきます。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<b>◆学童クラブの充実</b> 学童クラブ利用の需要の増加に対応するため、学校施設等の活用により、新たな学童クラブを開設する。また、区の直営による他、児童指導業務委託による運営や、民間学童クラブへの運営費補助という形態により、延長利用ができる学童クラブを増やしていく。 (※実行計画事業)	<21年度現況> ・定員の拡充:1,180人 ・児童館内設置:21か所 ・学校内設置:5か所 ・民間学童クラブ:3か所 ・利用時間延長9か所、うち休日4か所	<23年度目標> ○学校施設等の活用により学童クラブを増設します。また、児童指導業務委託による運営等により、延長利用ができる学童クラブを増やしていきます。 ・学童クラブ 3か所開設 (計27か所) うち児童指導業務委託 7か所増 (計16か所) ・民間学童クラブ運営費助成 (計3か所)

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

## 3 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

### ① 障害児等と家庭

#### 現状と課題

#### 障害児等への発達支援

区では、保健・福祉・教育の各分野が連携しながら、発達に心配のある子どもへの対応も含め、障害児への支援を行っています。

疾病の予防や障害等の早期発見、早期支援のため、保健センターや子ども発達センターなどでは、各種健診や子育てに関する相談を実施しています。保育園、幼稚園、学童クラブや放課後子どもひろばなどでは、障害児等の健やかな成長のために安全で適切なサービスを提供できるよう、人的配置や施設整備に配慮しながら受け入れ、事業によっては、障害児等の受入数の基準を設けています。

また、平成19年度から知的障害のある子どもを主な利用対象とした「障害児等タイムケア事業」を行っています。さらに、子ども発達センターや民間の事業所では、「児童デイサービス」が行われています。ノーマライゼーションの考え方に基づき、障害の有無や種別にかかわらず、すべての子どもが地域で共に成長することができるように支援するとともに、子どもの特性に合った支援を提供できる環境の整備が大切です。

子どもの成長は個人差が大きいいため、発達等に関して保護者や周囲の人の理解を得た上で、子どもの成長に即した支援を充実させていくことが重要です。乳幼児期から学齢期、そして卒業後までの継続した切れ目のない相談や支援体制の整備が課題です。

#### 障害児等への保育の状況

##### 1 保育園における障害児等保育

保育園では昭和48年度より先進的に区立保育園で障害児を受け入れ、ともに育つ保育を行ってきました。平成13年度に区立保育園全園で受け入れを開始し、平成20年度には、区立、私立の認可園すべての園で体制を整え、障害のある子どもない子ども一緒に育ち合う関わりのある保育をしています。

社会環境の変容に伴い、家庭での育児の環境も大きく変化し、子どもの成長過程での生活学習が困難な状況のなかで育つ子どもも多く、保育の中で配慮を要する子どもが増えてきました。対応困難な特別な配慮を要する子どもたちに対する保育のために、保育者が専門の研究者による定期的な支援を受け実践を行っています。それぞれの子どもの健やかな育ちのために、一人ひとりの成長や家庭環境に応じた、早い時期からの適切な対応が求められています。

##### 2 学童クラブにおける障害児等保育

学童クラブでは、平成7年度に「新宿区学童クラブ障害児等利用要綱」を整備し、障害児等の受け入れを行うとともに、平成19年度から、障害児や発達状況から見て特別な配慮を要する子どもを対象に巡回指導を開始しました。障害児等に関する専門的な知識・経験を有する者からの指導に

より、担当職員が適切な支援を行えるようスキルアップを図り、学童クラブにおける障害児等の健全育成に努めています。

学童クラブは、障害児等の就学後の放課後支援の場として、今後も大切な役割を担っていきます。

## 障害のある子どもの教育をめぐる状況の変化

平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくこととなりました。特別支援教育とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

区立、私立の認可保育園・区立幼稚園・子ども園、区立小・中・特別支援学校には、様々な支援を要する乳幼児・児童・生徒が在籍しています。心身に障害のある子どもや、近年増加しつつある発達障害のある子どもへの対応が求められています。区では、保育園、各学校及び幼稚園・子ども園への専門家による支援チームの巡回相談、情緒障害等通級指導学級の新設などを行っています。

今後、特別支援学級・特別支援学校に通う児童・生徒に加え、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対する支援の充実が求められています。

## 新宿区障害者計画に基づく支援

平成19年度に区が実施した「新宿区障害者生活実態調査」及び「特別支援学級に通っている児童・生徒の福祉ニーズ調査」結果から、子育てに関し「障害等の早期発見・早期支援」「乳幼児期の子育てに関する相談の充実」「療育・保育・教育の支援体制の充実」「放課後支援等の日中活動の充実」「障害等のある子どもへの専門相談」等の施策の推進、充実の必要性が、現在区に求められていることが分かりました。区はこれら調査結果を踏まえ、平成21年2月に「新宿区障害者計画・第2期障害福祉計画」を策定し、「ライフステージに応じた成長と自立への支援」を基本目標の一つに掲げました。また、「障害児等早期発見と成長・発達への支援」「多様な就労支援」「社会活動の支援」を個別目標としています。特に配慮が必要な子どもと家庭に対して、乳幼児期はもとより、青年・壮年期まで含めた切れ目のない支援を進めていくことが大切です。障害児を持つ家庭の負担は大きく、子どもだけでなく保護者を心身ともにサポートする体制が欠かせません。

今後も、障害児等と家庭を支援するため、関係各課や関係機関がより実効性のある連携を取っていく必要があります。

## 取組みの方向

### ◆子ども発達センターの機能強化

- ・(仮称) 子ども総合センターの開設により、子ども発達センターが子ども総合センター内に移転します。同施設内に設置される子ども家庭支援センターや障害児タイムケア事業所との連携を密にしながら、発達に心配のある子どもや障害児等への、乳幼児期から学齢期を通じた相談・支援体制を構築していきます。また、保護者との十分な話し合いによる確かな支援計画の策定のもとで、より質の高い技術に基づく支援と幅広い情報提供を行っていきます。

### ◆家庭への支援の充実

- ・障害児等を育てる家庭の育児不安や負担を軽減するため、保健・福祉・教育の各分野が横の連携をより密にしながら、円滑で連続性のある支援を充実させていきます。保護者と共に、子どもの地域での生活を総合的に捉えた支援を推進していきます。

### ◆特別支援教育の推進

- ・心身に障害のある幼児・児童・生徒を対象にしたこれまでの心身障害教育に加え、通常の学級に在籍するLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等の発達障害のある幼児・児童・生徒に対しても、その能力を最大限に伸ばし、成長・発達するよう、学校内の指導体制への支援や就学相談の充実、教育環境の整備を図っていきます。また、様々な機会を通じて教員、保護者、区民等に特別支援教育に関する理解啓発に努めていきます。

### ◆特別な配慮が必要な子どもへの保育支援

- ・保育園で行ってきた障害のある子どもへの保育支援のなかで、特別な子どもという意識を持たず、分け隔てのない子ども同士の育ち合いが、子どもの成長発達にとって不可欠であるということが実証されています。専門の研究者による巡回保育相談を、年3~4回に回数を増やして乳幼児期の子どもの育ちを心身両面から支えるきめ細かい保育を行っていきます。同時に、理論研修や事例討議で保育を振り返り、保育士の資質を高め、より一層の障害児への理解と適切な援助を行い統合保育を進めていきます。
- ・学童クラブにおいても、引き続き、巡回指導と学童クラブ職員の研修の充実を図っていきます。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p><b>◆子ども発達センター</b></p> <p>心身に障害のある子どもや発達に遅れのある子どもとその保護者に対して、必要な支援を速やかに提供できるよう、関係機関と連携しながらサービスの提供や調整を総合的に行う。</p>	<p>○発達相談や児童デイサービスなどの事業を実施中。</p>	<p>○平成23年4月に（仮称）子ども総合センター内に移転し、児童デイサービスの拡大を図るなど子どもの発達支援と家族への支援をより一層推進します。</p>
<p><b>◆障害児等タイムケア事業</b></p> <p>小学校・中学校・高校生の知的障害児等について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供する。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まいペーす：延べ利用者 3,556人</li> </ul>	<p>○平成23年4月に（仮称）子ども総合センター内に移転し、定員の拡充及び肢体不自由児の受入を行い、サービスの充実を図っていきます。</p>
<p><b>◆巡回指導・相談体制の構築</b></p> <p>各学校へ、専門家による支援チームの巡回相談・助言を行い、発達障害のある幼児・児童・生徒に対する適切な指導や必要な支援を行う。</p> <p>また、特別支援教育推進員（区費講師）を学校に派遣し、学校内指導体制を支援する。 (※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家支援チームの派遣 小・中学校全校及び独立幼稚園全4園</li> <li>・特別支援教育推進員の派遣 20人</li> </ul>	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p><b>◆情緒障害等通級指導学級の設置</b></p> <p>通級指導が必要な発達障害等の児童・生徒への支援を充実させるため、区立小・中学校に情緒障害等通級指導学級を増設・新設する。(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校2校 7学級</li> <li>・中学校1校 2学級</li> </ul>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校2校 8学級</li> <li>○中学校2校 4学級</li> </ul>
<p><b>◆学童クラブにおける障害児の保育支援</b></p> <p>学童クラブの子どもの状況を把握し、他機関と連携し一人ひとりを尊重する保育を行う。</p>	<p>○学童クラブにおける巡回指導：在籍児童1人につき年2回</p>	<p>○学童クラブにおける巡回指導を、個別の児童の状況に応じて、引き続き実施していきます。</p>
<p><b>◆保育園等における障害児の保育支援</b></p> <p>保育園等の子どもの状況を把握し、他機関と連携し一人ひとりを尊重する保育を行う。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区立、私立保育園、四谷子ども園における障害児・個別配慮児の巡回指導</li> </ul> <p>第1回（4～8月）26園 59名 第2回（9～12月）28園 64名 第3回（1～3月）15園 37名</p>	<p>○障害児保育事業の充実</p> <p>専門研究者による巡回保育相談を年3～4回とし、多数在籍する保育園にはさらに回数を増やしてそれぞれの子どもに合わせたきめ細かな保育を提供していきます。</p>
<p><b>◆保育園における保護者支援</b></p> <p>乳幼児期に障害と初めて向き合う場合、受容が難しく十分に受け止められずにいる保護者に対して、子ども同士が支えあい共に育つ姿を通して保護者同士のつながりの機会を図る。</p>	<p>○個別面談、保護者会、保育参観、園行事等の機会を利用して子どもの姿を通し、保護者同士がともに子どもの成長を分かち合える関係を築いています。</p>	<p>○保護者の障害受容の難しさを理解し、子育てに共感しながら、子どもの育ちをともに支えていく観点に立ち、保護者支援を進めていきます。</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

## 3 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

### ② ひとり親家庭

#### 現状と課題

#### ひとり親家庭支援施策の状況

ひとり親家庭のうち、母子家庭に対する支援の中心は児童扶養手当ですが、平成14年に国は「母子家庭自立支援対策大綱」を定め、児童扶養手当については、母子世帯になったときの生活の激変を緩和することを主眼に有期化し、その間の教育訓練や就労支援を強化して、自立を促進する方針を示しました。しかし、ひとり親の中でも母子家庭の平均収入は、依然として平均所得の4割にとどまっており、経済的に厳しい状況にある家庭が多く、母子家庭の母親が生活支援等を受けながら、安定した収入を得て経済的に自立した生活ができるような、実効性のある支援の充実が課題です。

また、父子家庭は母子家庭に比べて総数は少なく、また平均収入も母子家庭よりは高くなっていますが、父子家庭になって、それまでの仕事が続けられず収入が減ってしまうような例もあります。児童扶養手当は母子家庭を対象としているため、父子家庭に対する支援は、区制度の手当や家事援助、保育園等を利用する際の判定指数の上乗せなどがありますが、母子家庭に比較して支援策のメニューが少ない状況にあり、父子家庭への支援の充実が課題となっています。

#### ひとり親家庭に関する相談

区では、母子自立支援員を2名配置し、父子家庭を含めたひとり親家庭の生活相談を行っています。ひとり親家庭の抱える課題には、住宅、生活費の困窮、子育ての悩みなど、様々なものがあります。母子自立支援員は、母子生活支援施設への入所や公営住宅募集情報の提供などによる住宅確保のための支援や、貸付金の相談に応じるほか、必要に応じて、生活保護制度の担当課等と連携した支援を行っています。

また、平成19年度には、ひとり親家庭に対する就労支援を強化するため、「自立支援プログラム策定員」を配置し、個別の家庭状況に配慮しながら自立支援計画を策定し、自立に向けた就労支援を行う仕組みを開始しました。日本語の不自由な外国人家庭等、必要に応じてハローワークや就職面接に同行するなどし、実効性のあるサポートを行っています。平成19年度・20年度の2か年で、242人の就労相談者のうち、89人が就職しました。

就労経験や正社員経験の無い相談者も多く、実際に社会に出て経済的に自立していくための技能習得・生活基盤の整備が必要となっています。技能修得については、職業訓練費用に対する一部助成や東京都の母子家庭等を対象とした職業訓練事業などを活用し、生活基盤の整備については、保育士や看護師等の国家資格修得期間中の生活費の助成、家事援助事業の活用により支援しています。

今後、ひとり親家庭が長期的視点に立って安定した生活基盤を築いていくため、就労継続のための支援の充実が求められています。

※「目標3-3-② ひとり親家庭」の項は、「母子家庭及び寡婦自立促進計画」に該当するものです。

## 取組みの方向

### ◆自立に向けた支援体制の強化

・就労による自立のために必要な生活基盤を築くため、家事・育児などの生活支援も行いつつ、より良い就労に向けた能力開発の支援を行っていきます。また、引き続き就労支援に力を入れるとともに、就労後も個別の事情に応じて相談や情報提供を行うなど、就労継続のための取り組みを行っていきます。

### ◆母子家庭・父子家庭への支援の充実

・ひとり親家庭共通の課題である経済的基盤の安定のために、引き続き、これまでと同様の支援を行うとともに、父子家庭に対する支援策の充実も図っていきます。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<b>◆自立支援促進事業（ひとり親家庭福祉）</b> ひとり親家庭に対して、きめ細かな就労支援を展開するため、自立支援プログラム策定員を配置し、個々の状況に応じて自立支援計画を策定し、就労を支援する。	<20年度実績> ・相談者数 192 人 ・自立支援プログラム策定者数 58 人 ・相談延べ件数 1,755 件 ・支援結果：就労 62 人、職業訓練学校入校 11 人、生活保護者等就労支援事業利用 19 人	○相談者数 210 人 ○自立支援プログラム策定者数 66 人 ○相談延べ件数 2,000 件 ○就労 70 人
<b>◆母子家庭高等技能訓練促進事業</b> 就職に有利となり生活の安定に資する国家資格等の取得に係る養成訓練（2年以上）において、受講期間のうち一定期間について母子家庭高等技能訓練促進費を支給する。	<20年度実績> ・高等技能訓練促進事業利用者：5人	○高等技能訓練促進事業利用者：8人
<b>◆ひとり親家庭への家事援助者雇用費助成</b> 義務教育修了前の児童を扶養しているひとり親家庭の親又は子どもが、一時的な疾病などにより日常生活に支障をきたしたとき、家事援助者を雇う費用を助成する。	<20年度実績> ・助成世帯数：212世帯 ・助成延べ日数：1,410日	○助成世帯数：260世帯 ○助成延べ日数：1,700日
<b>◆児童扶養手当【再掲】</b> (※64ページ参照)	—	—
<b>◆新宿区父子家庭手当【再掲】</b> (※64ページ参照)	—	—

※実行計画事業等 23 年度目標がある場合は<23 年度目標>として記載しています。

## 3 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

### ③ 外国人家庭

#### 現状と課題

##### 外国人区民の居住状況

区の外国人登録人口は、平成21年4月1日現在34,169人で、区全体の人口の約1割を占めるとともに、23区で最も多くなっています。国籍で見ると、登録人口の8割以上がアジア系となっています。

区が行った「新宿区多文化共生実態調査（平成20年3月）」において、外国人区民に対し「生活で困っていることや不満なこと」について尋ねたところ、第1位が「物価が高い（39.6%）」、次いで「ことば（35.0%）」があげられました。また、子どもと同居している人に「子どもたちに身につけてほしい文化・言語の形」を尋ねたところ、ほとんどの人が「自国と日本の文化・言語を身につけてほしい（88.7%）」と回答しています。子育て中の人へのインタビュー調査では、子どもが学校から持ち帰る便りが読めないことや、本人自身と子どもとで得意な言語が異なる事例もあり、コミュニケーションを取ることの難しさを感じているという回答もありました。

こうしたことから、外国人区民が新宿で子育てをしていく上で、ことばなどのコミュニケーションづくりへの支援が、引き続き課題となっています。

##### 外国人区民への子育て支援

区では、平成17年9月に、日本人と外国人の交流拠点である「しんじゅく多文化共生プラザ」を開設し、各種講座や相談業務を実施するとともに、地域住民や活動団体のネットワーク連絡会を開催しています。さらに、日本語教室の地域展開等による日本語学習支援の充実、外国語版広報紙や外国語版生活情報紙の配布、ホームページによる情報提供の充実に取り組んでいます。

また、区立学校（園）に編入する日本語のわからない幼児・児童・生徒は、年間130～150人います。これまで学校や教育センターでは、学校生活への適応指導も含めて日本語サポート指導を行っています。さらに、日本語サポート指導における日本語の初期指導を受けた児童・生徒でも、教科学習に支障をきたしている場合が多いため、平成21年度から、日本語学習支援ボランティアを配置し、放課後等での学習支援を実施しています。

また、保護者と子どもの言語力や価値観の差などによる、外国人家庭における家族間のコミュニケーションの難しさも指摘されており、保護者の悩みに応じた子育て支援が必要です。



## 取組みの方向

### ◆「しんじゅく多文化共生プラザ」の利用拡大

- ・平成 17 年度に開設した「しんじゅく多文化共生プラザ」の利用者数が、平成 20 年度で約 75,000 人に達しました。多くの外国籍の方が利用し、学び、交流しているところです。さらに利用者の拡大を図るとともに、日本人と外国人の交流を促進させていきます。

### ◆日本語のサポートが必要な子どもと家庭への支援の充実

- ・区立学校（園）に編入してきた幼児・児童・生徒のために、学校（園）において、日本語及び学校生活への適応指導を行っています。今後は保育園においても、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を低減し、子ども達がよりよい園生活を送れるよう、また、保護者との円滑なコミュニケーションを図るために、必要な支援を検討していきます。
- ・日本語サポート指導については、放課後にも教科学習のサポートを実施するとともに、日本語の習得状況を検証するために日本語検定を実施します。



## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆<b>外国語版生活情報紙の発行</b></p> <p>外国人向けに目的別の生活ガイドを作成する。差し替えが可能な10のジャンルに分けた分冊方式とし、毎年掲載情報の更新を行う。</p>	<p>○4か国語 80,000部</p>	<p>○継続して、外国人区民に必要な情報を精査し、提供していきます。</p>
<p>◆<b>日本語学習への支援</b></p> <p>外国人の子どもは日本語が十分でないため教科学習が遅れがちな場合がある。こうした子どもたちに対する学習支援を実施するとともに、地域住民と交流する事業を実施する。</p>	<p>○子ども日本語教室：2か所 ○親子日本語教室：10回/2コース</p>	<p>○外国人の子どもや親子に対して継続的な支援を図っていきます。また、実施規模についても精査していきます。</p>
<p>◆<b>日本語サポート指導</b></p> <p>区立学校・幼稚園に編入した外国籍等の幼児・児童・生徒などが日本語の授業を理解できるように、学校へ日本語適応指導員を派遣し、日本語及び学校（園）生活に関する適応指導を行う。 (※実行計画事業)</p> <p>また、日本語学習支援ボランティアを配置し、放課後に学校で教科の学習支援を行う。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語適応指導員の派遣 幼稚園 40時間 小学校 50時間 中学校 60時間 幼稚園 20人、小学校 92人、 中学校 44人</li> <li>・日本語学習支援ボランティアの派遣（平成21年度事業開始） 日本語サポート初期指導を終了した小学校3年生以上の希望者へ個別指導 週2回程度 年間28回</li> </ul>	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p>◆<b>保育園児等への日本語サポート</b></p> <p>外国等から転入した入所児童で、日本語のサポートが必要な4、5歳児を対象に日本語指導を行う。また、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者との面談や保護者会に通訳者を派遣する。</p>	<p>○22年度事業開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園児への日本語指導支援 1人あたり40時間</li> <li>・保護者への日本語通訳派遣 1人あたり2時間×2回</li> </ul>	<p>○継続して実施していきます。</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

## 3 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

### ④ 虐待予防及び被虐待児と家庭

#### 現状と課題

##### 子どもの虐待の現状

近年、核家族が孤立化し、養育者が抱える育児不安が膨らむ社会背景において、家庭で適切な養育が受けられない子どもや、子どもの命まで脅かされる事例が増えてきています。その中で、子どもの虐待に対する社会の意識も高まってきています。

子ども家庭支援センターの平成20年度相談件数7,214件のうち、約3割が子どもに対する虐待相談となっています。実際に虐待が発生している件数を把握することは困難ですが、この数を虐待認知件数として真摯に受け止め、保健センター、保育園、幼稚園、学校、児童相談センター、民生児童委員等関係機関が連携し合いながら、引き続き虐待の早期発見・早期対応に向けて取り組んでいく必要があります。課題を抱える家庭は増加傾向にあり、関係機関の連携はますます重要となっています。

#### 子どもの虐待の4つの類型

##### ①身体的虐待

暴力により傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為

##### ②ネグレクト

保護の怠慢、拒否、放置により、子どもの健康状態や安全を損なう行為

##### ③性的虐待

性的な行為や性的な関係を強要したりする行為

##### ④心理的虐待

ひどい言葉で子どもの心を傷つけたり、子どもの目の前でドメスティックバイオレンスが行われているなど、子どもの心を傷つけるような行為

区で設置している「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」のもとで、実際にケース対応を行うサポート会議では、要保護児童、養育支援が特に必要である児童やその保護者及び妊婦への適切な対応を図るために、関係機関が必要な情報の交換を行うとともに支援の内容を協議し、必要なサービスの調整、見守り等を行っています。サポート会議の中心となるのは子ども家庭支援センターです。支援が必要な事例の増加及びよりきめ細かな対応を行っていくために、平成21年度に子ども家庭支援センターを2か所増設し、3か所としました。今後、子ども家庭支援センター間の連携を密にし、より効果的に機能するよう取り組んでいくことが課題です。

##### 虐待発生予防の取り組み

子どもの虐待を防いでいくには、トラブルが生じてからの早期発見・早期対応だけでなく、トラブルが生じる前から、育児不安や育児困難感を軽減し、保護者が安定した心で子育てに臨めるような、心の健康支援が重要です。

保健センターでは、妊娠届出時の面接などから、必要な妊婦に個別支援を行い、地域での子育て仲間を作ることを目的とした母親学級、妊婦が乳児に触れ子育て中の母親と情報交換できるグループ活動（はじめまして赤ちゃん応援事業）、助産師等による生後4か月までの乳児家庭の訪問（すくすく赤ちゃん訪問事業）、乳幼児健診時の母親の心の健康に着目した相談、その他の育児相談・育児グループ活動、さらに、そこから把握された育児不安が強い等の問題を抱えた母親への支援など、幅広い母子保健事業を展開し、継続的に母親の心の健康支援に力を入れています。今後も引き続き、育児不安の軽減や母親の心の健康支援のための取組みを行っていくことが必要です。

## 子育て支援施策全体で支える子どもの虐待防止

第二期新宿区次世代育成協議会（平成19年6月～平成21年5月）から提言を受けた「子どもの虐待防止と地域の役割」は、区の既存のシステムを活かしながら、行政機関だけでなく、他機関や地域と連携した対策の強化を図り、支援を必要とする子どもや家庭の問題に対応する体制を整備していくための提案となっています。

提言の内容は、妊産婦時期からの支援の必要性やきめ細かなサービス提供の必要性、ネットワークや人材の課題など本計画全体に関わるものであり、各目標に反映することで、趣旨を活かしていきます。

### 第二期次世代育成協議会提言「子どもの虐待防止と地域の役割」

- |     |                       |
|-----|-----------------------|
| 提言1 | 虐待に至る前の支援を            |
| 提言2 | ライフサイクル全体を通じた働きかけを    |
| 提言3 | 既存の事業との連携・連続性を        |
| 提言4 | 一人ひとりに合った子育てサービスを     |
| 提言5 | 子育て支援の人材育成とネットワークづくりを |

※詳細は84ページを参照

## 取組みの方向

### ◆子ども家庭サポートネットワークの充実

- ・地域での見守りや通報があった場合の迅速な安全確認の他、課題の質・内容や子どもの成長に応じた切れ目ない支援を行うため、子ども家庭支援センターも含めた関係機関の連携体制を整備していきます。

### ◆「子どもの虐待防止と地域の役割」の提言の実践

- ・子育て家庭の孤立を防ぐ支援を行うことが、子どもの虐待防止につながります。子育て家庭への支援には、日常的なレベルから一定の専門的なレベルまで幅があります。区民一人ひとりの力が有効に発揮されるためには、子育て支援をしたいという思いに加えて、子育てについての客観的な知識や技能も必要になります。そのためには、子育て支援者養成講座等を充実させ、これらの養成講座を修了した人や、地域で活動している人に対して、質の高い技能を維持できるような支援を行うとともに、具体的な支援の場を提供していきます。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標※
<p><b>◆子ども家庭サポートネットワーク【再掲】</b></p> <p>福祉、保健、教育等の子ども家庭関係組織のより効果的な連携を図るため、「子ども家庭サポートネットワーク」を設置、運営している。</p> <p>児童虐待の早期発見・早期対応及び適切な連携を目的として、児童に関わる関係機関に向けた虐待防止ネットワークマニュアルを作成し、配布する。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭サポートネットワーク代表者会議：2回</li> <li>・虐待防止等部会：部会2回、研修会2回</li> <li>・発達支援部会：部会2回、研修会1回</li> <li>・サポートチーム会議（3部会合計）67回</li> <li>・虐待防止ネットワークマニュアルの作成・配布3,000部作成・配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども家庭サポートネットワークがより有効に機能するしくみを整備していきます。</li> <li>○23年度にマニュアルの内容を改訂し3,000部作成します。</li> </ul>
<p><b>◆子ども家庭支援センターの拡充【再掲】</b></p> <p>乳幼児や中高生等の居場所を整備するとともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、要保護児童支援のしくみの充実を図る。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>○設置:3か所</p>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <p>○4か所</p> <p>※(仮称)子ども総合センターの建設にあたり、子ども家庭支援センターを新たに1か所設置します。</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

## 第二期新宿区次世代育成協議会(平成 19 年度～平成 20 年度) 提言「子どもの虐待防止と地域の役割」

この提言は、第二期新宿区次世代育成協議会の部会のテーマとして検討し、まとめたものです。

部会は、公募区民委員、民生児童委員、小学校・中学校のPTA、青少年育成委員、学童クラブ連絡協議会や学識経験者のほか、東京都児童相談センター、公・私立保育園、地域子育て支援センター、子ども家庭支援センター、保健センター、区立小・中学校など、区民を主とし、保健・福祉・教育などの関係者で構成しました。これまで、専門機関を中心に議論されてきたこのテーマについて、改めて区民の視点から検討することを第一に考えました。

部会での議論は、「子どもの虐待とは何か？」について、互いに共通認識を持つことから始めました。それぞれの委員が、それぞれの日常生活や地域での活動のフィールドに立って協議を行い、自分達の地域の身近な課題として捉えなおす作業を経て、区民として虐待に至るもっと前の段階で「子どもの虐待防止のために地域で何ができるか？」という視点で、この提言をしました。このテーマは子どもの命にかかわる大変重いものであるだけに、検討は易しいものではありませんでしたが、委員の「私たちにできることは何だろう？」という真摯な思いが形となりました。この提言が区民の皆様の心に届くことにより、子どもの虐待を未然に防ぐ取組みへの一助となれば幸いです。

### 提言 1

虐待に至る前の支援を

- ゆったりと子育てできる環境づくりを
- 虐待はどの家庭でも起こりうることを
- 子育て家庭への暖かい眼差しを

### 提言 2

ライフサイクル全体を通じた働きかけを

- 異年齢児とのふれあい体験など豊かな体験の場を増やす取組みが必要
- よいお産のための産前からの働きかけ・支援を充実

### 提言 3

既存の事業との連携・連続性を

- 新宿区の産前・産後支援事業と情報提供・支援体制の再構築
- 支援から次の支援につなげる取組み

### 提言 4

一人ひとりに合った子育てサービスを

- アウトリーチ型サービスの充実
- 一人ひとりに合ったサービス・利用しやすくなるサービスを

### 提言 5

子育て支援の人材育成とネットワークづくりを

- 子育て支援への意欲を地域活動につなげる環境づくり
- 新宿区内の教育機関・学生との連携
- 地域に根ざした活動をしている人たちとのネットワークづくり
- 「支援したい人」を「支援できる人」に

※提言の全文は、新宿区ホームページでご覧いただけます。

# 目標4 安心できる子育て環境をつくります

## 1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり

### 現状と課題

#### 地域の子育て支援団体が活動しやすい環境づくり

区内には多くの子育て支援関連団体が、区と関わりを持ちながら、あるいは独自に活動をしています。区では、子育て活動に意欲のあるみなさんの活動に対しては、委嘱委員としての活動の支援、団体への補助、事業委託など様々な形態をとりながら、応援をしています。

また、このような活動をさらに活発に、円滑に行えるよう、活動団体の交流の機会づくりや、活動に関する情報収集・発信可能なネットワークを形成するための情報拠点として、新宿区区民活動支援サイトを運営するなどしています。さらに団体のネットワークの拠点として、直接集まっているでも交流できる場など、より活動しやすい環境づくりが求められています。

さらに、区の調査で、就学前児童保護者に「保育や相談などのボランティアへの参加意向」を尋ねたところ、「参加したい(16.1%)」、「子どもがもう少し大きくなったら参加したい(40.3%)」を合わせると56.4%が参加意向を示しており、このような人たちが気軽に子育て活動に参加できるきっかけづくりも重要です。

#### 家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる環境づくり

子どもの育ちを社会全体で支援していくことの重要性は、程度の差はありつつも、社会で共有化されてきました。一方で、子どもを育てる場である家庭の力が落ちているという声も多く聞かれます。しかし、すべての家庭の子育て力・教育力が落ちているのではなく、熱心な家庭と無関心あるいは家庭の役割を過少に考えている家庭に分化しているとの見方もあります。

家庭の教育力の向上のための取り組みとして、PTAが主体となって家庭教育学級や講座などを開催していますが、参加する保護者は子育てや教育に関心の高い層であることが多く、そのような取り組みに参加して欲しいと思う保護者の参加が少ないことが課題です。

そこで、入学前の保護者が集まる健康診断や保護者会の機会を活用し、子どもの仲間づくりや親子のコミュニケーションを中心とした入学前プログラムに平成19年度から全小学校で取り組んでいます。

家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる環境づくりを推進するためには、保護者と学校や保育施設の職員、スクールコーディネーター、民生・児童委員等が互いに信頼関係を築き、子どもや家庭のことを率直に話し合い、必要に応じ様々な社会資源を活用し、支援を行っていくという考え方を積極的に取り入れていくことが重要です。

## 世代を超えて交流できる環境づくり

新宿区の世帯の状況を家族類型別にみると、単独世帯の割合が高く、平成17年の国勢調査では区の一般世帯の約60%が単独世帯となっています。また、昭和60年からの推移では、単独世帯が34.2%の増加となっているのに対し、三世帯家族は67.4%の減少となっています。また、核家族世帯は4.9%の減少と大きな変化はない一方で、ひとり親世帯は19.6%増加しています。

子どもの育ちにとって、親だけでなく様々な年齢の大人との交流は、多様な価値観を認める広い視野や豊かな心を育む上でとても大切ですが、核家族世帯やひとり親世帯の場合、家庭の中だけでは難しい現状があります。

PTAや地域の青少年の育成団体等での事業は大変貴重な機会となっていますが、参加者は減少傾向が続いています。原因としては、子ども・親の生活の忙しさ、親の意識の変化などが考えられますが、魅力ある事業展開のための研修の充実や事業の統合などで、地域の力をまとめる工夫も必要です。

また、「落合三世帯交流事業<sup>\*1</sup>」のように、地域の有志による交流の場の運営等は有効な手段です。

## 取組みの方向

### ◆NPOをはじめ地域を支える社会活動団体のネットワークの拡充

- ・子育て団体も含む区内の社会貢献活動団体のネットワークづくりや団体の相互支援等の活動拠点の設置を検討し、運営を支援していきます。

### ◆家庭・地域・学校が手を携えて子どもを育てる環境づくり

- ・家庭・地域・学校が協力して子どもを育てる環境づくりのため、区の関係組織の連携を強化します。  
また、子どもや家庭の課題に対応していく際には、子どもサポートネットワークの活性化を図り、より効果的な対応を目指すとともに、家庭の教育力向上の視点からの支援も強化していきます。
- ・地域特性を活かし、地域の教育力との相互支援による学校教育の活動を展開するため、学校にスクールスタッフや学校ボランティアを派遣し、学校図書館の充実を図るとともに、読書活動の支援、クラブ活動・部活動支援等を実施していきます。

### ◆世代間交流の促進

- ・子育て支援の活動はもちろん、シニア世代のいきがいづくり等活動においても、世代間の交流を意識した事業展開を行っていきます。

<sup>\*1</sup> 落合三世帯交流事業…西落合児童館内に、区民と協働して、子どもを中心に幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場として21年度にオープンした。事業は「落合三世帯交流を育てる会」に委託して実施している。



## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p>◆地域の教育力との連携</p> <p>社会体験・生活体験などを地域社会全体で取り組む活動や、フォーラムなどとおして、家庭と地域が協力して子どもの健全育成に取り組む環境づくりを目指す。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連携事業：10事業 (約1,100人参加) 連携団体6団体</li> </ul>	<p>○新たに活動を始める団体に対して間接的支援を行い、家庭教育支援や子どもの健全育成を目的に活動を行う地域団体の数を増やしていきます。</p>
<p>◆北山伏子育て支援協働事業（ゆったりの）</p> <p>区の空き施設を利用したNPO等区民グループの自主的な子育て支援事業を支援する。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者数：12,612人</li> <li>・相談件数：191件</li> </ul>	<p>○利用者数：13,000人</p> <p>○相談件数：200件</p>
<p>◆地域学校協働体制の整備（スクールスタッフ・学校ボランティア）</p> <p>中学校区を基本単位とし、地域の学校が相互に活用できる外部人材を、授業や部活動に活かす。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全校実施</li> <li>・活用人材数：延420人</li> </ul>	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p>◆家庭の教育力向上支援</p> <p>小学校全体で実施している入学前プログラムを充実するとともに、地域の横のつながりや保護者どうしのつながりを継続できるような仕組みをつくる。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの仲間づくりプログラム、保護者対象のワークショップ 全小学校保護者対象のワークショップ等への参加率：97.0%</li> </ul>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <p>○保護者対象のワークショップ等への参加率：100%</p>
<p>◆落合三世代交流事業</p> <p>区民と協働して、子どもを中心に幅広い年代の区民が日常的に集い交流する場として、西落合児童館内で実施している。（運営：三世代交流を育てる会）</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップ：10回</li> <li>・イベント：18回</li> </ul>	<p>○居場所の提供とあわせ、区民が参加しやすいイベントや講座の充実により、利用者満足度の向上を目指します。</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

## 2 子どもの笑顔があふれるまちづくり

### 現状と課題

区の調査で、「子どもと外出する際に困ったこと」を尋ねたところ、「周囲の人が子ども連れを迷惑そうに見ること（50.7%）」、「荷物や子どもで手が一杯のときに手を貸してくれる人が少ないこと（62.2%）」との結果が出ており、子ども連れを温かく見守ったり、見知らぬ人に気軽に手を差さしのべる環境が少なくなっている現状があります。

一方で、「子育て中に助かったり嬉しかったこと」の質問に対しては、「子どものことを可愛いと言ってくれたこと（71.2%）」、「ベビーカー等の移動に苦労していたときに手を貸してもらったこと（59.3%）」と、ちょっとした声かけや手伝いが、子育て中の親の気持ちを楽しめるということもあり、このような環境づくりも「子育てしやすいまちづくり」にとっては大きな課題です。

### 子どもと一緒にのおでかけが楽しくなるまちづくり

道路・駅などの交通関連や建物における段差の解消、エレベーターの設置など、まちのバリアフリーは急速に改善しています。しかし、区の調査で、就学前児童保護者に「子どもと外出する際に困ったこと」を尋ねたところ、依然として「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」と感じた経験のある人が約8割、「歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになっている」と感じた経験がある人が約7割いました。また、トイレやオムツ替え、授乳場所で困ったことのある人もそれぞれ約7割となっていることから、子ども連れでの外出には、まだ多くのバリアがある現状がみとれます。

「子育てしやすいまち」の実現に向けて、ハード・ソフト両面から取り組みを進めていく必要があります。

### 取組みの方向

#### ◆子育てバリアフリーのまちを目指して

- ・子どもを連れた人もお年よりも障害のある人も、その人らしい生活を楽しみ、心豊かに暮らすためには、まちに出て集う機会大切です。区では、区有施設でのバリアフリー化を推進するため、既存施設での整備方針を定めると共に、改修や新築の際に配慮する事項について検討を進めます。
- ・区のホームページを活用するほか、子育てバリアフリーマップを作成し、利用しやすい施設情報を広く・分かりやすく発信し、子どもと一緒にでもお出かけしやすいまちを目指します。

#### ◆子どもや子どもを連れた人を温かく迎えるまちを目指して

- ・子どもを連れた人にも配慮されていたり、子どもが来店することを歓迎する商店や飲食店にステッカーなどの表示を貼ってもらい、まち全体で子どもを大切にする風土を醸成していきます。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p><b>◆区有施設における子育てバリアフリーの推進</b></p> <p>区有施設における、授乳可能なスペース等の情報をホームページ等で公開するとともに、施設の新築や大規模改修等の際に、乳幼児親子が利用しやすい環境整備を促進する。</p>	<p>○区有施設の授乳可能なスペース等について調査を実施した。</p>	<p>○新築時や施設改修時の整備方針を策定するなど、区有施設において、乳幼児親子が利用しやすい環境整備を促進します。</p>
<p><b>◆まちの子育てバリアフリーの推進</b></p> <p>子どもを連れて人へ配慮した取組みを行う区内の商店、飲食店などを協力店として登録し、ステッカーの交付や店舗等のPRを通じ、親子での外出や子育てしやすいまちづくりを促進する。</p>	<p>○22年度新規事業</p>	<p>○協力店：600店</p>
<p><b>◆交通バリアフリーの整備促進</b></p> <p>交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区（高田馬場駅・新宿駅周辺地区）の整備促進を図る。これ以外の鉄道駅についても、エレベーター設置補助等によりバリアフリー化を推進していく。（※実行計画事業）</p>	<p>○35駅、71.4%</p>	<p>○37駅、75.5%</p>
<p><b>◆ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進</b></p> <p>ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるため、有識者等で構成する検討委員会を設置し、ガイドラインを策定し、区民や事業者に対して普及啓発を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりを進める。（※実行計画事業）</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内検討会議の開催 3回</li> <li>・庁内検討部会の開催 3回</li> <li>・有識者会議の開催 2回</li> </ul>	<p>○ガイドラインの普及・啓発を推進します。</p>
<p><b>◆水辺とまちの散歩道整備</b></p> <p>河川改修工事による基盤整備後に、カラー舗装、休憩施設等の設置、緑化を行い散歩道として整備する。また地域の特色や付近の施設、神田川の自然等を解説する案内板を整備する。（※実行計画事業）</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神田川整備に伴う管理通路整備の実施 淀橋～豊水橋間（約240m）</li> </ul> <p>&lt;21年度予定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神田川整備に伴う管理通路整備の実施 神高橋 上流約20mの整備</li> </ul>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <p>○管理通路整備について、引き続き東京都と調整していきます。</p>
<p><b>◆清潔できれいなトイレづくり</b></p> <p>老朽化した公園トイレと公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改修する。（※実行計画事業）</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園トイレ等の現況調査及び施設設計・維持管理等の指針づくりを実施</li> </ul> <p>&lt;21年度予定&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園トイレ1か所、公衆トイレ1か所の改修工事を実施</li> </ul>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <p>○改修済の公園・公衆トイレ：6か所</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

## 3 役立つ情報を届けるしくみづくり

### 現状と課題

#### 子育てに関する情報の入手先

区の調査で、「子育てに関する情報の入手先」について尋ねたところ、就学前児童保護者の53%、小学生保護者の52.7%が、「同年代の子どもを持つ子育て仲間との会話」をあげており、情報面でも「仲間づくり」は重要であることがわかります。また、「広報しんじゅく」は、就学前児童保護者では39.0%で第3位、小学生保護者では40.9%で第2位、「区立施設が発行しているお知らせ」が、就学前児童保護者では25.7%で第4位、小学生保護者では19.0%で第5位と、従来型の情報も高い利用率を示しています。

また、「新宿区公式ホームページ」は、就学前児童保護者では23.0%でしたが、小学生保護者では9.4%と低く、両方で差が見られましたが、インターネットの普及による、自らアクセスし即応性のある情報を入手する手段は確実に定着してきています。

しかし、情報が必要な子育てに課題のある家庭に情報が届きにくいという状況は、相談事例から依然としてあることがわかっており、より広く周知する方法と必要な人に必要な情報を確実に届けるきめ細やかな情報提供をバランスよく行っていくことが課題です。

#### 子ども自身が情報にアクセスできる環境づくり

区の調査によると、中学生本人では76.8%、青少年（15歳～17歳）では89.4%が、「携帯電話やパソコンでインターネットを利用している」と回答しており、若い世代においては、インターネットが日常生活に溶け込んでいる状況がわかります。インターネット利用は、犯罪や事件に巻き込まれる危険性が強調される面がありますが、情報入手の即応性、広汎性という面については生かしていく必要があります。

## 取組みの方向

### ◆必要な情報を必要な人へ

- ・子育て支援等に関する行政情報も民間情報も垣根なく、広く区民に届けられるよう、ワンストップ地域情報サービスを提供する地域ポータルサイトの中で子育て情報に関するコンテンツの構築を行っていきます。

### ◆子どもにも分かりやすいホームページづくり

- ・子どもにもわかりやすく区に関する情報を区のホームページを通じて提供し、区政への関心と区政への参画意識を育てていきます。

### ◆各種お知らせの見やすさの改善

- ・子ども向けや子育て関連の区で作成しているチラシやお知らせなどを、見やすく必要な情報が伝わりやすい誌面へと改善を図っていきます。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<b>◆新宿区地域ポータルサイトの開設</b> 行政・民間・区民の情報を一体的に受発信するサイトを開設し官民協働で運営していく。子育てに関するコンテンツも設置し、利用者同士の交流を図る。 (※実行計画事業)	○平成22年2月に地域ポータルサイトを開設する。	○充実を図ります。 民間業者の自立採算による運営に移行し、区は行政情報の提供などによるサイトの更新・充実を図ります。
<b>◆キッズホームページの開設</b> 新宿区公式ホームページの再構築の一環として、キッズホームページを開設する。子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供し、区政参画意識を育てていく。 (※実行計画事業)	○平成22年1月のホームページリニューアル時に、キッズホームページの新規開設を行う。	○充実を図ります。 子どもが必要とする情報が「見やすく、わかりやすく、見つけやすい」ように充実を図ります。

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

## 4 もっと安全で安心なまちづくり

### 現状と課題

#### 子どもの安全に対する不安の増大

平成20年警察白書によると、刑法犯に係る13歳未満の子どもの被害件数は、平成14年以降減少傾向にありましたが、平成19年中は34,458件となり、前年より1,501件(4.6%)の増加となりました。新宿区に限らず、子どもが犯罪や交通事故を含む不慮の事故・災害に巻き込まれる例は多く、社会全体において子どもの安全に対する関心が高まっています。

区の調査で、「新宿区が子育てしやすいまちだと思わない」と回答した人に対して、その理由を尋ねたところ、「事故や犯罪が多く危険を感じる」と回答した人が、就学前児童保護者では「自然環境が良くない(58.2%)」に次いで54.8%で第2位に、小学生保護者では63.6%で第1位となりました。また、「安心して子育てするために地域で必要な取り組み」について尋ねたところ、「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全を守るための活動をする」と回答した人が、就学前児童保護者では49.3%で第2位、小学生保護者では55.1%で第1位と高くなっており、子どもの安全を守る取り組みが、引き続き大きな課題となっています。

#### 携帯電話やインターネットと子どもたち

区の調査で、「自分専用の携帯電話を持っているか」と尋ねたところ、中学生本人では68.9%が、青少年では92.0%が「持っている」と回答しています。また、前述したとおり「インターネットの利用」については、中学生本人では76.8%が、青少年では89.4%が「利用している」と回答しています。

携帯電話やインターネットは、私たちの暮らしにとって便利で必要なツールとなっていますが、インターネットや携帯電話の長時間利用による生活や家族等とのコミュニケーションへの影響、ネット上の誹謗・中傷によるいじめ、出会い系サイトでの性的被害など課題も多くあります。

区では、小・中学校での情報モラル教育などの取り組みを行っていますが、今後も様々な機関が連携して、フィルタリングの普及や、子どもや保護者に対する啓発活動を推進していく必要があります。

#### 新宿区における「子どもの安全を守る取り組み」

区では、保護者・地域の団体・警察・消防等が協力して、子どもの安全を守る取り組みを続けています。

##### 1 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進

「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」に基づき、地域における具体的かつ継続した防犯活動を推進していくことを前提とした重点地区を区内全域に広め、警察等と連携を図りながら区民の活動を支援しています。

また、各地区協議会や青少年育成委員会、民生・児童委員、PTAなどが、学校への登下校時や

地域行事等において、声かけ運動、あいさつ運動、見守りパトロールなどの活動を行うことにより、子どもと地域の人達とのコミュニケーションの醸成を図りつつ、地域で子どもを守る取組みを実践しています。

## 2 地域の安全な駆け込み場所・ピーポ110ばんのいえ

区では、区内の警察署と地域団体の協力のもと、地域の中に子どもの「緊急避難場所」として「ピーポ110ばんのいえ」を設置しています。登録した店舗や民家には「ピーポ110ばんのいえ」のステッカーを掲示しています。区では平成19年度から保険に加入し、協力する人も安心できる仕組みを整えました。地区青少年育成委員会等が中心となって、子どもと一緒に「ピーポ110ばんのいえ」の場所を確認しながら、地域安全マップを作成するなど、地域での取組みが広がっています。また、区内に数箇所の店舗を持つ事業者の加入が進むなど、制度の周知も進んでいます。今後も登録箇所を増やしていくことが課題です。

## 3 安全・安心情報の発信

「しんじゆく安全・安心情報ネット」により、地域や行政機関等から寄せられた犯罪・事故・不審者に関する情報を、区民の方にお知らせしています。

## 取組みの方向

### ◆地域との協働による見守り

- ・地区協議会、青少年育成委員会、民生・児童委員、PTA等による、声かけ運動、あいさつ運動、見守りパトロール等の実践など、地域で知恵を集め、あらゆる資源を活用した見守りの輪を広げる活動を、引き続き推進していきます。

### ◆ピーポ110ばんのいえの普及拡大

- ・地域の商店街などにも協力を依頼するなど、引き続き登録箇所を増やしていきます。

### ◆安全教育及び学校の安全対策の推進

- ・安全教育、情報モラル教育等により、災害、交通事故などの危機から子どもが自ら身を守る能力の育成を図り、メディアなどからの様々な有害情報やネット利用の危険に対する正しい対処法を身につけさせます。また、国や東京都で作成しているリーフレット等を活用し、家庭の協力を得て家庭等での利用に関するルールづくりなどを進めていきます。
- ・学校や通学路での子どもの安全が守られるよう、家庭や地域との連携協力を図り、「地域安全マップづくり」や「通学路の見守りやパトロール」など地域ぐるみで子どもの安全を守る環境づくりを進めていきます。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p><b>◆子ども安全ボランティア活動の推進</b></p> <p>子どもの安全確保のために、地域ぐるみでの安全体制の整備を行う。そのために、子どもの安全を見守るボランティア活動の推進を図る。</p>	<p>○小学校PTA連合会と共催し、PTAブロック単位での安全安心会議を実施。</p>	<p>○継続して実施していきます。</p>
<p><b>◆緊急避難場所「ピーポ110ばんのいえ」</b></p> <p>子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ピーポ110ばんのいえ」の普及・啓発について、設置主体の警察と協力して推進する。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察及び地区青少年育成委員会との情報連絡会議の開催：年1回</li> <li>・21年2月現在の協力者：1,039件</li> </ul>	<p>○協力者数を増やせるよう、様々な機会を捉えて普及啓発を図っていきます。</p>
<p><b>◆みんなで進める交通安全</b></p> <p>保育園・幼稚園・小学校での交通安全教室や小学生向け自転車教室の開催、交通安全施設等の総点検を行など、交通安全の推進を図る。</p>	<p>○交通安全教室や自転車教室：実施率80%程度</p> <p>○交通安全総点検：区内警察署管内5か所</p>	<p>○交通安全教室や自転車教室：実施率100%を目指します。</p> <p>○交通安全総点検については、規模の拡大を目指します。</p>
<p><b>◆安全で安心して暮らせるまちづくりの推進</b></p> <p>平成19年11月1日から、しんじゆく安全・安心情報ネットにより不審者・事件・防災の各情報についてのメール配信及び電子掲示板への掲出を開始している。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事件情報・不審者情報等84件を配信し、区民に情報提供を行った。</li> </ul>	<p>○事件、不審者情報について、迅速で的確な情報提供に努めます。</p>

\*実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。



## 5 未来の子どもたちへの環境づくり

### 現状と課題

#### 人と環境にやさしい潤いのあるまち

新宿区基本構想及び総合計画では、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことを、目指す方向性として掲げています。

学校の壁面や屋上緑化、ビオトープの設置、校庭の芝生化、太陽光パネルの設置などは、大規模施設としての利用価値だけでなく、子どもたちが日常的に地球環境に関心をもつ環境づくりとしての意義も持っています。

また、区では戸塚地域センター内に「神田川ふれあいセンター」を開設・運営し、水辺に親しむ機会を提供するほか、小・中学生の環境活動クラブである「こどもエコクラブ」の活動の支援を行っています。また、環境学習情報センターが中心となって出前講座を実施するなど、多くの子どもに環境学習機会を提供しています。

#### 子どもを安心して生み育てられる居住環境の整備

区の調査で、「新宿区での子育ての継続意向」を尋ねたところ、「ずっと新宿区で子育てをしたい」と回答したのは、就学前児童保護者で35.3%、小学生保護者で46.2%、中学生保護者で56.3%でした。同じ質問で、「当分の間は新宿区で子育てをしたい」と答えた人にその理由を尋ねたところ、「子育ての利便性は高いが家賃や地価が高く、広い住居は望めない」という回答が、就学前児童保護者で47.0%、小学生保護者で49.3%、中学生保護者で31.5%でした。

また、「新宿区が子育てしやすいまちだと思う理由」について尋ねたところ、「交通機関が便利」、「子どもの遊び場が多い」、「保育園・幼稚園などが利用しやすい」、「職場と住居が近い」などの回答が上位となりました。

これらから、新宿区は交通機関や職住近接の利便性が大きい反面、家賃が高い、住宅が狭いなど居住環境の課題があり、子育て家庭も含めた区民の多くが、利便性と住宅の規模や家賃水準、居住環境などのバランスを考慮しながら、新宿区に住み続けるかどうかの選択をしていることがわかります。

区として、子育て世帯への居住支援や円滑な住み替えの促進、地域で子育てを支援するしくみづくりなど、子どもを安心して生み育てられる居住環境の整備に引き続き取り組む必要があります。

## 取組みの方向

### ◆環境学習情報センターの機能の充実

- ・環境学習情報センターの機能を活用し、区民・企業・NPO・学校との連携と協働を進め、環境学習ガイドの普及を進めます。
- ・環境に対する思いやりや、地球温暖化問題などを親子と一緒に考え、取り組む「みどりの小道」環境日記の配布や、「環境絵画展」を開催し、改めて環境の大切さを知るきっかけを作ります。
- ・家や学校で取り組める環境にやさしい活動を楽しく学ぶ講座を実施します。また、講座内容の充実を図り、より多くの子ども達の参加を促します。
- ・「夏休み体験教室事業」では神田川の水質、生き物調査など、身近な自然体験学習を通して環境を大切にする気持ちを育み興味関心の幅を広げていきます。

### ◆学校での環境学習の推進

- ・学校での環境学習の取り組みを広く発信するため、環境学習発表会を開催しています。参加校を増やすなど充実を図ります。
- ・移動教室の自然体験活動や農業体験活動を充実します。取り組みのひとつとして、新宿区友好都市の長野県伊那市で間伐・下草刈り等の森林保全の体験学習を実施し、新宿区が進める地球温暖化対策の取り組みに参加するほか、農業体験を含めた移動教室を試行します。
- ・学校施設において、太陽光発電設備の設置、屋上緑化及び壁面緑化の整備を計画的に実施し、環境学習につなげていきます。

### ◆子育て世帯に対する居住継続の支援

- ・子育て世帯が良好な環境で住み続けられるよう、居住環境の改善を支援するために実施している、子育てに適した住宅への住み替え支援（転居助成）制度の充実を図ります。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p><b>◆環境学習情報センターの運営</b></p> <p>環境保全思想の普及と環境行動の一層の推進を図る拠点として、平成16年6月に開設、運営している。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エコチェックダイアリーの作成(5,000部)と普及啓発、出前講座(53回延3,615人)</li> </ul>	<p>○新宿区環境基本計画では平成24年度までに、通算来館者数及び事業者参加者数10万人を目指します。</p>
<p><b>◆環境学習・環境教育の推進</b></p> <p>体系化した「環境学習ガイド」を策定し、学校教育、生涯学習などの場における環境学習・環境教育を推進する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境学習ガイドの作成(3,000部)、エコチェックノートの作成(5,000部)と普及啓発、環境日記(応募885点)、夏休み親子体験教室事業(参加者38名)、環境学習発表会(来校者数1,113人)</li> </ul>	<p>○応募者数や参加者数の増加と、興味関心をそそる内容やプログラムを組み、普及啓発を図ります。</p>
<p><b>◆アユが喜ぶ川づくり(神田川河川公園の整備)</b></p> <p>アユ等の水生生物が生息できる水辺空間の創出を図る。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神田川ファンクラブによる啓発活動は、毎年対象地域を替えて実施(1地域で実施)</li> </ul>	<p>○親水施設の整備数5か所 ○戸塚地域センター内神田川ふれあいセンターの運営</p>
<p><b>◆地球温暖化対策の推進</b></p> <p>区民や事業者の省エネルギーの取組みや、新エネルギー等の導入を促進・支援するとともに、区自らも率先して、区有施設に太陽光発電設備等を導入していく。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水タンクの設置9か所(学校・保育園)、みどりのカーテン普及啓発事業(参加785人、カーテン数1,400枚)など</li> </ul>	<p>○平成24年度までに、区の示す簡易算定方法を用いたCO<sub>2</sub>削減の取組みに、区民3,000人の参加を目指します。</p>
<p><b>◆子育てファミリー世帯居住支援</b></p> <p>(転居助成)</p> <p>区内の民間賃貸住宅に居住し、義務教育修了前の子どもを扶養する世帯の居住継続と、地域の活性化を図るため、家賃の一部を助成する。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規助成：18世帯</li> </ul>	<p>—</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

# 目標5 ワーク・ライフ・バランスが 実現できる環境づくりを 推進します

## 1 仕事と子育てが調和できる取組みの推進

### 現状と課題

#### 仕事と生活のバランスの取り方

区の調査で、18歳から34歳までの区民に、「仕事と生活のバランス（理想と現在の状態）」について尋ねたところ、「仕事と家庭生活を同時に重視」するのが理想と回答した人が59.0%であるのに対して、現在の状態は「仕事を優先（30.5%）」、「どちらかといえば家庭生活より仕事を優先（25.7%）」と、理想と現状に乖離が見られます。

また、「子どもを育てやすい社会に必要なこと」について尋ねたところ、「子育てをしやすい職場づくりのための支援」と回答した人が、就学前児童保護者で34.2%、小学生保護者で36.4%でいずれも第3位となっています。さらに、人々の価値観が多様化する中、仕事と生活のバランスをとり、人生の質を高めたいという希望が強くなっています。

こうしたことから、仕事と子育ての両立のみならず、すべての人々がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を可能にする働き方や生き方の見直しを進める必要があります。

#### ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、ワーク・ライフ・バランス憲章<sup>\*1</sup>で示される、仕事と生活の調和が実現した社会づくりが必要です。

具体的には、以下の3つの条件が必要といわれています。

- ① 就労による経済的自立が可能な社会
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
- ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

事業者の中には、先駆的に男女共同参画や働きやすい職場づくりを推進している事業者があります。仕事と家庭や地域活動との両立を支援するために事業者が行っている、「育児・介護休業制度や短時間勤務制度」をはじめとした制度の整備や利用状況を把握し、ワーク・ライフ・バランスに意欲的に取り組む事業者を先進的な事例として紹介するなどの情報提供が必要です。

<sup>\*1</sup> ワーク・ライフ・バランス憲章…仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会を目指すため、企業と働く者、国民、国、地方公共団体の果たすべき役割を示したもの。平成19年12月18日に策定。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、セミナーや講座等の実施により、事業者や区民に対して広くワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を継続して行っていく必要があります。

## 働きやすさの向上に取り組む企業への支援

仕事も生活も充実させることは、個人の生活を豊かにするとともに、事業者にとっては優秀な人材の確保や生産性の向上につながっていきます。過度な長時間労働の改善や画一的でない柔軟で多様な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた啓発を推進していく必要があります。

仕事と子育てや介護との両立支援や働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる事業者を、区では「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定しています。また、ワーク・ライフ・バランスに取り組む予定がある企業や取り組みたいと考えている企業を「ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業」としています。ワーク・ライフ・バランス推進企業や宣言企業に対しては、希望によりコンサルタントを派遣していますが、多くの企業がコンサルタントを利用することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を着実なものにしていく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、推進企業や宣言企業を拡大していくためにも、ワーク・ライフ・バランス推進のメリットを広く周知するとともに、推進企業等に対する優遇措置等の検討を進めていきます。

## 「帰りたくなるまち」を目指して

ワーク・ライフ・バランスを推進していくためには、事業者だけでなく、働く人自身も自分の働き方や生き方を見直していく必要があります。定時に帰宅できるよう、仕事の効率化により長時間労働を改める努力や、余暇には仕事を忘れて生活を楽しむような心の余裕が大切です。

それとともに、「早く帰って、まちのイベントや活動に参加して、地域の人と交流したい」、「休日には身近なところでボランティア活動してみたい」、「公園でゆっくりくつろいで癒されたい」などといった思いの抱ける魅力あるまちづくり、地域づくりも重要です。

## 取組みの方向

### ◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組み

- ・仕事と子育ての両立や多様な生き方の選択のために、すべての人々がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を可能にする働き方等の見直しを進めていきます。
- ・区民や事業者に対し、それぞれのライフスタイルにあわせた柔軟で多様な働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を推進していきます。
- ・広報紙や男女共同参画情報誌、またホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての啓発に努めていきます。

### ◆働きやすい職場づくりに向けた意識啓発と支援

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、区内事業者等を対象としたワーク・ライフ・バランスセミナーを実施します。セミナーでは、ワーク・ライフ・バランス推進企業の事例発表など具体的な取組みを紹介し、より実践的なワーク・ライフ・バランス推進を図ります。

### ◆ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定等

- ・区では引き続き、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定等を通じて、仕事と子育てや介護との両立支援や、働きやすい職場づくりなどに積極的に取り組んでいる企業を支援していきます。希望する企業にはコンサルタントを派遣し、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた具体的な取組みをサポートします。

### ◆ワーク・ライフ・バランス推進企業への優遇措置の検討

- ・ワーク・ライフ・バランスを強く推進していくために、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定制度を逐次検証し、新たな優遇措置の検討や他の模範となる企業を表彰するなど、企業の推進意欲を高めるための検討を行っていきます。



## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p><b>◆ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する意識実態調査</b></p> <p>区民及び区内事業者に、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画等に関するアンケート調査を行い、平成24年度からの「新宿区男女共同参画推進計画」策定に向けた基礎資料とする。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>○平成22年度に調査を実施</p>	<p>○「新宿区男女共同参画推進計画」に基づく事業を推進していきます。</p>
<p><b>◆ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発</b></p> <p>男女共同参画情報誌やホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行う。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」</li> <li>年3回発行:5,000部×3回</li> </ul>	<p>○継続して誌面の充実を図り、ワーク・ライフ・バランスの啓発を促進していきます。</p>
<p><b>◆ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度</b></p> <p>中小企業を中心とした区内企業のうち、子育て支援に積極的な企業を「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し公表する。</p> <p>(※実行計画事業)</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ワーク・ライフ・バランス推進認定企業」:9社</li> </ul>	<p>&lt;23年度目標&gt;</p> <p>○各年度ごとに、推進企業認定数10社、コンサルタント派遣企業数30社を目指します。</p>
<p><b>◆ワーク・ライフ・バランス企業応援資金</b></p> <p>ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業向けの低利融資を行う。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ワーク・ライフ・バランス推進企業応援資金」:貸付件数31件</li> </ul>	<p>○「ワーク・ライフ・バランス推進企業応援資金」:貸付件数72件/年</p>

※実行計画事業等23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。

## 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」とは

国、経済界、労働界、地方自治体の代表者による協議を経て合意に至り、平成19年12月に、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が策定されました。

この憲章が策定された背景には、社会的・経済的環境の変化や、人々の人生に対する価値観・ライフスタイルの変化などがあります。共働き世帯が過半数となっている一方で、労働環境の未整備や、職場や家庭・地域における男女の固定的な役割分担意識などにより、家事・育児・介護などの家庭生活と仕事との両立が困難な現状もあります。内閣府によれば、出産前に仕事をしてきた女性の約7割が出産を機に退職しており、出産した女性の4人に1人が仕事と子育ての二者択一を迫られ、続けたかった仕事を断念している実態があることを明らかにしています。また、長時間労働や休日勤務等による父親の育児参加の難しさも指摘されています。

そのような状況の中、「ワーク・ライフ・バランス憲章」は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、それぞれのライフステージに応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会をめざしています。一人ひとりに与えられた時間は無限ではありません。ワーク・ライフ・バランスの実現は、大切な時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりにつながります。

このような社会を実現するためには、国民一人ひとりが、自分の働き方や生活、男女の役割分担意識の見直しを行うとともに、それぞれの企業が労働者と話し合い、実状に合った効果的な取組みを主体的に行っていくことが大切です。そして、国や地方自治体の、企業や国民への積極的な働きかけや支援が課題です。

憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会の姿を、次のように定義しています。

### ①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

### ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

### ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。



## 2 男女がともに自分らしく生きるために

### 現状と課題

#### 男女共同参画に向けた意識の醸成

男女共同参画を目指した法律や制度は整備されてきていますが、いまだに多くの領域で、男女による格差や、「男は仕事、女は家庭」という言葉に象徴されるような性別による固定的な役割分担が存在しています。すべての男女が、人として平等であり個人として尊重される男女共同参画社会を実現させるためには、性別による固定的な役割分担に対する意識を変えていく必要があります。

男女共同参画社会を実現するためには、学校、家庭、地域などあらゆる場において、男女共同参画に関する認識を高めるための継続的な意識啓発が必要です。

子育てにおいても、男女がともに協力し合っていくことはとても大切です。たとえば家事や育児の分担などの役割が男女でかたよった固定的な男性像、女性像を日々の生活の中で見聞きしていると、子どもたちが、知らず知らずのうちに性別による固定的な役割分担意識をもつ可能性があります。これは、将来の家庭像や職業観に大きな影響を与えることになります。

そのため、だれもが性別にとらわれることなく、あらゆる分野でその個性と能力を発揮できるように、性別による固定的な役割分担意識をなくすための働きかけを行い、学校、家庭、地域などで生涯を通じた人権を尊重する教育や学習を行っていく必要があります。

#### 多様な働き方の促進と均等な雇用機会の確保

職場において、女性も男性も、能力を十分に発揮する機会や待遇が確保されることは、男女共同参画社会の実現にとって大変重要です。「新宿区男女共同参画に関する区民の意識・実態調査」によると、職場での男女平等意識では、個々の能力評価や昇進・昇格、仕事内容や質、賃金、幹部職員への登用などで、まだまだ男性が優遇されていると感じている人が多くいます。女性の能力を十分に発揮する機会や待遇の確保が充分には進んでいない状況にあります。

このため、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などについての啓発を図り、男女が共に働きやすい雇用環境の整備を推進することが重要です。

#### 多様な働き方を促進するためのしくみづくり

男女を問わず、個人がその意欲・能力や価値観に応じ、多様で柔軟な働き方をライフステージの変化に対応しながら選択でき、働きに見合った適正な処遇・労働条件が確保されることは、実質的な男女の平等を確保するうえで重要な課題です。育児・介護休業法の施行により男性も女性も育児や介護などの家族としての責任がはたせるような雇用環境が整備されてきました。しかし、現状ではまだまだ仕事に専念する男性を中心とした就業形態があり、女性が働き続けることは難しい面があります。

現在、多くの女性がパートタイマーや派遣職員として働いています。自分の都合のよい日や時間に働くことができるというメリットはありますが、正社員に比べ賃金が低く、安定性に欠けるなど

雇用形態の違いが格差につながっていることは否めません。

働き方が多様であっても、労働者が意欲を持ち能力を発揮できるようにすることが大切です。また、再就職やキャリア形成支援についても、結婚、出産でいったん離職した女性の再就職支援や、これまでの就労経験や家庭生活の中で蓄積してきたキャリアを生かし、再チャレンジできる環境づくりも求められています。

## 取組みの方向

### ◆男女共同参画に関する情報提供や意識啓発

- ・男女共同参画について、区では引き続き、広報誌や啓発誌、ホームページ等で情報提供し、子育てしやすい社会の実現のため、性別役割分担などの意識改革に努めます。
- ・男女共同参画を目指した講演会やシンポジウムを実施するとともに、男女平等・共同参画に関する意識・実態調査を実施します。

### ◆多様な働き方の促進及び父親の育児参加に向けた意識啓発

- ・仕事と子育ての両立や多様な生き方の選択のために、すべての人々がワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を可能にする働き方等の見直しを進めていきます。
- ・父親の育児参加等を促進するために、家庭における男女共同参画の意識づくりについて情報を提供していきます。

### ◆女性の就職・再就職などへの支援

- ・育児などで離職した女性が再就職を希望する場合に、職場復帰できるよう支援するなど、女性の活躍の場や再チャレンジの機会を提供していきます。
- ・就労や育児、介護など家庭生活の中で蓄積されたキャリアを生かし、仕事の量や場所、時間などを自分自身で決め働くことができる起業支援への取組みを行っていきます。

## 主な事業

事業名	現況	26年度目標*
<p><b>◆男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業</b></p> <p>男性が育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組みを行っている企業をサポート企業として認定登録し、対象要件を満たした場合、奨励金を支給する。</p>	<p>○奨励金の支給 登録企業：3社</p>	<p>○男性の働き方を見直すため、育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりを支援する事業を推進していきます。</p>
<p><b>◆父親の育児参加の促進</b></p> <p>男女共同参画の視点から、家庭における男女の意識づくりや父親の育児参加等について、講座や広報・情報誌を通じて促進する。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画情報誌「ウイズ新宿」 年3回発行：5,000部×3回</li> <li>・男性対象講座：3回</li> </ul>	<p>○継続して父親の育児参加を促進していきます。</p>
<p><b>◆小学校高学年向け啓発誌の配布</b></p> <p>小学校高学年（5年生）を対象に、男女共同参画啓発誌を配布し、子育てを含めた男女共同参画社会を考える学習教材として活用する。</p>	<p>&lt;20年度実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画啓発誌「みんないきいき」1,500部配布</li> </ul>	<p>○継続して配布していきます。</p>

※実行計画事業等 23年度目標がある場合は<23年度目標>として記載しています。





## Ⅱ－２

新宿区の次世代育成支援を  
着実に推進していくために



# 新宿区の次世代育成支援を着実に推進していくために

## 1 新宿区次世代育成協議会等の円滑な運営

区では、平成17年度に、青少年問題協議会と次世代育成支援対策地域協議会の機能を併せ持った「新宿区次世代育成協議会」を設置しました。この協議会では、次世代育成支援計画の進捗状況を把握するとともに、次世代育成支援施策の総合的な推進のため、区民・学識経験者・地域団体・事業者・区が、それぞれの役割をふまえながら、互いの協力や連携及び様々な次世代育成支援に関する課題の提起や施策の提案について協議しています。

また、次世代育成支援施策を総合的かつ効果的に推進するための庁内組織として、区長を本部長とする「新宿区次世代育成支援推進本部」を設置し、組織の枠組みを越え、全庁をあげて次世代育成支援に取り組んでいます。

今後も、PDCA サイクルに基づく本計画の進捗状況の把握・検証を行うとともに、課題を的確に捉え、より有効な施策の推進を図るために、協議会及び推進本部を円滑に運営していきます。

## 2 区と区民・事業者等の適切な役割分担

本計画の着実な推進のためには、区民、地域団体、事業者など、様々な立場の人たちとの協働が欠かせません。区が行政として担うべきことを明確にしながら、区民一人ひとりができること、地域の団体や事業者などができることを互いに確認し合い、適切な役割分担に基づき、区全体で、次世代育成に関する課題の解決に取り組むことが必要です。その上で、互いの特長を活かし、連携・協力していくことで、本計画のより効率的な推進が可能になります。

## 3 事業推進のための財源確保及び受益と負担のあり方の検討

次世代育成支援施策を着実に推進するため、事業運営の効率化等による財源確保、サービスごとの行政コスト及び受益者負担の適正化等について検討を行っていきます。選択的なサービスについては、利用する人と利用していない人の公平感を保つことが必要です。利用する人が、サービス内容とその人の経済力に応じた負担をする仕組みづくりを行うなど、受益と負担のバランスについて十分議論し検討する必要があります。





## Ⅲ 資料編

- 1 次世代育成支援事業一覧
- 2 新宿区次世代育成支援計画（平成 22 年度～平成 26 年度）策定体制
- 3 新宿区次世代育成支援計画（平成 22 年度～平成 26 年度）策定経過
- 4 地域説明会等実施状況
- 5 新宿区次世代育成協議会条例
- 6 新宿区次世代育成協議会の構成
- 7 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱
- 8 新宿区次世代育成支援推進本部の構成

# 1 次世代育成支援事業一覧

※表中の網掛け部分は「第Ⅱ章」における「主な事業」です。

## 目標1 子どもの生きる力と豊かな心を育てます

### 1-1 すべての子どもが大切にされる社会のために

事業名	主な事業内容	担当課
子どものための人権擁護委員の活動	子どもの人権又はこれに関わる環境整備について協議する。また必要に応じて調査・勧告・意見発表等必要な措置を行う。小・中学校に人権相談カードを配布し、相談事業を行う。	総務課
子ども家庭サポートネットワーク	福祉、保健、教育等の子ども家庭関係組織のより効果的な連携を図るため、「子ども家庭サポートネットワーク」を設置、運営している。（このネットワークは、児童福祉法第25条に基づく要保護児童対策地域協議会として位置づけている。）	子ども家庭課
子どもの施策への参画促進	[小学生・中学生フォーラムの実施] 次代を担う小・中学生が、日頃の生活の中で感じていることについて、区長等と意見交換することにより、区政に対する関心や意識を高めていく。 [施策への参画] 子どもが参画可能な施策（児童館中高生スペースの設置・公園の改修計画への参加等）において子どもの参画を促していく。	子ども家庭課 関係各課
未来を担うジュニアリーダーの育成	地域活動において、子どもたちのリーダーとして活躍するジュニアリーダーの発掘と育成を図る。また、ジュニアリーダーを育成する過程で、子どもの主体性、自主性、協調性を育み、「生きる力」の充実を図る。	子ども家庭課
学校における人権教育の推進	新宿区教育委員会で作成した「人権教育推進委員会だより」や東京都教育委員会が作成した「人権教育プログラム」を活用し、人権への正しい理解を深める取組みを行う。	教育指導課
新宿子どもほっとライン	いじめ相談専用電話を開設し、専門相談員が児童・生徒や保護者からの相談を行う。	教育指導課
<教育センター> 小学校へのスクールカウンセラーの派遣	小学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立小学校に週1～2回派遣する。	教育指導課
<教育センター> 中学校へのスクールカウンセラーの派遣	中学校におけるカウンセリング等の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の解決のため、区立教育センターのスクールカウンセラーを区立中学校に週1～2回派遣する。	教育指導課
<教育センター> 教育センターの教育相談	区内在住の幼児から高校生まで及びその保護者を対象に、不登校、いじめ、就学・進路、問題行動などの相談を、面接及び電話で行う。	教育指導課

事業名	主な事業内容	担当課
<教育センター> つくし教室	区立小・中学校に在籍している児童・生徒で、様々な理由から学校へ行けない子どもに対し、学校へ行けるように相談・学習・スポーツ活動などを通して指導・援助をする。	教育指導課
<教育センター> メンタルフレンド	教育センターのつくし教室に行けない引きこもりがちな子どもに対して、家庭を訪問して相談・援助を行う。	教育指導課
子どもの権利に関する啓発事業	小・中学生フォーラムや公園づくりワークショップの開催等により、子どもの社会参画の推進を図りつつ、子どもの権利についての理解を促進する。	関係各課

## 1-2 子どもの生きる力を育てるために

事業名	主な事業内容	担当課
消費者情報の提供	「かしこい消費者」になるための知識と情報を取りまとめた中学生用消費者教育副読本を作成し、区立中学校の授業で消費者教育の推進を図る。	産業振興課
新宿区勤労者・仕事支援センターによる就労支援	21年度に設立した新宿区勤労者・仕事支援センターで、就労意欲はあっても現実的に就労に結びついていない障害者、高齢者、若年非就業者に対して、多様な就労機会の提供やコーディネートなどの就労支援を行う。	産業振興課
若者自立支援連絡会	NPO等と協働し、働くことに意欲がもてない若者や家族からの相談・自立のための生活訓練等の支援を行うことを検討する。	産業振興課
確かな学力の育成	少人数学習指導の充実や「小1プロブレム」などの学校運営の様々な課題に対応するため、確かな学力推進員（区費講師）を全校配置する。 また、授業改善推進員（退職校長）を派遣し、新規採用教員等への指導を行い、教員の授業力の向上を図る。	教育指導課
放課後等学習支援	授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題のある児童・生徒に対し、放課後等の時間を活用し、一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導を実施するため複数の学習支援員を配置する。	教育指導課
外国人英語教育指導員の配置	学校教育の中で、日本と諸外国の文化・伝統の理解を深め、国際協力のあり方を学ぶ機会として、小・中学校において外国人英語指導による外国人との交流学习を実施する。	教育指導課

事業名	主な事業内容	担当課
特色ある教育活動の推進	各学校（園）の中・長期的な視点に立った特色ある教育活動の展開を具現化するため、「特色ある学校づくりのための教育活動計画」や各校の教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施する。	教育指導課
スクール・コーディネーターの活動	各小・中学校に1名ずつのスクール・コーディネーターを配置し、小・中学校に地域の教育力を橋渡しすることで、学校の教育活動を支援するとともに、学校を核とした家庭・地域の活動を進め、子どもの教育活動や体験学習活動の充実を図る。	教育指導課
地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進	地域の住民や保護者などがその地域の学校の運営に参画することにより、地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりを推進するため、順次、地域協働学校としての指定を行う。	教育指導課
学校評価の充実	これまで行ってきた教職員による内部評価に加え、新たな学校評価として、学校関係者評価や第三者評価を実施する。また、確かな学力の育成に関する意識調査を毎年実施する。	教育指導課
キャリア教育の推進	社会の一員であることを認識し、自己の個性を理解し、最も合った進路を主体的に選択できるよう、小学校からの発達段階に即したキャリア教育を行う。	教育指導課
連携教育の推進	幼児期の教育と小学校以降の教育との適切な接続の在り方を探るため、連携教育推進員（区費講師）の配置校を指定し、総合的な調査研究を行い、幼稚園・保育園、小学校、中学校の円滑な接続ができる連携教育の充実を図る。	教育指導課
<教育センター> サイエンス・プログラムの推進	理科教育の充実を図るため、小学校に理科の専門性の高い講師を派遣し、教員への実験指導等を行う。また、中学校では、大学との連携により最先端技術を活用した授業を提供する。	教育指導課
幼稚園と保育園の連携・一元化	0歳から小学校就学前までの子どもに対し、その成長と発達を見据えた一貫した保育と幼児教育を実施するとともに、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、幼稚園と保育園を一元化した子ども園を計画的に整備する。	学校運営課 保育課
学校選択制の推進	児童・生徒及び保護者が自らの判断で選択できる学校選択制度を活かし、各学校の特色ある教育活動の充実を図る。	学校運営課
幼稚園における預かり保育の充実	幼稚園で教育課程に係る教育時間終了後等に、希望する園児を対象に行う教育活動。私立幼稚園で実施しているほか、子ども園で実施する。	学校運営課
男女共同参画啓発講座	誰もがいきいきと自分らしく生きるため、男女共同参画啓発講座を通じて若者の生き方を支援していく。	男女共同参画課

## 1-3 子どもが心身ともに豊かに育つために

### 1-3-1 心とからだの栄養素「遊び」

事業名	主な事業内容	担当課
総合型地域スポーツ・文化クラブの育成（地域スポーツ・文化事業の実施）	子どもから高齢者までが個々の目的やレベルに応じて多様なスポーツ・文化活動に親しめる「総合型地域スポーツ・文化クラブ」の設立を推進する。このため、区民主体の自立したクラブ運営を支援することにより、地域スポーツ・文化事業協議会と学校施設開放委員会との組織融合や、地域関係組織との連携強化を図り、地域の総合力を結集した「総合型地域スポーツ・文化クラブ」を目指す。	生涯学習 コミュニティ課
プレイパーク活動の推進	区内の公園でプレイパーク活動を行うボランティア・NPO 団体との協働により、子どもが安心して遊べる環境づくりを促進する。	子ども サービス課
プレイリーダーの養成	地域の遊びの活性化のため、プレイリーダーを養成する。また広報、会場確保等の支援を行う。	子ども サービス課
放課後子どもひろばの拡充	学校施設を活用して、放課後に子どもたちが自由に集い、遊び、考え、子ども同士が交流できる遊びと学びの場として、「放課後子どもひろば」を小学校で実施する。（23 年度までに全小学校で実施）	子ども サービス課
中高生にとっての魅力ある居場所づくり	中高生にも利用しやすい児童館を目指し、地域や施設の状況により中高生のためのスペースを確保するとともに、利用時間の延長を行う。	子ども サービス課
児童館における指定管理者制度の活用	児童館に指定管理者制度を導入し、民間のアイデアを活用した児童館運営を行う。	子ども サービス課
みんなで考える身近な公園の整備	老朽化等により公園の改修を行う際に、小規模公園については地域特性を生かせるよう住民による懇談会等を開催し、プラン作成段階からの区民参加を進めていく。今後は、子どもの意見も反映できるよう工夫していく。	みどり公園課
新宿中央公園活性化プラン	新宿中央公園の各エリアの性格を特化することによる活性化を継続する。ちびっこ広場については、安全で安心して遊べる場所となるよう、子どもたちの専用広場時間設定を継続実施する。また、地域住民との協働により、プレイリーダーの育成等を推進し、地域に親しまれる広場を目指す。	みどり公園課

### 1-3-② 心とからだの栄養素「文化・芸術」

事業名	主な事業内容	担当課
文化芸術振興基本条例の制定	「文化芸術創造のまち 新宿」の実現を目指す指針として、文化芸術振興基本条例を21年度に制定し、区民・関係団体、事業者・学校・区等のそれぞれの役割を示す。	文化観光国際課
文化体験プログラムの展開	子どもたちが芸術伝統文化に気軽に触れることができる各種事業の実施により、豊かな人間性と多様な個性をはぐくむとともに、文化芸術活動への参加のきっかけ作りを行う。	文化観光国際課
子ども読書活動の推進	「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが、自主的に読書活動を行うことができるように、読書に関する親力の向上講座や読書塾の開設、学校図書館への司書派遣など、読書環境を整備する。	中央図書館
図書館サポーター制度	図書館サポーター希望者を登録し、ボランティア活動として読み聞かせや家庭配本、資料整理、対面朗読等を行う。	中央図書館
新こども図書館の開設準備	新しい中央図書館のあり方の検討に伴い、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の核としてのこども図書館の役割や機能を再確認し、新「こども図書館」の整備を検討する。	中央図書館
病院サービスの充実	区内4病院に長期入院している子どもたちが図書館サービスを受けられるよう、病院への配本サービスを実施する。	中央図書館
絵本でふれあう子育て支援	保健センターで実施している乳幼児健診（3～4か月健診と3歳時健診）の際に、読み聞かせと絵本の配付（3歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援する。	中央図書館

### 1-3-③ 心とからだの栄養素「食」

事業名	主な事業内容	担当課
保育園での食育の推進	食事のマナーを身につけたり、簡単な調理や野菜の栽培など食の体験を通して、子どもの食生活への関心を高め、「食を営む力」の基礎を培う。	保育課
食育の推進	「食育」の概念や目標について、必要性や区民参加の重要性を普及啓発するための講演会を開催するとともに、食育ボランティアを育成し、児童館や子ども料理教室等における「食育」活動の支援を行う。 また、学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食の教育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備する。	健康推進課 教育指導課

事業名	主な事業内容	担当課
離乳食講習会	6～7か月児を対象に、離乳食の進め方の話と調理実演・試食を行い、保護者の食に対する意識の向上と乳児期からの健全な食生活の支援を行う。	健康推進課
食育リーフレットの配布	食に関するリーフレットを配布し、食育の普及啓発を行う。	健康推進課
食育ボランティアによる料理教室	食育ボランティアによる料理教室を様々な場所で開催し、基本的な食に関する知識の普及を行う。	健康推進課
もぐもぐごっくん支援事業	乳幼児の保護者からの口腔機能全般に関する相談に応じることで不安を取り除くとともに、適切な指導により健全な母子関係と乳幼児の健やかな発達を促すため、各保健センターにおいて、「お口の機能（飲み込み・噛み方・歯並び等）」講習会の開催や、個別相談を実施する。	保健センター
幼児食教室	1歳児を対象に、離乳完了から幼児食への移行期の食事についての講話と調理実演・試食を行う。	保健センター
食育まつり	広く「食」への関心を持ってもらうために区民参加型のイベントを行う。また、「食育の推進」事業である「メニューコンクール」と連動させるなど、「食」について楽しみながら学び、自ら考える機会とする。	健康推進課

## 目標2 健やかな子育てを応援します

### 2-1 安心な妊娠・出産からはじめる子育て

事業名	主な事業内容	担当課
入院助産	保健上必要であるにも関わらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦に対して、出産費を公費で負担する。	子どもサービス課
妊婦健康診査	妊産婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防のため、委託医療機関において、妊娠中の健康診断を行う。20年度から妊婦健康診査の回数を2回から14回とした。	健康推進課
妊婦健康診査費助成	少子化対策の一環として、妊婦健康診査費の一部を助成し、区民が安心して出産できる環境を整える。19年度中に母子健康手帳を発行し妊婦健康診査（後期）を受けた者に、妊婦健康診査費の一部（8万円又は2万円）を各金額の要件により助成する。	健康推進課
妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等により、入院医療を必要とする妊産婦に対して、公費による医療の給付を行う。	健康推進課
妊婦歯科相談	妊娠中に歯科健康診査を実施し、歯科疾患の早期発見・早期治療及び予防を行うことで、産後やその子どもを含めた口腔の健康維持・増進を図る。	健康推進課
妊産婦乳幼児保健指導	生活保護世帯・区民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳幼児に対して、委託医療機関において、必要な保健指導が無料で受けられるよう、保健指導票を交付する。	保健センター
母親・両親学級等の開催	母親・父親になる人に、安心して出産・子育てに臨めるよう、妊娠、出産、子育てについての理解や知識の習得と仲間づくりを目的として実施している。	保健センター
妊婦への相談支援	〔ハイリスク妊婦等要支援者への支援の充実〕 ①妊娠届書からハイリスク妊婦（10代及び40歳以上の妊娠・22週以降の妊娠届等）を把握し支援を行う。 ②母子健康手帳交付時に妊婦の生活習慣や心の健康状態を把握するための質問票を活用して支援する。	保健センター
はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦と産後3か月くらいの母親を対象に、心理職等による講演、助産師・保健師による相談や指導とともに、身近な仲間同士のアドバイスや情報交換を行う。	保健センター



## 2-2 子どもの健やかな成長のために

### 2-2-1 ① 乳幼児の健やかな発達支援

事業名	主な事業内容	担当課
すくすく赤ちゃん訪問	0 か月～生後 4 か月までの乳児を対象に助産師または保健師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導する。また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげる。	保健センター
乳幼児の健康支援	乳幼児の健やかな成長発達を促し、問題の早期発見・対応を行うため、乳幼児健康診査（3～4 か月児・6 か月児・9 か月児・1 歳 6 か月児・3 歳児）、乳幼児歯科健康診査、栄養相談、心理相談などの母子保健サービスを継続的に行う。	保健センター
未熟児、発育・発達の支援を要する児への対応	未熟児訪問指導、乳幼児経過観察健診、育児相談等母子保健サービスを継続的に行うことで、育児不安の軽減や発達・発育の支援を要する児の早期対応を行ない、養育及び子育ての支援をしていく。	保健センター
【再掲】すこやか子ども発達相談	多動や自閉傾向など発達上の問題があるか、又はそのおそれのある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、異常の早期発見及び療育の相談を行う。	保健センター
【再掲】はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦と産後 3 か月くらいの母親を対象に、心理職等による講演、助産師・保健師による相談や指導とともに、身近な仲間同士のアドバイスや情報交換を行う。	保健センター
産婦健康相談	産後の健康や授乳相談及び育児不安の解消のため、3～4 か月健診時にあわせて、助産師による健康相談や保健師、栄養士による保健・栄養相談を行っている。	保健センター
育児相談・育児グループ・育児講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施する。</li> <li>・双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施する。</li> <li>・子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催する。</li> </ul>	保健センター
親と子の相談室	3～4 か月児健診・1 歳 6 か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び乳幼児虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行う。	保健センター
オリーブの会 (MCG) MCG : Mother and Child Group	育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループ。専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図る。	保健センター
歯から始める子育て支援体制の構築	子どもと子育て中の保護者の歯科保健を支えるため、区内歯科医療機関従事者や保育士等の子育て支援専門職をデンタルサポーターとして養成する。また、2 歳児から 5 歳児までを対象に、身近な歯科医療機関での歯と口の健康チェックと保健指導、無料のフッ化物歯面塗布事業を行っている。	健康推進課

事業名	主な事業内容	担当課
歯科衛生相談	歯科医師及び歯科衛生士によるむし歯・歯周病予防及び口腔機能に関する相談や歯みがき指導を、「はじめて歯科相談（1歳児）」、「にこにこ歯科相談（2歳児）」等の相談日を設け実施している。	保健センター
ぜん息予防アレルギー相談	15歳未満の子どもの対象に、ぜん息やアトピー症状等について、小児科医師が診察・相談に応じるほか、栄養相談、住環境相談等を行い、疾病の予防と健康の回復・増進を図る。	健康推進課
家庭における乳幼児事故防止対策	乳幼児の不慮の事故を防ぐため、事故防止に関する講演会の開催及び母子保健事業実施時に事故防止の普及啓発を行う。	保健センター
子どもに関する医療情報の提供	家庭において安心して子どもの健康を守れるよう、子どもによくある症状や病気の対処方法や医療機関情報などについて情報提供をするとともに、学習の機会を設ける。	健康推進課 保健センター
【再掲】妊産婦乳幼児保健指導	生活保護世帯・区民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳幼児に対して、委託医療機関において、必要な保健指導が無料で受けられるよう、保健指導票を交付する。	保健センター
予防接種	伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種を実施する。	保健予防課 保健センター

## 2-2-② 学童期から思春期までの健康づくり

事業名	主な事業内容	担当課
小・中学生への喫煙防止に関する普及啓発事業	小・中学生に対する講演会の開催などを通じ、喫煙の害についての普及啓発を図る。	健康推進課
思春期保健出張健康教育	学校や施設からの要望に応じ、保健所や保健センターの専門職が、たばこ・薬物・アルコール問題・性感染症予防・命の大切さなど、学齢期・思春期の保健情報の提供や出張健康教育を実施する。	保健センター 保健予防課
学校での基礎体力向上への取り組み	子どもの心や体の健やかな成長を図るため、家庭・地域・学校が連携し、基礎体力の向上、生活習慣改善や心の健康保持の取り組みを充実する。	教育政策課 教育指導課
小児生活習慣病予防健診	子どもたちに適切な食生活や運動の習慣を身につけさせるため、区立学校において予防健診を実施し、小児生活習慣病を早期に発見し、栄養指導・運動指導等の対策を講じる。	学校運営課
セーフティ教室や薬物乱用防止教室の実施	警察や薬剤師などの専門家を外部講師としたセーフティ教室や薬物乱用防止教室を実施する。	教育指導課
学校保健委員会の活動	各学校における健康の問題を研究協議し、児童・生徒の健康づくりを推進する。	学校運営課

## 目標3 きめこまやかなサービスですべての子育て家庭をサポートします

### 3-1 子育て支援サービスの総合的な展開

#### 3-1-1 子育て支援サービスの充実

事業名	主な事業内容	担当課
旧東戸山中学校の活用	旧東戸山中学校の敷地に「(仮称)子ども総合センター」を建設し、「子ども家庭支援センター」、「学童クラブ」、「子ども発達センター」、「障害児タイムケア」、「地域開放施設」等の総合的な子育て支援施設の他、「農業体験の場」、「多目的運動ひろば」等を整備する。(21年度起工、23年度開設)	関係各課
子どもと家庭に対する身近な相談	区の各関係機関が身近な相談窓口として子育て等に関する相談に対応する。相談内容によって適切な相談機関につなげていく。(子ども家庭支援センター・保育園・児童館・幼稚園・保健センター・家庭相談)	関係各課
子ども家庭支援センターの拡充	乳幼児や中高生等の居場所を整備するとともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、要保護児童支援のしくみを充実させるため、子ども家庭支援センター機能と児童館機能の両方を併せ持つ「子ども家庭支援センター」を整備する。	子どもサービス課
乳幼児親子の居場所づくり	児童館・子ども家庭支援センター・子ども園等で、乳幼児親子が優先して集えるスペースを整備する。	子どもサービス課 学校運営課
地域子育て支援事業	子ども家庭支援センター・地域子育て支援センターにおいて、相談事業、専門機関や民間活動グループ等との連携、相談機関相互の連絡調整、乳幼児の居場所づくり等、子どもと家庭への総合的な支援を実施する。	子どもサービス課
育児支援家庭訪問事業	家庭訪問・育児援助・家事援助等を組み合わせ、産後支援や養育支援を行う。	子どもサービス課
ファミリーサポート事業	子育ての援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員とする、区民の相互援助活動をお手伝いする事業で、新宿区社会福祉協議会に委託して運営している。	子どもサービス課
子どもショートステイ	病気、出張、出産、看護、冠婚葬祭、育児疲れなどで保護者が夜間も留守になるなど、一時的に子どもの保育ができない時に、区内の乳児院や区が委託した協力家庭で子どもを預かる。(利用対象は0歳～小学校までの子ども)	子どもサービス課
子育て支援コーディネート体制の充実	児童福祉・ソーシャルワーク・子育て支援・地域福祉等に関する講座の受講や自主研究を通じて、区職員のコーディネート能力の向上を図る。	子どもサービス課
子育て応援事業(保育士による訪問相談)	豊富な経験に基づく保育実務経験者による訪問相談を行う。	保育課

事業名	主な事業内容	担当課
一時保育の充実 (保育園・子ども園)	保育施設、子ども園において、一時的に乳幼児を保育することにより、在宅で子育てしている家庭の保育ニーズに応える。保護者の病気等の理由による「緊急」の場合だけでなく、理由を問わず預かる。親子が日常的に利用する施設等においても実施していく。	保育課 学校運営課
ひろば型一時保育の充実	身近なところで、短時間、乳幼児を預かることにより、在宅で子育てしている家庭を支援する。(対象は生後6か月から小学校就学前まで)	子ども サービス課
保育園・母子生活支援施設におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図る。	保育課 子ども サービス課
悩みごと相談室	ライフスタイルの変化や核家族化により多様化する悩みに対して、気軽に相談できるよう専門の職員が面接や電話で受け、問題の解決に向けて助言を行う。	男女共同参画課
女性問題に関する相談機関連携会議	配偶者暴力等(DV)防止のために、関係する相談機関との連携を強化するとともに、事例研究を通して相談員相互の資質の向上と情報の共有化を図る。	男女共同参画課
【再掲】親と子の相談室	3~4か月児健診・1歳6か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び乳幼児虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行う。	保健センター
【再掲】育児相談・育児グループ・育児講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施する。</li> <li>・双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施する。</li> <li>・子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催する。</li> </ul>	保健センター
【再掲】オリーブの会(MCG) MCG: Mother and Child Group	育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループ。専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図る。	保健センター
地域に開かれた幼稚園(園舎開放・子育て相談)事業	地域の子育て支援に資するため、未就園児親子への施設開放・園行事への参加事業等を行う。	学校運営課
区立幼稚園つどいのへや	区立幼稚園で専用室を設け、児童館などと連携しつつ、地域の子育て支援のニーズを踏まえながら、乳幼児親子の居場所づくりや子育て相談など、子育て支援機能を充実する。	学校運営課
私立幼稚園預かり保育推進事業	私立幼稚園で実施している預かり保育事業に助成し、預かり保育時間の延長、休業期の実施など子育て支援事業の充実を図る。	学校運営課

### 3-1-② 経済的な支援

事業名	主な事業内容	担当課
島田育英基金	基金の運用益金を、学業優秀な区内在住中学生が高等学校等へ進学する際、育英基金として支給する。	総務課
外国人学校児童・生徒保護者補助金	経済的理由により就学困難な外国人学校の児童・生徒の保護者に補助金を支給する。(所得制限あり)	文化観光国際課
心身障害者医療費助成	重度心身障害者及び重度心身障害児(子ども医療費助成対象終了後)が、健康保険を使って診療を受けたときの自己負担分(全額又は一部)を助成する。(事業経費は全額東京都が負担し、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が一部の事務を実施)	障害者福祉課
心身障害者福祉手当	児童育成手当(障害手当)に該当しない障害児・障害者に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課
重度心身障害者手当	常時特別な介護を必要とする障害児・障害者に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課
障害児福祉手当	20歳未満で身体または精神に重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な人に支給する。(一定の要件有)	障害者福祉課
生活保護費・法外援護・健全育成費	生活保護法による被保護世帯の学齢生徒のうち、新宿区児童手当を受給した者に対して、同額の費用(健全育成費)を7月、11月、3月の年3回支給する。生活保護においては、新宿区児童手当受給額を収入として認定し、保護支給額を減額調整するので、実質的に手当を受給しなかった場合と変わらず、事業の目的が達成されないため。(新宿区児童手当の開始に伴い18年度支給開始)	生活福祉課
生活保護費・法外援護・自立促進事業	〔就労前支援〕 生活保護法による被保護世帯の義務教育就学中の子ども及びその親を対象に、日常生活習慣確立のため、NPO団体への事業委託により家庭訪問及び各種教室等を実施する。 〔学習環境整備支援〕 生活保護法による被保護世帯の中学2年生及び中学3年生を対象に、高校進学及び基礎学力向上を目的として、学習塾への通塾などの費用を支給する。	生活福祉課
子ども手当	次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの子どもを対象に手当を支給する。(平成22年4月施行予定)	子どもサービス課

事業名	主な事業内容	担当課
児童育成手当 (育成手当・障害手当)	<p>&lt;育成手当&gt; 「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童で、父母が離婚、父又は母が死亡、父又は母が障害の状態などの状況にある児童」を養育している人に支給する。</p> <p>&lt;障害手当&gt; 「20歳未満で愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1・2級程度、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症のいずれかの心身障害を有する児童」を養育している人に支給する。</p>	子どもサービス課
児童扶養手当	「18歳に達した年度の末日までの父と生計を同じくしていない児童（又は20歳未満の中度以上の障害を有する児童）で、父母が離婚、父が死亡、父が重度の障害の状態にあるなどの状況にある児童」を養育している母又は養育者に支給する。児童扶養手当法の改正により、平成22年8月から、父子家庭の父にも対象が拡大される予定。	子どもサービス課
新宿区父子家庭手当	母子家庭のみが対象となっている児童扶養手当と同基準の手当を父子家庭にも支給し、当該家庭の生活の安定と児童の健全育成を図る。児童扶養手当法の改正後、新宿区父子家庭手当は廃止予定。	子どもサービス課
特別児童扶養手当	「20歳未満で、愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級・4級（一部）程度、日常生活に著しい制限を受ける疾病・精神障害を有する児童」を養育している人に支給する。	子どもサービス課
子ども医療費助成	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの保険適用医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成する。	子どもサービス課
助産施設への入所	児童福祉法第22条第1項の規定に基づき、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院して出産することができない場合、指定する助産施設で出産することができる制度。	子どもサービス課
誕生祝い品の支給	新たな子どもの誕生を祝い、出産された方と家族に祝意を表すために、誕生祝品（オリジナル図書カード、絵本ガイドブック）を支給する。	子どもサービス課
母子福祉資金	20歳未満の子どもを育てている母子家庭が、事業開始、住宅改修、就学、就職などで資金が必要となった場合に貸付けを行う。	子どもサービス課
【再掲】入院助産	保健上必要であるにも関わらず、経済的理由により病院等での出産が困難な妊産婦に対して、出産費を公費で負担する。	子どもサービス課
【再掲】ひとり親家庭医療費助成	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は20歳未満）を扶養しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成する。	子どもサービス課

事業名	主な事業内容	担当課
第3子目以降の保育料無料化	保育に欠ける就学前の児童3人以上を保育園等に預けている場合の保育料軽減策として、保育料の負担は2人までとし、それ以外は公費負担とする。	保育課 学校運営課
育成医療の助成	18歳未満の身体に障害のある児童が生活能力を得るために必要な医療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	健康推進課
大気汚染医療費の助成	大気汚染による気管支ぜん息等4疾病の医療を受けた場合に、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。 ・気管支ぜん息（全年齢）ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺きしゅ（18歳未満）	健康推進課
【再掲】妊婦健康診査	妊産婦及び乳児の死亡率低下、流産及び早産の防止並びに子宮内胎児発育遅延等の予防のため、委託医療機関において、妊娠中の健康診断を行う。20年度から妊婦健康診査の回数を2回から14回とした。	健康推進課
【再掲】妊婦健康診査費助成	少子化対策の一環として、妊婦健康診査費の一部を助成し、区民が安心して出産できる環境を整える。19年度中に母子健康手帳を発行し妊婦健康診査（後期）を受けた者に、妊婦健康診査費の一部（8万円又は2万円）を各金額の要件により助成する。	健康推進課
養育医療の助成	未熟児が満1歳までに入院養育を必要とする場合、医療費のうち健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	健康推進課
【再掲】妊娠高血圧症候群等医療費助成	妊娠高血圧症候群等により、入院医療を必要とする妊産婦に対して、公費による医療の給付を行う。	健康推進課
小児慢性疾患の医療費助成	18歳未満の児童で対象慢性疾患の治療に係る医療費のうち、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。	保健予防課 保健センター
特殊疾病の医療費助成	国・都が指定する特殊疾病の治療に対して、健康保険が適用された後の自己負担分を助成する。（全部または一部）	保健予防課 保健センター
【再掲】妊産婦乳幼児保健指導	生活保護世帯・区民税非課税世帯に属する妊産婦及び乳幼児に対して、委託医療機関において、必要な保健指導が無料で受けられるよう、保健指導票を交付する。	保健センター
奨学資金の貸付	高等学校等に在学し、又は入学する者のうち、成績優秀であり、かつ経済的理由により修学困難な生徒に対して、修学に必要な資金の一部の貸付を行う。	教育政策課

事業名	主な事業内容	担当課
就学援助	経済的理由により就学困難な小・中学生の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助する。	学校運営課
区立幼稚園及び子ども園保育料免除	区立幼稚園児及び子ども園児の保護者の経済的負担を軽減させるため、対象基準に該当する場合に保育料等を免除する。	学校運営課
私立幼稚園保護者の負担軽減	私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、入園料補助金、保育料補助金、就園奨励費を、各々の対象基準に該当する場合に支給する。	学校運営課

### 3-2 都市型保育サービスの充実

#### 3-2-1 保育園待機児童の解消

事業名	主な事業内容	担当課
認可保育所等の整備	老朽化した区立保育園を私立の認可保育園に建替える、また、既存の公共施設の活用として区立保育園を施設整備することで、定員の拡充と地域の保育需要に機動的に応える。	保育課
認証保育所への支援	東京都が独自の認証基準に基づいて設置を認証する保育施設。民間事業者等が設置主体となり、利用者との直接契約で保育を実施する。区は開設準備及び運営経費の補助を行う。	保育課
各種研修の充実	保育園において、理論・実技・障害児等保育に関わる専門研修を通し、専門職としての知識を高める。さらに、テーマや職種別 OJT 研修、相談事務等に対応するスキルを身につけ、保育の質の向上を図る。	保育課
【再掲】保育園・母子生活支援施設におけるサービス評価の実施	利用者評価、事業者評価、第三者評価の実施により、サービスの質の向上を図る。	保育課 子どもサービス課



### 3-2-2 ② 多様な保育サービスの充実

事業名	主な事業内容	担当課
【再掲】認可保育所等の整備	老朽化した区立保育園を私立の認可保育園に建替える、また、既存の公共施設の活用として区立保育園を施設整備することで、定員の拡充と地域の保育需要に機動的に 대응する。	保育課
特別保育サービスの充実	就労機会の増大、価値観やライフスタイルの変化に合わせて、保護者のニーズに機動的に 대응し、地域バランスも考慮して、多様で多角的な保育環境を整備する。延長保育、休日保育、年末保育、産休・育休明け保育、入所予約を充実するとともに、本計画では、新たに病児・病後児保育室を1か所開設し、既存の病後児保育事業と連携するなど、利便性を図る。	保育課
【再掲】認証保育所への支援	東京都が独自の認証基準に基づいて設置を認証する保育施設。民間事業者等が設置主体となり、利用者との直接契約で保育を実施する。区は開設準備及び運営経費の補助を行う。	保育課
保育室	認可外保育施設の利用児童を適切に保護するため、保育室（生後57日以上3歳未満の児童を預かる小規模保育施設）として活用し児童福祉の増進を図る。	保育課
家庭福祉員制度（保育ママ）	家庭的雰囲気の良い施設保育を望まない保護者のニーズに対応するため、保育について技能と経験を持った者が、その家庭で3歳未満の児童の保育を実施する。	保育課

### 3-2-2 ③ 学童クラブの充実

事業名	主な事業内容	担当課
学童クラブの充実	学童クラブ利用の需要の増加に対応するため、学校施設等の活用により、新たな学童クラブを開設する。また、区の直営による他、児童指導業務委託による運営や、民間学童クラブへの運営費補助という形態により、延長利用ができる学童クラブを増やしていく。	子どもサービス課

### 3-3 特に配慮が必要な子どもと家庭のために

#### 3-3-1 障害児等と家庭

事業名	主な事業内容	担当課
障害者・障害児等ショートステイ事業	区内の施設において障害者・障害児等を対象としたショートステイ事業を行う。あゆみの家、区立障害者福祉センター、新宿生活実習所、新宿けやき園にて実施。	障害者福祉課 あゆみの家
障害児等タイムケア事業	小学校・中学校・高校生の知的障害児等について、放課後・土曜日及び夏休み等の学校長期休業中の居場所を提供する。	障害者福祉課
日常生活のための各種支援	[補装具等の支給] 障害の状況に応じて適切な補装具、日常生活用具等を支給する。 [障害者歯科診療] 一般歯科診療機関では治療が困難な重度の障害者に対し、専門の医療機関で歯科診療を行う。 [その他] 紙おむつ支給、福祉タクシー等	障害者福祉課
障害者地域生活支援事業	障害児・障害者の生活全般にわたる相談に応じ、情報提供、ケアマネジメント、サービス利用支援等を行うとともに、必要なサービスを提供する。	障害者福祉課 あゆみの家
子ども発達センター	心身に障害のある子どもや発達に遅れのある子どもとその保護者に対して、必要な支援を速やかに提供できるよう関係機関と連携しながらサービスの提供や調整を総合的に行う。	あゆみの家
<子ども発達センター> 発達相談	子どもの発達、育児、障害等の相談を受け、発達検査、対応方法等のアドバイス、情報提供等を行う。必要に応じて関係機関と連携し、子どもや家庭の状況に合ったサービスにつなげていく。	あゆみの家
<子ども発達センター> 児童デイサービス	就学前の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童の自立、社会参加を支援するために、通所によるグループ活動や個別活動を通して、言語・理解の促進や運動機能及び日常生活動作の発達を支援する。	あゆみの家
<子ども発達センター> 在宅児等訪問支援	0歳～就学前の心身に障害のある児童及び心身の発達に遅れのある児童が、子どもの状況や家庭の事情等で通所できない場合、家庭や入院中の病院等へ訪問し、発達の支援や情報提供等を行う。	あゆみの家
<子ども発達センター> 障害幼児一時保育	障害児の家族への支援を目的として、3歳～就学前の心身に障害がある児童や発達に遅れのある児童を対象に、平日一時的に保育する。(利用時間：10時～17時)	あゆみの家
<あゆみの家> 短期入所及び日中ショートステイ事業	在宅の心身障害児を介護する家族が、疾病等の理由により、居宅で介護できない場合に、心身障害児を一定期間保護することにより、家族の負担軽減を図る。	あゆみの家

事業名	主な事業内容	担当課
<学童クラブ> 障害児への対応	通常、小学校3年生までを対象として実施している学童クラブを、障害児等については6年生まで延長する。	子どもサービス課
<保育園> 障害児保育の実施	保育園で中軽度で集団保育が可能な障害児を保育する。また、障害児を持つ保護者に対する支援を進める。	保育課
すこやか子ども発達相談	多動や自閉傾向など発達上の問題があるか、又はそのおそれのある乳幼児に対して、専門医による健康相談を実施し、異常の早期発見及び療育の相談を行う。	保健センター
在宅重症心身障害児訪問事業	療養上の看護や、家族への看護技術指導や相談、助言を行う。	保健センター
<教育センター> ことばの教室	聴覚及び言語に障害のある児童・生徒が、障害の状態の改善・克服に必要な技術を身につけることを目的に聴覚・言語指導の専門家による指導を行う。	教育指導課
<教育センター> 巡回指導・相談体制の構築	発達障害のある幼児・児童・生徒に対する適切な指導や必要な支援のため、医師・学識経験者や心理職等で構成する専門家による支援チームが区立幼稚園・小・中学校巡回相談・助言を行う。また、特別支援教育推進員（区費講師）を派遣し、学校内指導体制を支援する。	教育指導課
情緒障害等通級指導学級の設置	通級指導が必要な発達障害等の児童・生徒への支援を充実させるため、区立小・中学校に情緒障害等通級指導学級を増設・新設する。	学校運営課
<新宿養護学校> 在籍児童・生徒に対する機能訓練の充実	新宿養護学校に在学する児童・生徒の健康の維持増進、運動機能の向上を図るため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による指導を行なう。	学校運営課
<幼稚園> 障害児保育の実施	幼稚園で集団保育が可能な障害児を保育する。教育効果の向上と安全の確保を図るため、園に慣れるまでの期間、必要に応じ介護員（保育助手）を配置する。	学校運営課

### 3-3-2 ひとり親家庭

事業名	主な事業内容	担当課
ひとり親家庭医療費助成	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（一定の障害のある場合は20歳未満）を扶養しているひとり親家庭の親と子に対し、保険適用医療費の自己負担分のうち、一部負担金等相当額を除く医療費を助成する。	子どもサービス課
ひとり親家庭休養ホーム	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭のレクリエーションと休養のため、区で指定した施設を無料または低額な料金で利用してもらう。	子どもサービス課
ひとり親家庭への家事援助者雇用費助成	義務教育修了前（中学生の場合はひとり親になって6か月以内の家庭）の児童を扶養しているひとり親家庭の親又は子どもが一時的な疾病などにより日常生活に支障をきたしたとき、家事援助者を雇う費用を助成する。	子どもサービス課
母子家庭自立支援給付事業	母子家庭の母親の就労を促進するため、区内在住の20歳未満の子どもを扶養している母子家庭で、児童扶養手当受給者または同様の水準の人が、事前申請した指定訓練講座の受講を修了後に、受講料の40%相当額を支給する。	子どもサービス課
母子家庭高等技能訓練促進事業	就職に有利となり生活の安定に資する国家資格等の取得に係る養成訓練（2年以上）において、受講期間のうち一定期間について新宿区母子家庭高等技能訓練促進費を支給する。「一定期間」については、修業期間の後半の2分の1の期間（上限18月）であるが、21年6月から24年3月までの間に入学・修業している者は全期間とする。	子どもサービス課
自立支援促進事業 （ひとり親家庭福祉）	ひとり親家庭に対して、きめ細かな就労支援を展開するため、自立支援プログラム策定員を配置し、個々の状況に応じて自立支援計画を策定し、就労を支援する。	子どもサービス課
母子自立支援員の活動	ひとり親家庭を対象に生活相談に応じ、自立に必要な情報提供・助言を行う。	子どもサービス課
母子生活支援施設への入所	18歳未満の子どもを養育している母子家庭が、生活上のいろいろな問題を抱えている場合、母子を保護し、自立に向けて支援する。	子どもサービス課
【再掲】児童扶養手当	「18歳に達した年度の末日までの父と生計を同じくしていない児童（又は20歳未満の中重度以上の障害を有する児童）で、父母が離婚、父が死亡、父が重度の障害の状態にあるなどの状況にある児童」を養育している母又は養育者に支給する。児童扶養手当法の改正により、平成22年8月から、父子家庭の父にも対象が拡大される予定。	子どもサービス課
【再掲】新宿区父子家庭手当	母子家庭のみが対象となっている児童扶養手当と同基準の手当を父子家庭にも支給し、当該家庭の生活の安定と児童の健全育成を図る。児童扶養手当法の改正後、新宿区父子家庭手当は廃止予定。	子どもサービス課

### 3-3-③ 外国人家庭

事業名	主な事業内容	担当課
日本語学習への支援	外国人の子どもは日本語が十分でないため教科学習が遅れがちな場合がある。こうした子どもたちに対する学習支援を実施するとともに、地域住民と交流する事業を実施する。	文化観光国際課
外国語版生活情報紙の発行	外国人向けに目的別の生活ガイドを作成する。情報網羅 1冊型から差し替えが可能な 10 のジャンルに分けた分冊方式とし、毎年掲載情報の更新を行う。	文化観光国際課
新宿生活スタートブックの発行	来日間もない外国人に対し、日本の基本的な生活ルール、生活習慣を中心に紹介するとともに、区役所での手続きなどのチェックを掲載した冊子を作成し、外国人登録事務手続きの際などに配布する。	文化観光国際課
外国語版文化・生活情報等ホームページの作成	日本語が理解できないために、文化・生活に係る情報が容易に入手できない外国人のために外国語版ホームページを作成する。	文化観光国際課
外国語版「子育てサービスガイド」の発行	子育て情報誌の外国語版を作成し配布する。	子ども家庭課
保育園児等への日本語サポート	外国等から転入した入所児童で、日本語のサポートが必要な 4.5 歳児を対象に日本語指導を行う。また、日本語によるコミュニケーションが困難な保護者との面談や保護者会に通訳者を派遣する。	保育課
日本語サポート指導	区立学校・幼稚園に編入した外国籍等の幼児・児童・生徒などが日本語の授業を理解できるように、学校へ日本語適応指導員を派遣し、日本語及び学校（園）生活に関する適応指導を行う。	教育指導課

### 3-3-④ 虐待予防及び被虐待児と家庭

事業名	主な事業内容	担当課
女性及び母子緊急一時保護	緊急の保護を必要とする女性及び母子を一時的に指定宿泊所に保護することにより身体の安全を確保するとともに自立を援助する。	生活福祉課 子どもサービス課
【再掲】子ども家庭サポートネットワーク	福祉、保健、教育等の子ども家庭関係組織のより効果的な連携を図るため、「子ども家庭サポートネットワーク」を設置、運営している。（このネットワークは、児童福祉法第 25 条に基づく要保護児童対策地域協議会として位置づけている。）	子ども家庭課
【再掲】子ども家庭支援センターの拡充	乳幼児や中高生等の居場所を整備するとともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、要保護児童支援のしくみを充実させるため、子ども家庭支援センター機能と児童館機能の両方を併せ持つ「子ども家庭支援センター」を整備する。	子どもサービス課

事業名	主な事業内容	担当課
【再掲】妊婦への相談支援	<p>〔ハイリスク妊婦等要支援者への支援の充実〕</p> <p>①妊娠届書からハイリスク妊婦（10代及び40歳以上の妊娠・22週以降の妊娠届等）を把握し支援を行う。</p> <p>②母子健康手帳交付時に妊婦の生活習慣や心の健康状態を把握するための質問票を活用して支援する。</p>	保健センター
【再掲】はじめまして赤ちゃん応援事業	妊婦と産後3か月くらいの母親を対象に、心理職等による講演、助産師・保健師による相談や指導とともに、身近な仲間同士のアドバイスや情報交換を行う。	保健センター
【再掲】すくすく赤ちゃん訪問	0か月～生後4か月までの乳児を対象に助産師または保健師が訪問して、乳児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等育児に必要な事項について指導する。また、産婦の体調管理や子育てに関する情報提供及び相談を行い、育児不安の解消や必要に応じて適切なサービスにつなげる。	保健センター
【再掲】育児相談・育児グループ・育児講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児の心や身体の健康、発育、育児、栄養、歯科のことについて個別相談を実施する。</li> <li>・双子を持つ保護者の集いや保護者同士の交流及び情報交換の場として実施する。</li> <li>・子育てに関する知識の普及啓発のため講演会を開催する。</li> </ul>	保健センター
【再掲】親と子の相談室	3～4か月児健診・1歳6か月児歯科健診時に実施している母親対象の心のアンケートや相談において、育児不安やうつ傾向が強い方等を対象に、育児不安の解消及び乳幼児虐待の未然防止・早期発見を図るため、精神科専門医やカウンセラーによる相談を行う。	保健センター
【再掲】オリーブの会（MCG） MCG：Mother and Child Group	育児不安や虐待問題を抱える母親のケアをするグループ。専門相談員や保健師によるグループ相談を通して、悩みや問題の軽減を図る。	保健センター

## 目標4 安心できる子育て環境をつくります

### 4-1 みんなで子どもの育ち・子育てを支えあえる環境づくり

事業名	主な事業内容	担当課
体育指導委員の活動	区民へのスポーツ実技指導・スポーツ活動に関する組織の育成・学校や行政機関の実施するスポーツ事業への協力等を行う。	生涯学習 コミュニティ課
「四谷ひろば」の維持管理	地域住民主体の運営協議会が管理運営する「四谷ひろば」を施設の維持管理面で支援する。	四谷特別出張所
地域の教育力との連携	社会体験・生活体験などを地域社会全体で取り組む活動や、フォーラムなどとおして、家庭と地域が協力して子どもの健全育成に取り組む環境づくりを目指す。	子ども家庭課
思春期の子育て支援事業	思春期の育ちを支えることを目的に、思春期の子どもを持つ保護者、これから思春期を迎える子どもを持つ保護者を主な対象として連続講座やシンポジウムを開催する。(21年度協働提案事業)	子ども家庭課
青少年活動推進委員の活動	次代の社会を担う自立した青少年の育成を目的として、青少年活動推進委員を委嘱し、様々な体験活動を実施することで青少年の主体性を養うとともに、家庭や地域の大人たちの教育力向上支援活動などを実施し、青少年を取り巻く環境づくりを行う。	子ども家庭課
地区青少年育成委員会活動への支援	区民の自主的な活動として、地域社会において青少年の健全育成を図ることを目的に様々な行事を行うとともに、地域の環境浄化に努めている。特別出張所を単位として地域の実情に応じた活動を展開している。	子ども家庭課 特別出張所
社会を明るくする運動	青少年の非行防止と、非行に陥った人たちの更正・援助のための地域活動について広く理解を得るため、法務省の主唱で全国的に実施しており、7月～8月を強調月間として、各団体が運動を展開している。 法務省による重点事項が「犯罪や非行をした人たちの就労支援」であったため、区独自の重点目標を昨年度と同様に「青少年」に焦点を合わせた内容にして実施した。	子ども家庭課
子育て仲間づくり事業	子育て仲間づくりを支援するサポーターを育成し、地域の子育て力の向上を図る。	子ども サービス課
落合三世代交流事業	21年度より、西落合児童館内に、区民と協働して、子どもを中心に幅広い年代の区民が日常的に集い、交流する場を整備した。事業は「落合三世代交流を育てる会」に委託して行い、新宿区社会福祉協議会による福祉相談なども実施している。	子ども サービス課

事業名	主な事業内容	担当課
北山伏子育て支援協働事業（ゆったりーの）	区の空き施設を利用したNPO等区民グループの自主的な子育て支援事業を支援する。	子どもサービス課
子育て支援者養成事業	子育て支援に興味のある区民を対象に、講義・実習を取り入れたワークショップを実施し、子育て支援者の拡大を図る。	子どもサービス課
児童館自主運営委員会の活動	児童館において区民による自主事業を行い、子ども同士や高齢者等の交流を図る。	子どもサービス課
保育園地域交流事業	在宅で子育てをしている保護者の子育て不安感解消と自信回復を図る目的で、各保育園が、保育園児や保育士とふれあう場の提供として、園庭解放、親子あそぼう会、誕生会等の保育園行事を実施する。	保育課
市街地再開発事業における子育て支援施設の誘導	市街地再開発事業においては、地域特性等や、プロジェクトの特性に配慮したうえで、子育て支援関連施設の設置を誘導し、安全で快適に住み続けられるまちづくりを実現する。	地域整備課
区民住宅の管理運営	義務教育修了前の子を扶養する世帯の定住化を促進するため、所得が区営住宅基準以上の区民に対し、区民住宅を提供する。	住宅課
子育てファミリー世帯居住支援	〔転入助成〕 義務教育修了前の子どもを扶養する世帯が、区外から区内の民間住宅に住み替える場合に、引越しにかかる費用と賃貸借契約に係る費用を助成する。 〔転居助成〕 区内に居住する義務教育修了前の子どもを扶養する世帯が、子の出生や成長に伴い区内の他の民間賃貸住宅に住み替える場合に、引越しに係る費用と転居前後の家賃の差額を2年間助成する。	住宅課
家庭の教育力向上支援	従来より実施している、PTAが主体の「家庭教育学級・講座」と、教育委員会が主催の「PTA研修」の開催について継続して行う。 また、「入学前プログラム」事業では、入学前の保護者が集まる健康診断または保護者会の機会を活用し、学校との連携による子どもの仲間づくりプログラムや、入学を機に保護者としての意識を再認識するためのワークショップ、親子のコミュニケーションをテーマとしたプログラム等を実施し、家庭の教育力向上を支援し、子どもと親と学校の良好な関係をつくる。 さらに、「入学前プログラム・フォローアップ」事業や「保護者会等を活用した家庭教育事業」を実施するなど、事業拡充により多様な手法での家庭の教育力向上支援を目指す。	教育政策課



事業名	主な事業内容	担当課
地域学校協力体制の整備 (スクールスタッフ・学校ボランティア)	中学校区を基本単位とし、地域の学校が相互に活用できる外部人材を、授業や部活動に活かす。	教育指導課
メンタルサポートボランティア	目白大学心理カウンセリング学科の学生及び大学院生のボランティアを小・中学校に配置し、児童生徒の相談相手や学習補助等を行い教育の活性化を図る。	教育指導課

#### 4-2 子どもの笑顔があふれるまちづくり

事業名	主な事業内容	担当課
区有施設における子育てバリアフリーの推進	区有施設における、授乳可能なスペース等の情報をホームページ等で公開するとともに、施設の新築や大規模改修等の際に、乳幼児親子が利用しやすい環境整備を促進する。	子ども家庭課
まちの子育てバリアフリーの推進	子どもを連れた人へ配慮した取組みを行う区内の商店、飲食店などを協力店として登録し、ステッカーの交付や店舗等のPRを通じ、親子での外出や、子育てしやすいまちづくりを促進する。	子ども家庭課
水辺とまちの散歩道整備	河川改修工事による基盤整備後に、カラー舗装、休憩施設等の設置、緑化を行い散歩道として整備する。また地域の特色や付近の施設、神田川の自然等を解説する案内板を整備する。	道路課
清潔できれいなトイレづくり	老朽化した公園トイレと公衆トイレを、清潔で誰もが利用しやすく、バリアフリーに配慮したトイレに改修する。	みどり公園課
交通バリアフリーの整備促進	交通バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区(高田馬場駅周辺地区・新宿駅周辺地区)の整備促進を図るとともに、重点整備地区以外の鉄道駅についても、エレベーター設置補助等によりバリアフリー化を推進していく。	都市計画課
ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進	ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるため、有識者等で構成する検討委員会を設置し、ガイドラインを策定する。ガイドライン策定後は、区民や事業者に対してガイドラインの普及啓発を行い、ユニバーサルデザインのまちづくりを進める。	都市計画課

### 4-3 役立つ情報を届けるしくみづくり

事業名	主な事業内容	担当課
新宿区地域ポータルサイトの開設	行政・民間・区民の情報を一体的に受発信するサイトを開設し官民協働で運営していく。地域に密着した区民生活に身近なテーマの情報交流を行うことで、新たな地域コミュニティ作りを目指す。子育てに関するコンテンツも設置し、利用者同士の交流を図る。	区政情報課
キッズホームページの開設	新宿区公式ホームページの再構築の一環として、キッズホームページを開設する。 子どもにもわかりやすく区に関する情報を提供し、区政参画意識を育てていく。	区政情報課
ビデオ広報等の制作 (子ども向け防犯啓発ビデオの制作)	「新宿シンちゃん」交通安全啓発ビデオの制作（子どもが自分の身を守る方法を知り、実践していく力を身につけるためのアニメーション作品を制作する。）	区政情報課
子育て情報ガイドの発行	子育て支援に関する情報をまとめた冊子を作成し、関係機関窓口で配付するとともに、母子健康手帳交付時に、対象家庭に配付する。	子ども家庭課
児童館子育て情報紙「のびのび通信」の発行	地域の子育て情報を掲載した子育て情報紙を児童館で作成し、児童館・学校・幼稚園・保育園を通じて地域の子育て家庭に配布する。	子どもサービス課
小・中学校のホームページの開設	各学校ごと特色のあるホームページを開設し、他校との交流を深め、情報教育を推進する。	教育指導課
子どもホームページの充実	平成17年2月、新宿区立図書館ホームページ内に「こどもページ」を開設した。コンテンツには利用案内、行事案内、本の検索、おすすめ本の紹介などがあり、毎月更新を行なっている。	中央図書館

#### 4-4 もっと安全で安心なまちづくり

事業名	主な事業内容	担当課
安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	平成 19 年 11 月 1 日から、しんじゅく安全・安心情報ネットにより不審者・事件・防災の各情報についてのメール配信及び電子掲示板への掲出を開始している。	危機管理課
安全教育の充実	小・中学校でのセーフティ教室等の実施や危機回避マニュアル（冊子）「こんなときあなたはどうしますか？」の作成・配付を行う。	子ども家庭課 教育政策課 教育指導課
緊急避難場所「ピーポ 110 ぱんのいえ」	子どもたちが身の危険を感じたときに避難できる「ピーポ 110 ぱんのいえ」の普及・啓発について、設置主体の警察と協力して推進する。	子ども家庭課
みんなで進める交通安全	[交通安全教室] 幼児期からの交通安全教育が重要であるので、保育園、幼稚園及び小学校に出向き、警察の指導による交通安全教室を実施している。また、小学生向けに正しい自転車の乗り方や点検の仕方について指導を行う自転車教室も実施している。 [交通安全総点検] PTA・町会・警察・区が合同で交通安全施設等の総点検を行い交通事故のない安全なまちづくりに役立てる。	交通対策課
新入学児童に対する交通安全対策	区立小学校一年生を対象に、交通安全意識啓発用として、ランドセルカバー、黄色い帽子を配付する。	教育政策課
子ども安全ボランティア活動の推進	子どもの安全確保のために、地域ぐるみの安全体制の整備を行う。そのために、子どもの安全を見守るボランティア活動の推進を図る。	教育政策課
小・中学生への防犯ブザーの配付	区立小・中学生に防犯ブザーを配付し安全教育に努める。私立等の小・中学生には希望者に貸与する。	学校運営課

#### 4-5 未来の子どもたちへの環境づくり

事業名	主な事業内容	担当課
生ごみ（給食残菜等）処理機の設置による堆肥づくり	区立保育園に生ごみ処理機を設置し、生ごみの減量化を図るとともに、乾燥処理物を有機肥料として、園庭での野菜づくり等で活用する。	保育課
アユが喜ぶ川づくり（神田川河川公園の整備）	アユ等の水生生物が生息できる水辺空間の創出を図る。	みどり公園課
環境学習・環境教育の推進	体系化した「環境教育ガイド」を策定し、学校教育、生涯学習などの様々な場における環境学習・環境教育を推進する。	環境対策課
環境学習情報センターの運営	環境を考へ行動するすべての人に、新しい情報発信や活動の場を提供し、環境保全思想の普及と環境行動の一層の推進を図る拠点として、16年6月に開設、運営している。	環境対策課
新宿リサイクル活動センターの運営	ごみ減量及びリサイクル活動を推進し、資源循環型社会の形成に資する総合活動拠点として運営を行う。環境学習や施設見学のプログラムを通じ、次代を担う子どもたちに対して、環境・リサイクル意識の醸成と啓発を図る。	環境対策課
地球温暖化対策の推進	区内の家庭や事業所における温室効果ガス排出量を削減し、未来へ引き継ぐことが出来る環境に配慮したまちづくりを目指す。区民や事業者の省エネルギーの取組みや新エネルギー等の導入を促進・支援するとともに、区自らも率先して、区有施設に太陽光発電設備等を導入していく。	環境対策課
区営住宅の管理運営	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な使用料で区営住宅を提供する。区営住宅の種類には、一般向け・高齢者向け・障害者向け・ひとり親世帯向けなどがある。	住宅課
高齢者等入居支援	民間住宅への入居が困難な高齢者、障害者及びひとり親世帯の入居を支援するため、協定保証会社へのあっ旋、保証委託料の助成を行う。	住宅課
住み替え居住継続支援	区内の民間賃貸住宅に居住し、その住宅の取り壊し等により立ち退きを求められている高齢者、障害者及びひとり親世帯に対して、転居後住宅の家賃と引越し費用の一部を助成する。	住宅課
子育てファミリー世帯居住支援（転居助成）	区内の民間賃貸住宅に居住し、義務教育修了前の子どもを扶養する世帯の居住継続と地域の活性化を図るため、家賃の一部を助成する。	住宅課
ワンルームマンション条例の運用	一定規模以上のワンルームマンションに家族向け住戸の設置を義務づけることなどを内容とする「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」について、同条例に基づく申請・届出の審査を行う。	住宅課

## 目標5 ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを推進します

### 5-1 仕事と子育てが調和できる取組みの推進

事業名	主な事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランス企業応援資金	ワーク・ライフ・バランスを推進する中小企業向けの低利の融資を行う。(対象企業は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画届出企業及び区が推進企業認定制度の申請書を受理した中小企業者)	産業振興課
ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する意識実態調査	区民及び区内事業者に、ワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画等に関するアンケート調査を行い、24年度からの「新宿区男女共同参画推進計画」策定に向けた基礎資料とする。	男女共同参画課
ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	男女共同参画情報誌やホームページ等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を行う。	男女共同参画課
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	中小企業を中心とした区内企業のうち、育児休業制度が充実しているなど、子育て支援に積極的な企業を、「ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定し、認定証を交付し公表するとともに、産業振興課との連携により、認定企業に対して低利融資を斡旋する。 子育て支援に積極的な企業が社会的に評価される社会環境を実現し、仕事と子育てが両立できる生活環境の整備を図るため、働き方の見直し、次世代育成支援についての啓発を行う。	男女共同参画課
育児ママの再就職準備講座	出産を理由に退職し、乳幼児の育児をしている女性を対象に、再就職のための準備について考える講座を実施する。	男女共同参画課

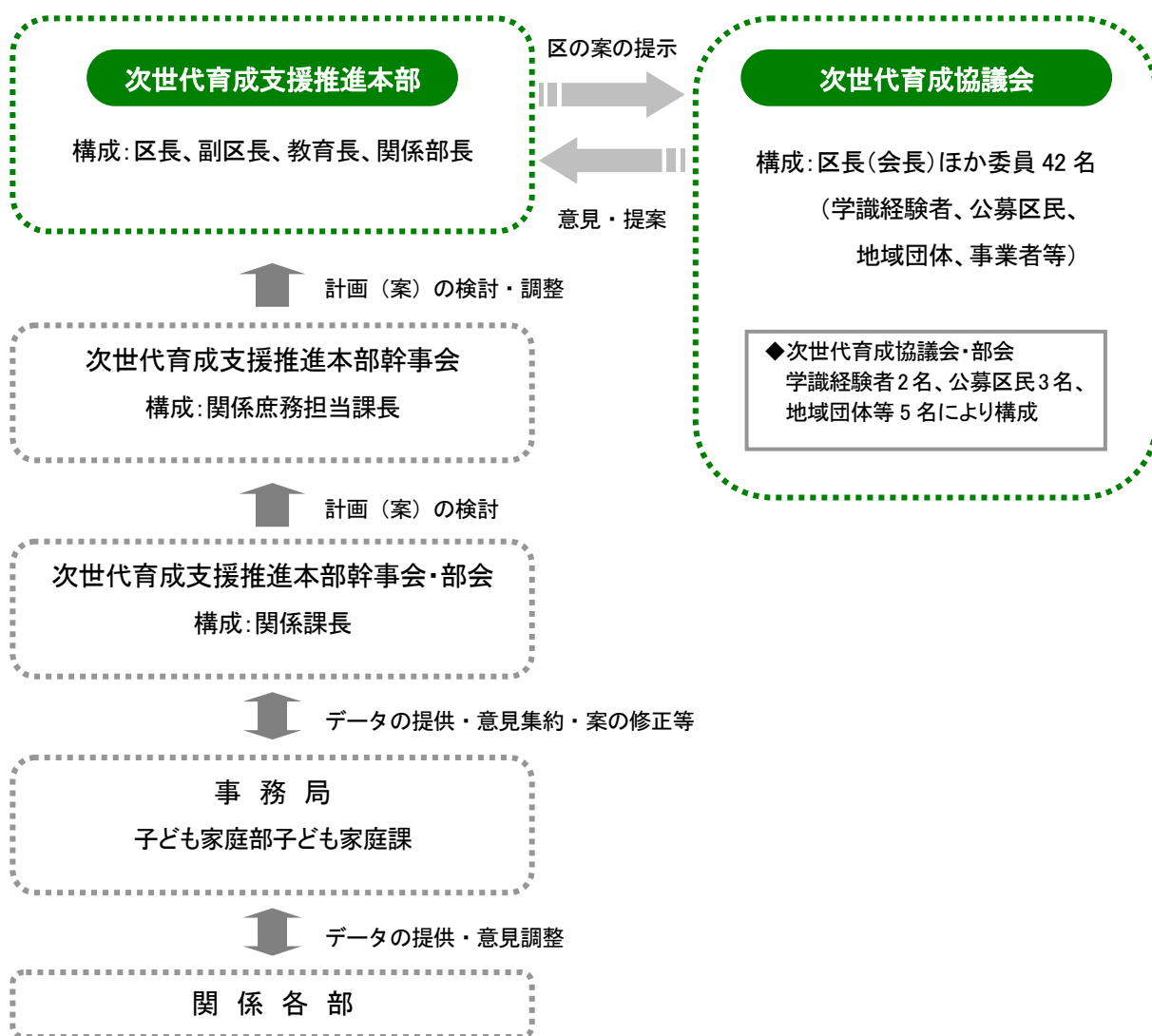
### 5-2 男女がともに自分らしく生きるために

事業名	主な事業内容	担当課
男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業	男性が育児・介護休業を取得しやすい職場環境づくりに向けた取組みを行っている企業をサポート企業として認定登録し、対象要件を満たした場合、奨励金を支給する。	男女共同参画課
父親の育児参加の促進	男女共同参画の視点から、家庭における男女の意識づくりや父親の育児参加等について、講座や広報・情報誌を通じて促進する。	男女共同参画課
小学校高学年向け啓発誌の配布	小学校高学年(5年生)を対象に、男女共同参画啓発誌を配布し、子育てを含めた男女共同参画社会を考える学習教材として活用する。	男女共同参画課

## 2 新宿区次世代育成支援計画（平成 22 年度～平成 26 年度）策定体制

この計画の策定にあたり、平成 20 年度に「新宿区次世代育成支援に関する調査」を実施しました。この調査は、区民 5,000 人を対象に、①就学前児童の保護者 ②小学生の保護者 ③中学生の保護者 ④中学生本人 ⑤青少年（15 歳から 17 歳までの男女） ⑥少子社会に関する調査（18 歳から 34 歳までの男女） の 6 種類の調査を行い、区民の子育て支援や次世代育成に関する現状・意識等を把握いたしました。

この調査結果等をもとに、区長を本部長とする「新宿区次世代育成支援推進本部」にて計画（案）を検討するとともに、区民・学識経験者・地域団体・事業者等からなる「新宿区次世代育成協議会」の中に「部会」を設置し、計画（案）の内容について検討・協議してきました。また、節目ごとに「新宿区次世代育成協議会」を開催し、計画（案）の内容について意見を伺うとともに、素案の段階でパブリック・コメント、シンポジウム、地域説明会を実施し、区民の声を計画に十分反映できるよう努めてきました。



### 3 新宿区次世代育成支援計画（平成 22 年度～平成 26 年度）策定経過

	開催日	次世代育成協議会	次世代育成協議会・部会	次世代育成支援推進本部
平成 21 年	6月26日			〔第1回〕 ①次世代育成支援計画 （後期計画）
	7月1日	〔第1回〕 ①骨子(案)について ②次世代育成協議会・部会 の設置について		
	7月16日		〔第1回〕 ①骨子(案)について ②子どもと家庭をとりまく現 状について	
	7月30日		〔第2回〕 ①施策体系について	
	8月7日			〔第2回〕 ①区有施設における子育 てバリアフリーの推進 ②待機児童解消対策
	8月25日		〔第3回〕 ①施策体系について ②現状と課題・取組みの方 向について	
	9月3日		〔第4回〕 ①現状と課題・取組みの方 向について	
	9月17日		〔第5回〕 ①新宿区次世代育成支援計 画(素案)について	
	10月15日	〔第2回〕 ①新宿区次世代育成支援計 画(素案)について		
	10月22日			〔第3回〕 ①新宿区次世代育成支援 計画(素案)
	10月29日	〔第3回〕 ①新宿区次世代育成支援計 画(素案)について		
平成 22 年	1月13日			〔第4回〕 ①待機児童解消対策
	1月22日			〔第5回〕 ①新宿区次世代育成支援 計画(平成22年度～平 成26年度) ②パブリック・コメントの結 果
	3月29日	〔第4回〕 ①新宿区次世代育成支援計 画(平成22年度～平成26 年度)について ②パブリック・コメントの結果 について		

## 4 地域説明会等実施状況

### 〔地域説明会〕

回	開催日	会場	参加者	備考
第1回	21年11月12日(午前)	角筈地域センター	2人	
第2回	21年11月12日(夜間)	若松地域センター	3人	
第3回	21年11月13日(午後)	新宿消費生活センター分館	3人	
第4回	21年11月17日(午後)	牛込笹笥区民センター	90人	次世代育成シンポジウムを開催
第5回	21年11月18日(夜間)	柏木地域センター	35人	「区長と話そうしんじゅくトーク」と共催
第6回	21年12月2日(午後)	榎町地域センター	6人	
第7回	21年12月3日(午前)	落合第一地域センター	5人	
第8回	21年12月3日(午後)	落合第二地域センター	5人	
第9回	21年12月4日(午後)	四谷地域センター	11人	
第10回	21年12月4日(夜間)	大久保地域センター	9人	

### 〔区政モニター会議での説明〕

開催日	会場	参加者	備考
21年12月14日	新宿区役所	37人	区政モニター会議にて説明

### 〔パブリック・コメントの実施〕

実施期間	意見提出件数
平成21年11月12日(木)～平成21年12月14日(月)まで	70件



## 5 新宿区次世代育成協議会条例

〔平成 17 年 3 月 24 日〕  
〔 条 例 第 1 8 号 〕

(設置)

**第1条** 新宿区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策（以下「次世代育成施策」という。）の総合的かつ効果的な推進を図るため、区長の附属機関として、新宿区次世代育成協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 協議会は、次世代育成施策に関する重要な事項について協議する。

2 前項に規定するもののほか、協議会は、次世代育成施策の推進を図るために必要な事項について、区長及び区内の関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

**第3条** 協議会は、会長及び委員 43 人以内をもって組織する。

2 会長は、区長をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者 3 人

(2) 区民 3 人

(3) 事業者（法人その他の団体にあつては、その構成員（次号に掲げる者を除く。）） 1 人

(4) 労働組合の組合員 1 人

(5) 地域活動団体の構成員 20 人

(6) 教育、保健、福祉等の関係者 8 人

(7) 関係行政機関の職員 7 人

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

**第6条** 協議会は、会長が招集する。

(会議)

**第7条** 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

3 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

**第8条** 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聴くことができる。

(部会)

**第9条** 協議会は、次世代育成施策に関する特定の事項について調査審議するため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属すべき委員のうちから会長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を総括し、並びに部会の調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を部会に出席させて意見を聴くことができる。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(平成17年5月24日規則第107号により、平成17年6月23日から施行)

2 委員の委嘱及び任命のための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 附 則 (平成19年6月21日条例第47号)

1 この条例は、平成19年6月23日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の新宿区次世代育成協議会条例第3条第3項の規定による委員の委嘱及び任命のための手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

## 6 新宿区次世代育成協議会の構成

### (1) 新宿区次世代育成協議会委員（第三期）

役職名	組織・団体等	氏名	備考
会長	新宿区長	中山 弘子	
副会長	学識経験者	福富 護	東京学芸大学名誉教授
委員	学識経験者	増田 まゆみ	目白大学教授
	区民（公募）	小林 辰男	
	区民（公募）	小林 浩司	
	区民（公募）	山田 幸恵	
	東京商工会議所	福西 七重	
	連合新宿地区協議会	細谷 さつき	
	民生委員児童委員協議会	金子 正子	
	新宿区青少年団体連絡協議会	野澤 秀雄	
	区立中学校 PTA 協議会	田中 淳	
	区立小学校 PTA 連合会	小野田 剛	
	しんじゅく女性団体会議	長谷川 照子	
	新宿区保護司会	佐藤 雅子	
	四谷地区青少年育成委員会	田谷 節子	
	笹塚地区青少年育成委員会	飯島 泰文	
	榎地区青少年育成委員会	松井 ひろ子	
	若松地区青少年育成委員会	藤塚 米子	
	大久保地区青少年育成委員会	勝元 秀男	
	戸塚地区青少年育成委員会	吉田 哲也	
	落合第一地区青少年育成委員会	大塚 フジエ	
	落合第二地区青少年育成委員会	鹿倉 敏子	
	柏木地区青少年育成委員会	山浦 秀彰	
	角筈地区青少年育成委員会	豊島 富子	
	区立幼稚園 PTA 連合会	榎本 知子	
	新宿区学童保育連絡協議会	三島 知彦	
	新宿区障害者団体連絡協議会	平賀 美智子	
	新宿区更正保護女性会	竹内 妙子	
	新宿区教育長	石崎 洋子	
	区立中学校校長会	三町 草	
	区立小学校校長会	邑上 裕子	
	区立幼稚園園長会	富井 正嗣	
	私立幼稚園園長会	菊池 義和	
	区立保育園園長会	矢作 雅子	
	私立保育園連絡会	古屋 紀子	
	地域子育て支援センター	大矢 裕子	
	新宿警察署長	立延 哲夫	
	戸塚警察署長	近澤 貴司	
四谷警察署長	寺島 卓	平成21年9月30日まで	
	立石 照雄	平成21年10月1日から	
牛込警察署長	小林 博夫		
新宿少年センター所長	関谷 信男	平成21年9月30日まで	
	鈴木 敬夫	平成21年10月1日から	
新宿消防署長	野原 英司		
東京都児童相談センター所長	丸山 浩一		

## (2) 新宿区次世代育成協議会・部会委員（平成21年度）

役職名	組織・団体等	氏名	備考
部会長	学識経験者	福富 護	東京学芸大学名誉教授
部会員	学識経験者	増田 まゆみ	目白大学教授
	区民（公募）	小林 辰男	
	区民（公募）	小林 浩司	
	区民（公募）	山田 幸恵	
	民生委員児童委員協議会	金子 正子	
	区立中学校PTA協議会	田中 淳	
	区立小学校PTA連合会	小野田 剛	
	大久保地区青少年育成委員会	勝元 秀男	
	区立幼稚園PTA連合会	榎本 知子	
	新宿区学童保育連絡協議会	三島 知彦	
	新宿区障害者団体連絡協議会	平賀 美智子	
	区立保育園園長会	矢作 雅子	

## 7 新宿区次世代育成支援推進本部設置要綱

(設置)

**第1条** 新宿区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境を整備するとともに、青少年の健全な成長を支える地域社会を実現するために必要な施策（以下「次世代育成施策」という。）の総合的かつ効果的な推進を図るための庁内検討組織として、新宿区次世代育成支援推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(組織)

**第2条** 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部を総理する。
- 4 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

**第3条** 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 次世代育成支援にかかわる計画の策定に関すること。
- (2) 次世代育成支援にかかわる諸施策の協議及び推進に関すること。
- (3) 次世代育成支援にかかわる計画の推進の総合調整に関すること。
- (4) その他次世代育成支援にかかわる施策の推進に関し、本部長が必要と認める事項

(会議)

**第4条** 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を本部会議に出席させることができる。

(幹事会)

**第5条** 推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長は、子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理するものとする。
- 5 副幹事長は、子ども家庭部子ども家庭課長の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 8 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 9 幹事会は、幹事長が招集する。

(部会)

**第6条** 幹事会に部会を設置することができる。

(事務局)

**第7条** 推進本部の事務局は、子ども家庭部子ども家庭課が担当する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、推進本部に必要な事項は、本部長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成 15 年 5 月 15 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

本部員	区長室長
	総合政策部長
	総務部長
	地域文化部長
	福祉部長
	社会福祉協議会担当部長
	子ども家庭部長
	健康部長
	新宿区保健所長
	みどり土木部長
	環境清掃部長
	都市計画部長
	教育委員会事務局次長
	中央図書館長

別表第 2（第 5 条関係）

幹事	総合政策部 企画政策課長
	総務部 総務課長
	地域文化部 地域調整課長
	福祉部 地域福祉課長
	子ども家庭部 子ども家庭課長
	健康部 健康推進課長
	みどり土木部 土木管理課長
	環境清掃部 環境対策課長
	都市計画部 都市計画課長
	教育委員会事務局 教育政策課長

## 8 新宿区次世代育成支援推進本部の構成

### (1) 本部員

役職名	職名	氏名	備考
本部長	新宿区長	中山 弘子	
副本部長	新宿区副区長	永木 秀人	
	新宿区教育長	石崎 洋子	
本部員	区長室長	寺田 好孝	
	総合政策部長	猿橋 敏雄	
	総務部長	野口 則行	
	地域文化部長	酒井 敏男	
	福祉部長	今野 隆	
	社会福祉協議会担当部長	(今野 隆)	(※福祉部長兼務)
	子ども家庭部長	伊藤 陽子	
	健康部長	八十 恒人	
	新宿区保健所長	福内 恵子	
	みどり土木部長	邊見 隆士	平成21年7月15日まで
		野崎 清次	平成21年7月16日から
	環境清掃部長	伊藤 憲夫	
	都市計画部長	高橋 信行	
	教育委員会事務局次長	小柳 俊彦	
中央図書館長	野田 勉		

### (2) 幹事

役職名	職名	氏名	備考
幹事	総合政策部 企画政策課長	藤牧 功太郎	
	総務部 総務課長	木全 和人	
	地域文化部 地域調整課長	加賀美 秋彦	
	福祉部 地域福祉課長	山崎 文雄	
	子ども家庭部 子ども家庭課長	吉村 晴美	
	健康部 健康推進課長	杉原 純	
	みどり土木部 土木管理課長	野崎 清次	平成21年7月15日まで
		柏木 直行	平成21年7月16日から
	環境清掃部 環境対策課長	木村 純一	
	都市計画部 都市計画課長	折戸 雄司	
	教育委員会事務局 教育政策課長	竹若 世志子	



## (3) 部会員

役職名	職名	氏名	備考
部会長	子ども家庭部 子ども家庭課長	吉村 晴美	
副部会長	子ども家庭部 子どもサービス課長	大野 哲男	
部会員	総合政策部 企画政策課長	藤牧 功太郎	
	地域文化部 文化観光国際課長	山田 秀之	
	地域文化部副参事(勤労者・仕事支援センター担当)	村上 道明	
	福祉部 障害者福祉課長	秋重 知子	
	福祉部 あゆみの家所長	小山 朝子	
	福祉部 生活福祉課長	井下 典男	
	子ども家庭部 保育課長	吉田 淳子	
	子ども家庭部 男女共同参画課長	下杉 正樹	
	健康部 牛込保健センター所長	大久保 仁恵	(※母子保健担当)
	みどり土木部 土木管理課長	野崎 清次	平成21年7月15日まで
		柏木 直行	平成21年7月16日から
	都市計画部 住宅課長	北村 仁英	
	教育委員会事務局 教育指導課長	上原 一夫	
教育委員会事務局 学校運営課長	齊藤 正之		



新宿区次世代育成支援計画  
(平成 22 年度～平成 26 年度)

印刷物作成番号

2009-5-3001

発行年月 平成 22 (2010) 年 3 月  
編集・発行 新宿区子ども家庭部子ども家庭課  
〒160-8484  
東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号  
電話 03 (5273) 4260

- 新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。  
本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

